

第1節 最近の犯罪情勢とその対策

1 刑法犯

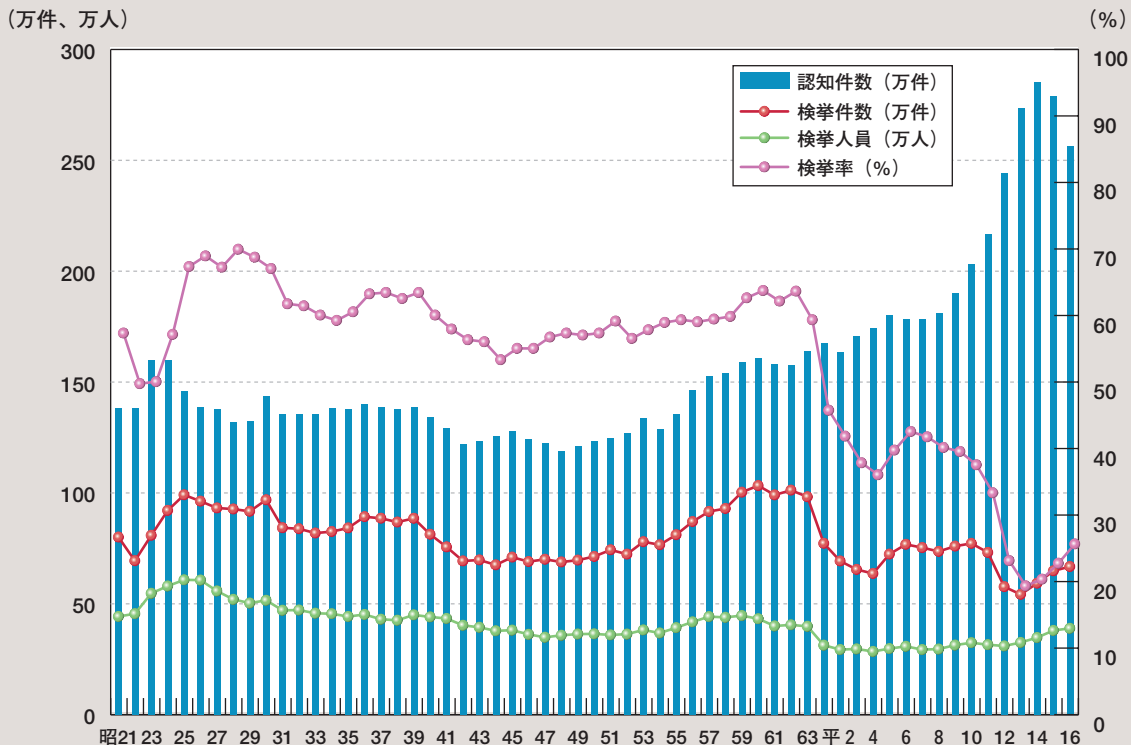
刑法犯の認知件数は、平成8年から14年にかけて、7年連続で戦後最多の記録を更新し続けた。その後、15年には減少に転じ、16年中は256万2,767件と、前年より22万7,369件（8.1%）減少した。しかし、減少したといっても、140万件前後で推移していた昭和期の約2倍の水準にあることに変わりはなく、情勢は依然として厳しい。

刑法犯の検挙件数は、5年以降70万件台で推移していたが、12年には大きく減少して50万件台に落ち込み、13年も更に減少した。しかし、14年以降は毎年連続して増加し、16年中は66万7,620件と、前年より1万9,301件（3.0%）増加した。

刑法犯の検挙人員は、平成に入り30万人前後で推移していたが、13年以降は毎年連続して増加している。16年中は38万9,027人と、前年より9,425人（2.5%）増加し、平成に入り最多となった。

刑法犯の検挙率は、昭和期にはおおむね60%前後の水準であったが、平成に入ってから急激に低下し、13年には19.8%と戦後最低を記録した。しかし、14年以降は連続して上昇し、16年中は26.1%（前年比2.9ポイント増）であった。

図3-1 刑法犯の認知・検挙状況の推移（昭和21～平成16年）



刑法犯の認知・検挙状況の推移（平成7～16年）

区分	年次	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
認知件数 (件)		1,782,944	1,812,119	1,899,564	2,033,546	2,165,626	2,443,470	2,735,612	2,853,739	2,790,136	2,562,767
検挙件数 (件)		753,174	735,881	759,609	772,282	731,284	576,771	542,115	592,359	648,319	667,620
検挙人員 (人)		293,252	295,584	313,573	324,263	315,355	309,649	325,292	347,558	379,602	389,027
検挙率 (%)		42.2	40.6	40.0	38.0	33.8	23.6	19.8	20.8	23.2	26.1

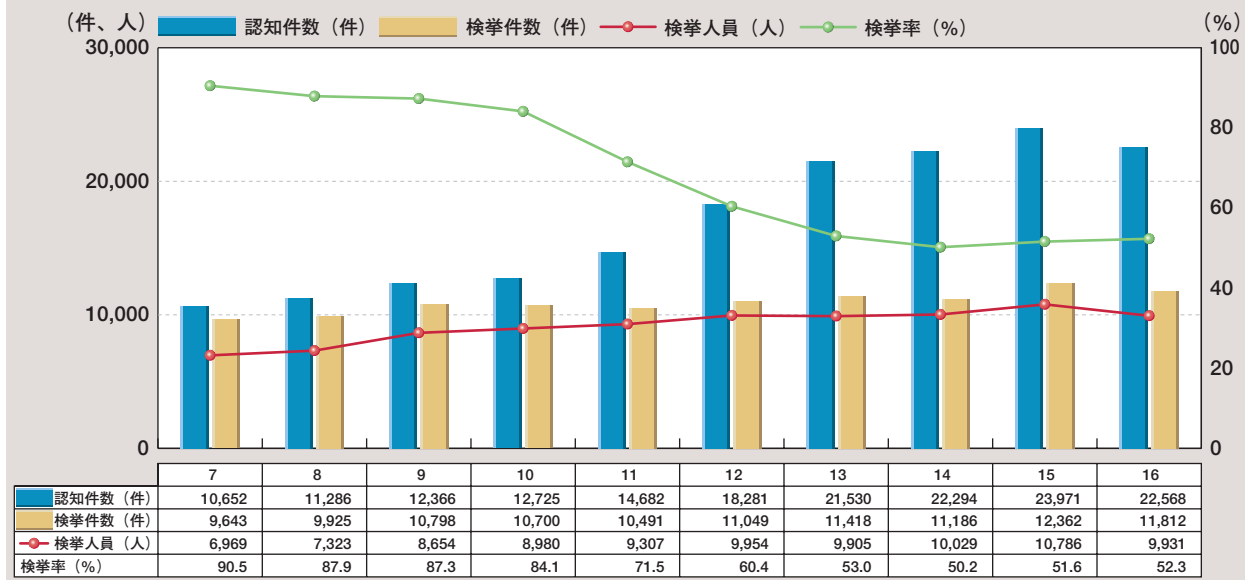
2 重要犯罪

(1) 重要犯罪の認知・検挙状況

重要犯罪（殺人、強盗、放火、強姦、略取・誘拐及び強制わいせつをいう。）の認知件数は、平成11年以降、強盗と強制わいせつを中心に急激に増加したが、16年中は2万2,568件と、前年より1,403件（5.9%）減少した。

重要犯罪の検挙件数、検挙人員は、過去10年間増加傾向にあるが、16年中の検挙件数は1万1,812件、検挙人員は9,931人と、それぞれ前年より550件（4.4%）、855人（7.9%）減少した。

図3-2 重要犯罪の認知・検挙状況の推移（平成7～16年）



(2) 殺人の認知・検挙状況

殺人の認知件数は、過去10年間大きな変化はない。平成16年中は1,419件（前年比33件（2.3%）減）であったが、一度に多数の人が殺害される凶悪な事件が発生し、注目を集めた。

表3-1 殺人の認知・検挙状況の推移（平成7～16年）

区分	年次	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
認知件数 (件)		1,281	1,218	1,282	1,388	1,265	1,391	1,340	1,396	1,452	1,419
検挙件数 (件)		1,236	1,197	1,225	1,356	1,219	1,322	1,261	1,336	1,366	1,342
検挙人員 (人)		1,295	1,242	1,284	1,365	1,313	1,416	1,334	1,405	1,456	1,391
検挙率 (%)		96.5	98.3	95.6	97.7	96.4	95.0	94.1	95.7	94.1	94.6

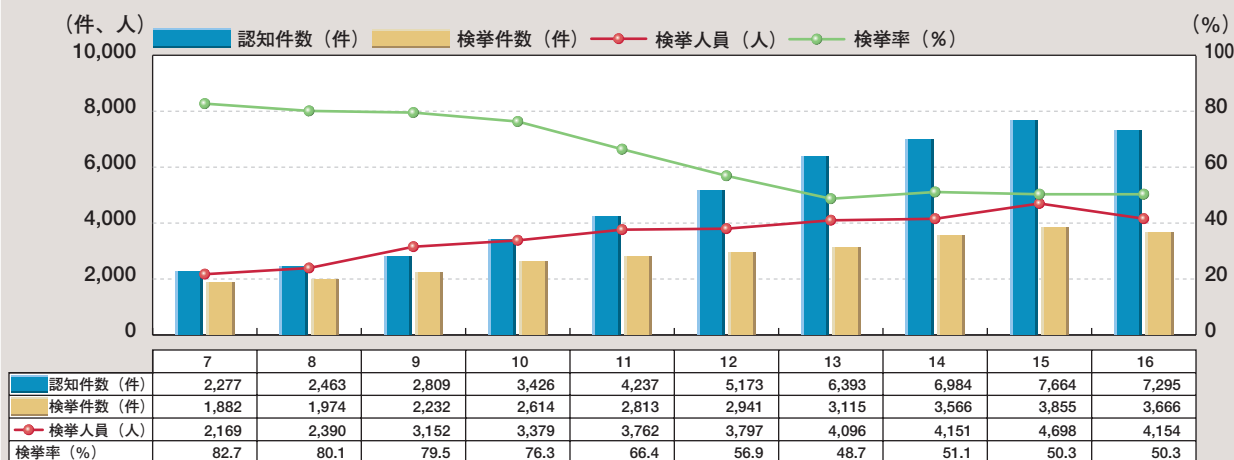
事例

16年8月、無職の男（47）は、自宅近くにある2軒の民家で住人を次々と刃物で刺して、男性4人、女性3人を殺害し、女性1人に重傷を負わせた。同月、殺人罪等で逮捕した（兵庫）。

(3) 強盗の認知・検挙状況

強盗の認知件数、検挙件数、検挙人員は、平成8年以降増加していたが、16年中の認知件数は7,295件（前年比369件（4.8%）減）、検挙件数は3,666件（前年比189件（4.9%）減）、検挙人員は4,154人（前年比544人（11.6%）減）と、いずれも前年より減少した。

図3-3 強盗の認知・検挙状況の推移（平成7～16年）



事例 16年1月から9月にかけて、無職の男（27）は、愛知県でタクシー運転手を殺害して現金等を奪い、また、長野県で独居の男性1人、女性2人を殺害して現金等を奪った。同年11月までに、強盗殺人罪等で逮捕した（長野、愛知）。

(4) 放火の認知・検挙状況

平成16年中の放火の認知件数は2,174件（前年比104件（5.0%）増）、検挙件数は1,513件（前年比65件（4.5%）増）、検挙人員は867人と、いずれも前年より増加した。

表3-2 放火の認知・検挙状況の推移（平成7～16年）

区分	年次	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
認知件数 (件)		1,710	1,846	1,936	1,566	1,728	1,743	2,006	1,830	2,070	2,174
検挙件数 (件)		1,645	1,749	1,804	1,369	1,458	1,372	1,540	1,234	1,448	1,513
検挙人員 (人)		685	710	749	693	750	789	783	815	866	867
検挙率 (%)		96.2	94.7	93.2	87.4	84.4	78.7	76.8	67.4	70.0	69.6

(5) 強姦の認知・検挙状況

平成16年中の強姦の認知件数は2,176件（前年比296件（12.0%）減）、検挙件数は1,403件（前年比166件（10.6%）減）、検挙人員は1,107人（前年比235人（17.5%）減）と、いずれも前年より減少した。

表3-3 強姦の認知・検挙状況の推移（平成7～16年）

区分	年次	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
認知件数（件）		1,500	1,483	1,657	1,873	1,857	2,260	2,228	2,357	2,472	2,176
検挙件数（件）		1,410	1,317	1,472	1,652	1,369	1,540	1,404	1,468	1,569	1,403
検挙人員（人）		1,160	1,117	1,448	1,512	1,392	1,486	1,277	1,355	1,342	1,107
検挙率（%）		94.0	88.8	88.8	88.2	73.7	68.1	63.0	62.3	63.5	64.5

（6）略取・誘拐の認知・検挙状況

平成16年中の略取・誘拐の認知件数は320件（前年比36件（12.7%）増）、検挙件数は232件（前年比1件（0.4%）増）、検挙人員は187人（前年比36人（23.8%）増）と、いずれも前年より増加した。

表3-4 略取・誘拐の認知・検挙状況の推移（平成7～16年）

区分	年次	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
認知件数（件）		240	251	284	221	249	302	237	251	284	320
検挙件数（件）		238	250	279	211	244	272	211	215	231	232
検挙人員（人）		196	189	167	141	164	180	179	173	151	187
検挙率（%）		99.2	99.6	98.2	95.5	98.0	90.1	89.0	85.7	81.3	72.5

事例 16年11月、新聞配達員の男（36）は、1人で下校中の小学校低学年の女儿を車に乗せて連れ去り、自宅の浴室で溺死させた後、死体を遺棄した。17年1月までに、誘拐罪、殺人罪及び死体遺棄罪で逮捕した（奈良）。

（7）強制わいせつの認知・検挙状況

平成16年中の強制わいせつの認知件数は9,184件（前年比845件（8.4%）減）、検挙件数は3,656件（前年比237件（6.1%）減）、検挙人員は2,225人（前年比48人（2.1%）減）と、いずれも前年より減少した。認知件数は、過去10年間で2.5倍に増加した。

表3-5 強制わいせつの認知・検挙状況の推移（平成7～16年）

区分	年次	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
認知件数（件）		3,644	4,025	4,398	4,251	5,346	7,412	9,326	9,476	10,029	9,184
検挙件数（件）		3,232	3,438	3,786	3,498	3,388	3,602	3,887	3,367	3,893	3,656
検挙人員（人）		1,464	1,675	1,854	1,890	1,926	2,286	2,236	2,130	2,273	2,225
検挙率（%）		88.7	85.4	86.1	82.3	63.4	48.6	41.7	35.5	38.8	39.8

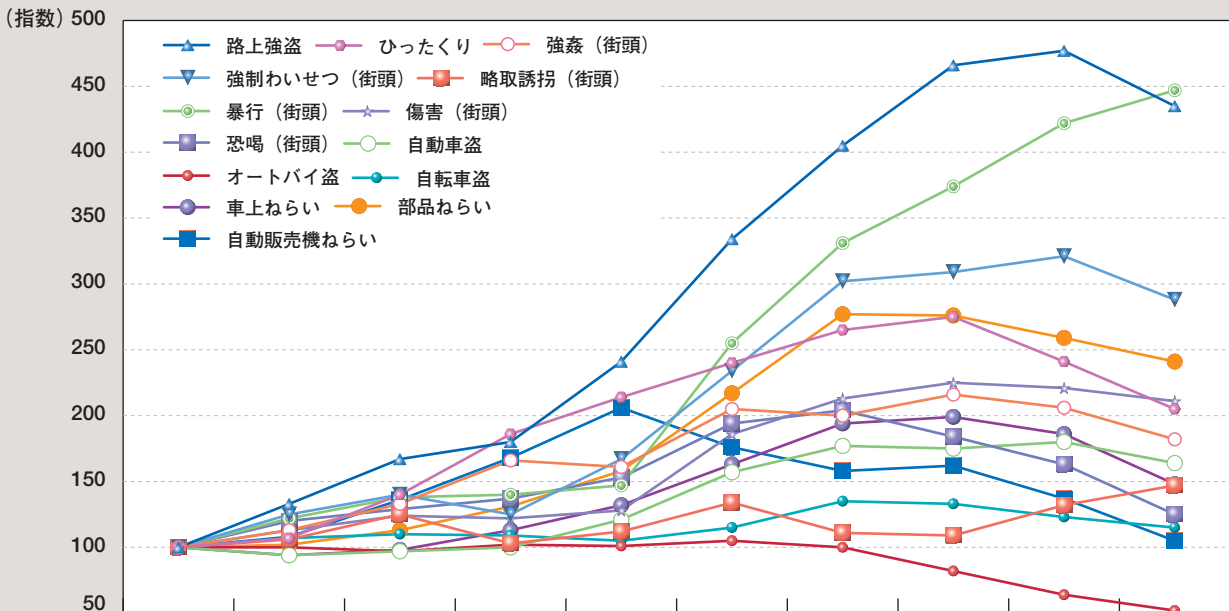
3 街頭犯罪・侵入犯罪

(1) 街頭犯罪・侵入犯罪の情勢

平成16年中の主な街頭犯罪の認知件数は127万5,413件、主な侵入犯罪の認知件数は33万1,228件と、それぞれ前年より20万5,964件（13.9%）、4万5,218件（12.0%）減少した。

しかし、減少したとはいえ、街頭犯罪・侵入犯罪の発生数は、依然として高い水準にあることに変わりなく、過去10年間で、路上強盗は4.3倍、街頭における強制わいせつは2.9倍、侵入強盗は2.7倍と、いずれも大幅に増加している。

図3-4 主な街頭犯罪の認知件数の推移（平成7～16年）（グラフは指数）

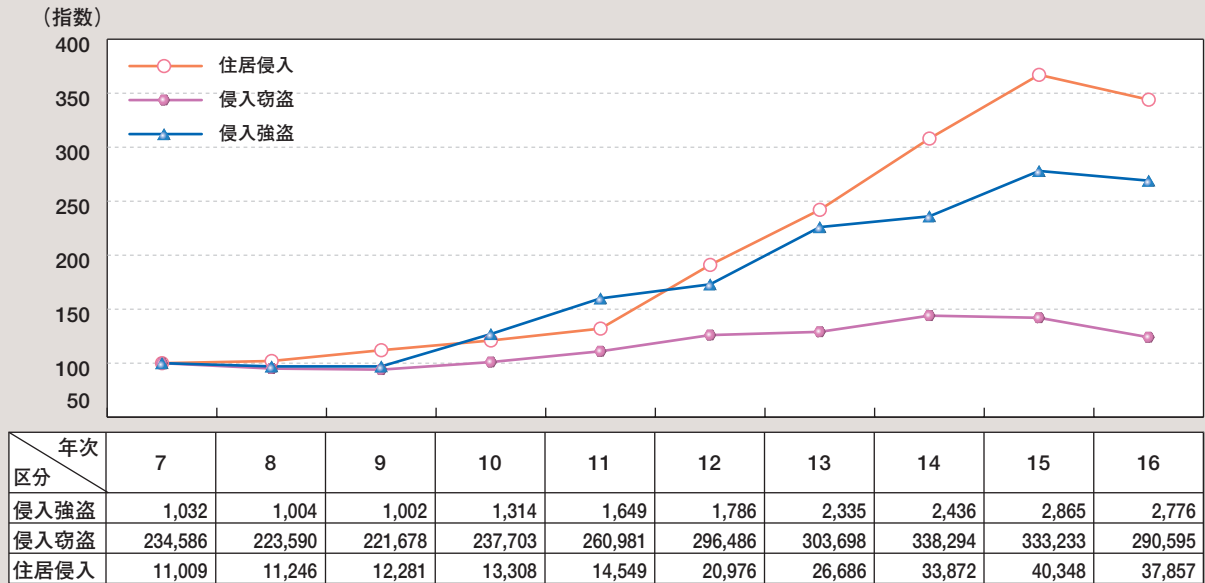


年次 区分	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
路上強盗	620	826	1,034	1,119	1,495	2,070	2,509	2,888	2,955	2,695
ひったくり	19,220	20,515	26,980	35,763	41,173	46,064	50,838	52,919	46,354	39,399
強姦（街頭）	403	454	535	668	648	825	806	869	832	732
強制わいせつ（街頭）	1,914	2,400	2,686	2,399	3,196	4,475	5,786	5,915	6,145	5,510
略取誘拐（街頭）	161	170	202	166	181	216	179	175	213	237
暴行（街頭）	3,429	4,177	4,722	4,801	5,051	8,734	11,352	12,814	14,477	15,319
傷害（街頭）	9,111	10,273	11,306	11,157	11,687	16,965	19,400	20,465	20,098	19,218
恐喝（街頭）	6,805	8,199	8,802	9,344	10,419	13,230	13,856	12,514	11,089	8,534
自動車盗	35,730	33,722	34,489	35,884	43,092	56,205	63,275	62,673	64,223	58,737
オートバイ盗	241,509	240,400	234,649	246,364	242,977	253,433	242,517	198,642	154,979	126,717
自転車盗	387,269	413,838	427,232	423,183	408,306	445,301	521,801	514,120	476,589	444,268
車上ねらい	222,473	210,080	217,171	252,092	294,635	362,762	432,140	443,298	414,819	328,921
部品ねらい	46,629	47,348	52,726	61,192	73,824	101,338	129,380	128,539	120,726	112,161
自動販売機ねらい	108,075	116,853	146,674	181,444	222,328	190,490	170,470	174,718	147,878	112,965

注1：指数は、平成7年を100とした場合の値

2：道路上、駐車（輪）場、都市公園、空き地、列車内、鉄道施設、航空機内、空港、船舶内、海港、バス内、自動車内

図3-5 主な侵入犯罪の認知件数の推移（平成7～16年）（グラフは指数）



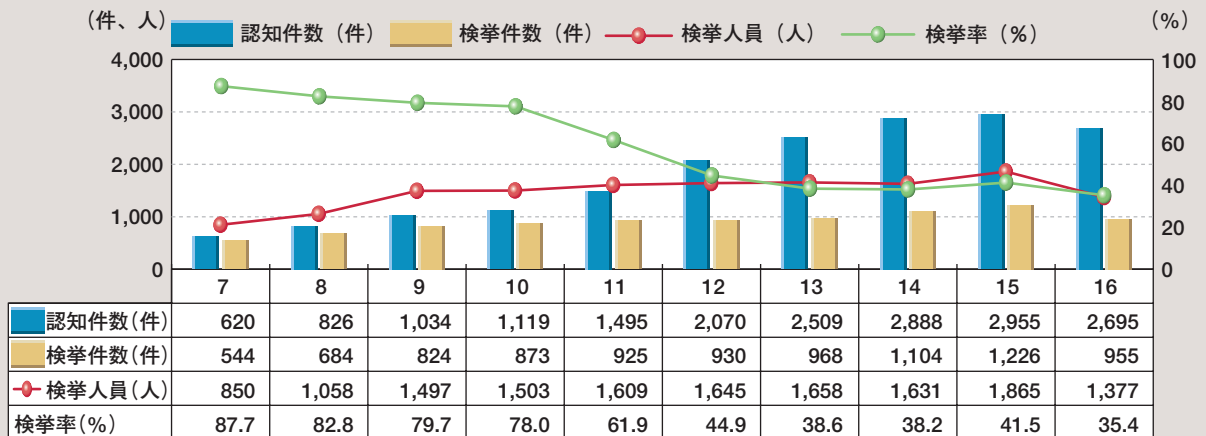
注：指数は、平成7年を100とした場合の値

(2) 街頭犯罪の認知・検挙状況

① 路上強盗

路上強盗の認知件数は、平成8年以降増加を続け、15年には7年の4.8倍となった。しかし、16年中は2,695件と、前年より260件（8.8%）減少した。検挙件数、検挙人員も、8年以降増加を続けていたが、16年中の検挙件数は955件、検挙人員は1,377人と、それぞれ前年より271件（22.1%）、488人（26.2%）減少した。検挙人員の約6割は少年である。

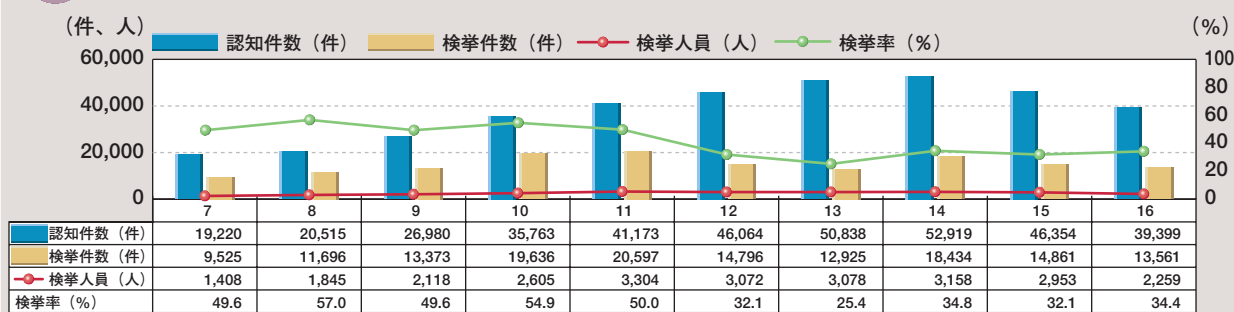
図3-6 路上強盗の認知・検挙状況の推移（平成7～16年）



② ひったくり

ひったくりの認知件数は、3年から14年にかけて毎年増加し続けていたが、15年から減少に転じ、16年中は3万9,399件と、前年より6,955件（15.0%）減少した。増加傾向にあった検挙件数、検挙人員も同じく、15年から減少に転じ、16年中の検挙件数は1万3,561件、検挙人員は2,259人と、それぞれ前年より1,300件（8.7%）、694人（23.5%）減少した。検挙人員の約6割は少年である。

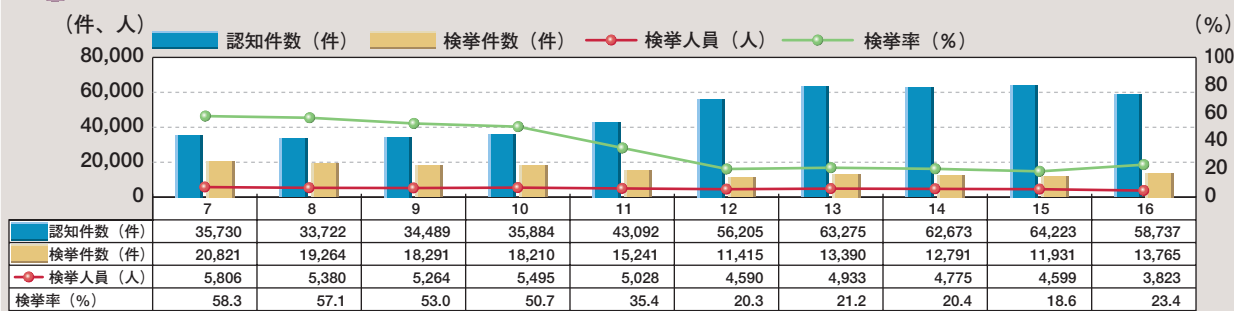
図3-7 ひったくりの認知・検挙状況の推移（平成7～16年）



③ 自動車盗

自動車盗の認知件数は、11年から13年にかけて急増し、以降横ばいで推移していたが、16年中は5万8,737件と、前年より5,486件（8.5%）減少した。16年中の検挙件数は1万3,765件と、前年より1,834件（15.4%）増加し、検挙人員は3,823人と、前年より776人（16.9%）減少した。

図3-8 自動車盗の認知・検挙状況の推移（平成7～16年）



(3) 侵入犯罪の認知・検挙状況

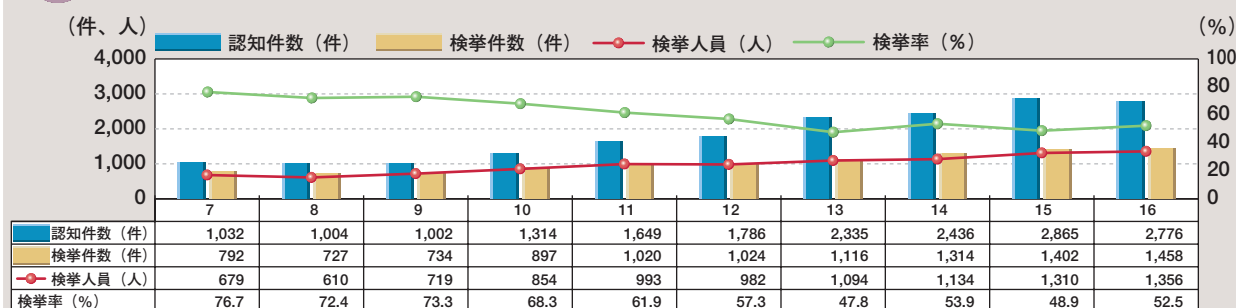
① 侵入強盗

侵入強盗の認知件数は、平成10年以降急増し、15年には9年の2.9倍となったが、16年中は2,776件と、前年より89件（3.1%）減少した。検挙件数、検挙人員は、9年以降増加傾向にあり、16年中は1,458件、1,356人と、それぞれ前年より56件（4.0%）、46人（3.5%）増加した。

このうち、住宅に侵入して行われた強盗の16年中の認知件数は954件（前年比63件（7.1%）増）

と、過去10年間で2.8倍に増加している。また、深夜にコンビニエンスストアやスーパーマーケットを対象に行われた強盗^(注)の16年中の認知件数は680件と、前年より62件（8.4%）減少しているが、過去10年間で5.9倍に増加している。

図3-9 侵入強盗の認知・検挙状況の推移（平成7～16年）

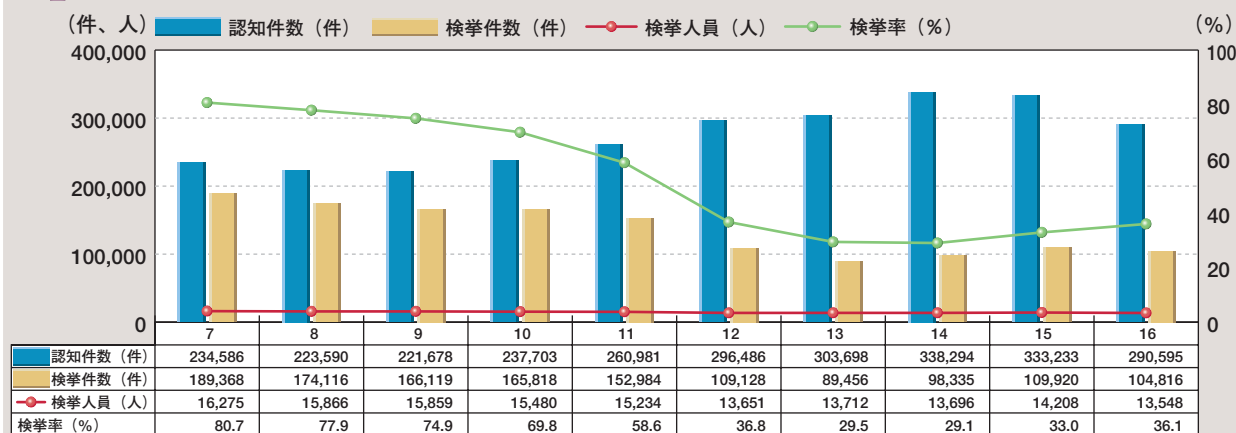


事例 16年5月、中国人の男（25）らは、共謀して、医師宅に侵入し、就寝中の住人を粘着テープで巻き付けて緊縛し、1人を殺害、1人に重傷を負わせ、金品を強取した。16年11月までに、同人ら8人を強盗殺人罪等で逮捕した（三重、警視庁）。

② 侵入窃盗

10年以降増加していた侵入窃盗の認知件数は、15年に減少し、16年中は29万595件と、前年より4万2,638件（12.8%）減少した。16年中の検挙件数は10万4,816件、検挙人員は1万3,548人と、それぞれ前年より5,104件（4.6%）、660人（4.6%）減少した。

図3-10 侵入窃盗の認知・検挙状況の推移（平成7～16年）



注：午後10時から午前7時までの間に、営業しているコンビニエンスストアやスーパーマーケットの売上金等を目的として敢行された強盗

4 街頭犯罪・侵入犯罪抑止総合対策

刑法犯の認知件数は、平成8年以降急増したが、中でも街頭での強盗やひったくり、住宅等に侵入して行われる強盗や窃盗等の増加が顕著であった。こうした街頭犯罪・侵入犯罪は、平穏な日常生活の場で行われるものであるため、その急増が国民に大きな不安を与えてきた。

このため、警察では、街頭犯罪及び侵入犯罪の発生を抑止するため、15年1月から「街頭犯罪・侵入犯罪抑止総合対策」を推進している。各都道府県警察では、地域の犯罪発生実態に応じ、重点を置くべき地域や犯罪類型を絞った計画を策定し、これに基づく総合対策を実施している。

(1) 犯罪情報分析システムの構築と活用

警察では、犯罪発生実態を多角的に分析することにより、迅速・的確な捜査活動を行うとともに、効果的に犯罪の発生を抑止するため、犯罪情報分析システムを構築している。

例えば、京都府警察では、犯罪統計では把握することのできない、被疑者の犯行状況とその際の被害者の行動、被疑者や被害品の詳細な特徴等を、毎日、犯罪を認知した警察署から警察本部へ報告させている。警察本部では、これを分析してより詳細に犯罪の発生状況を明らかにし、直ちにその結果を各警察署に伝達して、防犯活動や検挙活動への活用を図っている。

(2) 街頭活動の強化

警察では、街頭犯罪・侵入犯罪の抑止対策を効果的に推進するため、犯罪の多発する地域や時間帯に重点を置くなど、犯罪発生実態に即した警戒活動・取締活動を実施している。

このため、交番・駐在所の地域警察官による街頭パトロールを強化しているほか、警察本部の自動車警ら隊、機動隊、交通機動隊等の部隊を重点地区・時間帯に集中的に投入している。また、各部門の警察官を集めた特別の捜査班や、平素は執務室で勤務する警察官も組み入れた特別の警戒部隊を編成するなど、体制の強化に努めている。

事例 大阪府警察では、府下で発生したひったくりの約7割がオートバイによる犯行であることから、機動性に優れたオートバイによりパトロール等を行う「大阪スカイブルー隊」を設置した。また、警察本部の交通機動隊の白バイやパトカー、航空隊のヘリコプター、機動隊を、ひったくりが多発する地域や時間帯に投入し、警戒活動・取締活動を実施した。こうした対策が奏功し、平成16年中のひったくりの認知件数は、前年より1,417件（18.1%）減少した。

(3) 秩序違反行為の指導取締りの強化

街頭犯罪や侵入犯罪の発生を抑止するためには、当該犯罪そのものの検挙だけでなく、刃物や侵入器具の携帯、いわゆるピンクビラのはり付けや街頭で公然と行われる客引き行為等の秩序違反行為についても、適切な指導取締りを行う必要がある。警察では、こうした指導取締りが、国民の規範意識を高めるとともに、街頭犯罪を含めた犯罪全体の抑止にもつながると考えており、これらの違反行為を見逃ごすことなく、事案の内容に応じた的確に指導、警告、検挙を行っている。

具体的には、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律に規定されているピッキング用具等の特殊開錠用具等の所持・携帯、軽犯罪法に規定されている凶器や侵入器具の携帯、銃砲刀剣類所持等取締法に規定されている刃物の携帯、各都道府県で定めている迷惑行為等を防止するための条例に規定されている粗暴行為、客引き行為等の検挙活動を強化している。

表3-6 主な秩序違反行為の送致件数、送致人員の推移（平成12～16年）

年次 件数・人員 罪種	12		13		14		15		16	
	件数 (件)	人員 (人)	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律	—	—	—	—	—	—	227	263	505	319
軽犯罪法	7,836	7,897	8,007	8,058	6,748	6,795	7,712	7,705	11,595	11,610
凶器携帯（第2号）	1,303	1,275	1,488	1,460	1,676	1,633	2,783	2,692	6,266	6,147
侵入具携帯（第3号）	303	244	312	238	363	284	391	281	297	235
窃視（第23号）	462	410	478	448	472	444	474	425	464	427
追隨等（第28号）	303	284	218	210	209	199	240	221	320	293
田畑等侵入（第32号）	651	680	747	787	468	500	447	522	1,035	1,191
はり札、標示物除去（第33号）	4,453	4,620	4,366	4,501	3,098	3,200	2,784	2,896	2,477	2,558
銃砲刀剣類所持等取締法（第22条及び第22条の4）	3,240	2,146	3,339	2,214	3,501	2,349	4,166	2,830	4,198	3,146
迷惑防止条例	4,974	4,836	5,087	4,962	5,636	5,442	6,482	6,345	7,269	7,048

（4）乗り物盗対策とひったくり対策

① 乗り物盗対策

警察庁、財務省、経済産業省、国土交通省と民間17団体は、自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチームを立ち上げ、「自動車盗難等防止行動計画」（平成17年4月改訂）を策定し、イモビライザ等を備えた盗難防止性能の高い自動車の普及、自動車の使用者に対する防犯指導及び広報啓発、盗難自動車の不正輸出防止対策等を推進している。

また、警察では、オートバイ盗の防犯対策として、製造業者に車両盗難の実態や手口に関する情報を提供することなどにより、メインスイッチ部（キー部分）の破壊防止対策の高度化を支援するとともに、イモビライザ等盗難防止装置の普及を促進している。あわせて、販売店等の協力を得ながら利用者に対する広報啓発活動を行い、二重施錠の励行や防犯登録制度の普及を促進している。

さらに、自転車盗の防犯対策として、利用者に施錠の励行や防犯登録を呼び掛けているほか、関係業界に対し、破壊されにくい強じんな錠の開発や既存の錠の改善を要請している。



自動車盗防止ポスター

② ひったくり対策

ひったくり事件の多発を受けて、警察では、その発生状況や手口を分析し、ひったくりの被害防止に効果のあるかばんの携行方法、通行する道路の選び方等について重点的に指導啓発を行っている。また、防犯協会や自転車関係業界と協力して、自転車の前かごに取り付けるひったくり防止ネットや防犯ブザー等の防犯製品の普及を促進している。

(5) 侵入犯罪対策

平成14年まで多発していたピッキング用具を使用する侵入窃盗の認知件数は、16年には4,355件と、前年より4,996件(53.4%)減少した。また、15年に多発したドリルを使用したサムターン回しによる侵入窃盗の認知件数は、16年には1,763件と、前年より2,603件(59.6%)減少した。これらの大幅な減少は、15年9月から施行された特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律により、正当な理由によらない特殊開錠用具の所持及び指定侵入工具の隠匿携帯の取締りを強化したことや、侵入手段の巧妙化について広報するなど国民に対して防犯対策の実施を呼び掛けたことによる効果であると考えられる。

同法のうち、指定建物錠の防犯性能の表示に関する規定が16年1月から施行され、シリンダー錠等について、ピッキングにより解錠するまでに要する時間等、製造・輸入業者が表示すべき事項やその表示方法が統一的に定められ、それに基づく表示制度の運用が同年4月から開始された。これは、消費者が建物錠の製品を選択する上での指標となるものであり、市場原理の下で、防犯性能の高い建物錠の開発・普及が促進されることが期待される。

また、警察庁では、14年11月以降、国土交通省、経済産業省、建物部品関連の民間団体と共に、防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議を開催している。16年4月には、侵入までに5分以上の時間を要するなど一定の防犯性能があると評価した製品を掲載した「防犯性能の高い建物部品目録」をウェブサイトで公表した。また、同年5月には、この目録に登載された建物部品に共通して使用する標章である「CPマーク」(Crime Prevention(防犯)の頭文字を図案化したもの)を制定し、防犯性能の高い建物部品の普及に努めている。17年4月現在、目録に掲載された部品は16種類、2,638品目に上っている。



CPマーク



窓ガラスの防犯性能試験

(6) 店舗対象の強盗対策

金融機関を対象とした強盗事件が多発し、銃器等の凶器を使用した凶悪な事案が増加していることから、警察では、金融機関の防犯体制や店舗の構造、防犯設備等に関する基準を定め、これに基づき、関係機関・団体に対する防犯指導を推進している。

また、都市部を中心に、深夜におけるコンビニエンスストアやスーパーマーケットを対象とした強盗事件が急増していることから、警察では、防犯体制、現金管理の方法、店舗の構造等について定めた「コンビニエンスストア・スーパーマーケットの防犯基準」を策定し、これに基づいて防犯指導を行っているほか、防犯訓練や警察官による巡回を実施している。

他方、コンビニエンスストアは、地域の要所に所在し、深夜にも従業員が稼働しているため、効果的に地域安全活動の一翼を担うことができることから、警察では、自主防犯対策の強化、未成年者に対する酒類・たばこの販売や少年の深夜はいかい等の問題への対応等について協力を求めるとともに、「子ども110番の家^(注)」や防犯連絡所に指定するなど、コンビニエンスストアの地域安全活動への参画（セーフティステーション化）を推進している。



コンビニエンスストア防犯指導者研修会の模擬強盗訓練

(7) タクシーや自動販売機の防犯対策

タクシーを対象とした強盗事件が、都市部を中心に多発していることから、警察庁では、タクシー強盗防犯対策会議を開催し、関係機関・団体の協力を得て、平成16年3月、防犯責任者の指定・任務、乗務員の平素の心構えや身の危険を感じた際の対処要領、車両に備えるべき防犯設備等について定めた「タクシーの防犯基準」を策定し、これに基づき事業者に対して防犯指導を行っている。

また、自動販売機の製造業者に対しては、盗難の手口に関する情報を提供し、破壊や盗難に強い自動販売機の開発・普及、警報器の設置等の防犯対策を講じるよう働き掛けている。自動販売機の設置者に対しては、自動販売機内に保管されている売上金の早期回収や定期的な点検等の自主的な警戒を徹底するよう指導している。

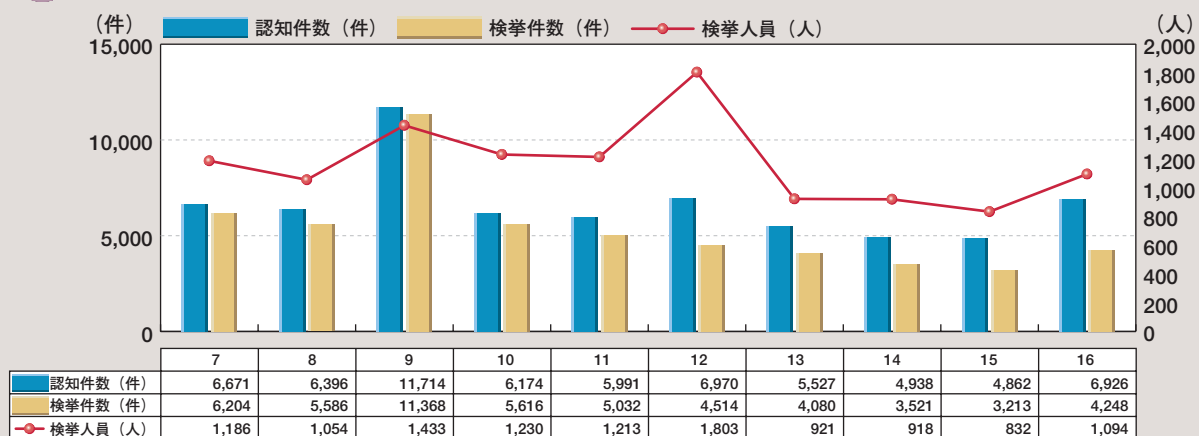
注：警察署、地区防犯協会、教育委員会等から囑託を受け、子どもが犯罪の被害に遭ったり、つきまといや声かけ等により不安を抱くなどして助けを求めてきたりした際に、一時的な保護や警察への通報等を行う民家、商店等

5 カード犯罪

(1) カード犯罪の認知・検挙状況

平成16年中のカード犯罪^(注1)の認知件数は6,926件（前年比2,064件増）、検挙件数は4,248件（前年比1,035件増）、検挙人員は1,094人（前年比262人増）と、いずれも前年より大幅に増加した。

図3-11 カード犯罪の認知・検挙状況の推移（平成7～16年）



(2) カード偽造事犯の手口

偽造カード作成用のプラスチック板（いわゆる生カード）の大半は外国で製造され、国際郵便等を利用して日本に持ち込まれることが多い。

いわゆる生カードに記録するデータは、客が使用したカードを店の従業員がスキミング^(注2)する方法、カード加盟店に不法に侵入し、設置されているカードリーダーに特殊なICチップを取り付けて顧客のカードからデータを読み取る方法、外国でスキミングしたデータを購入する方法等により入手されている。

偽造したキャッシュカードを用いてATM等から預貯金を引き出す際には、暗証番号を入力する必要があるが、自動車運転免許証に記載された生年月日等から推知する手口、金融機関の従業員



押収した生カード



磁気情報読取装置（スキマー）

注1：クレジットカード、キャッシュカード、プリペイドカード及び消費者金融カードを悪用した犯罪

注2：真正なカードのデータを磁気情報読取装置（スキマー）を用いて取得する行為

や警察官を装って聞き出す手口、被害者が利用する運動施設の関係者と共謀して暗証番号を推知する手口等がみられた。

また、中国人やマレーシア人により組織された国際犯罪組織が、我が国で行われるカード犯罪に関与している例がある。これらの組織は、いわゆる生カードの製造・入手、データの入手、偽造カードの作出・売買・使用といった局面ごとに役割を分担しているほか、カード使用時に偽造が発覚しやすいことから偽造カードの使用役には日本人を当てるなど、摘発を逃れるために様々な工作を行っている。

事例1 ゴルフ場の支配人を含む日本人の男9人と中国人の男2人は、ゴルフ場の利用客のキャッシュカードのデータをスキミングし、そのデータを利用して偽造したカードを使用して預貯金を引き出していた。このゴルフ場には、利用者自身が設定する番号を入力することにより解錠する貴重品用の金庫が設置されていたが、被疑者らは、金庫の設置場所にカメラを設置し、利用者が入力する番号を盗み見て、キャッシュカードの暗証番号を推知していた。平成17年1月、窃盗罪で逮捕した（警視庁、埼玉、千葉、神奈川、静岡）。

事例2 16年6月、マレーシア人の男（37）ら8人は、東京都内の電気量販店で、偽造クレジットカードを使用して、デジタルカメラ2台をだまし取った。同年8月までに、不正作出支払用カード電磁的記録供用罪及び詐欺罪で逮捕した。その後の捜査の結果、主犯格のマレーシア人の男は、偽造クレジットカードでだまし取った商品を換金した上、約550万円を他人の名義を使って本国のマレーシアへ送金していることが判明したため、同年12月、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反で再逮捕した（警視庁）。

（3）カード犯罪対策

警察では、クレジットカード発行会社により構成される全国クレジットカード犯罪対策連絡協議会と、カード犯罪の発生状況や手口に関する情報を交換するとともに、クレジットカード加盟店等に捜査や不正使用対策への協力を呼び掛けている。

平成16年6月には、全国銀行協会に加盟する銀行の間で申合せが行われ、銀行が偽造キャッシュカードによる現金自動預払機（ATM）からの預貯金の引き出しを確認した場合には、速やかに警察署へ連絡した上で、被害届を提出することなどが確認された。

同年12月には、警察庁から全国銀行協会、全国クレジット産業協会等の関係団体に対し、ICチップを取り付けたカードの導入、バイオメトリクス（生体情報）を利用した本人確認の導入を図るほか、一度にATMから引き出せる額の上限を預金者が設定できるようにするなどの被害防止対策を積極的に推進するよう要請した。また、各銀行から利用者に対して、他人に推測されやすい暗証番号を使用しないように呼び掛けるよう要請した。

6 通貨偽造犯罪

(1) 発見状況

偽造日本銀行券の発見枚数^(注)は、平成11年以降急激に増加し、15年は減少したものの、16年中は2万5,858枚と、前年より8,948枚(52.9%)増加した。

また、16年中の通貨偽造に関する犯罪の検挙件数は92件と、前年より27件(41.5%)増加した。

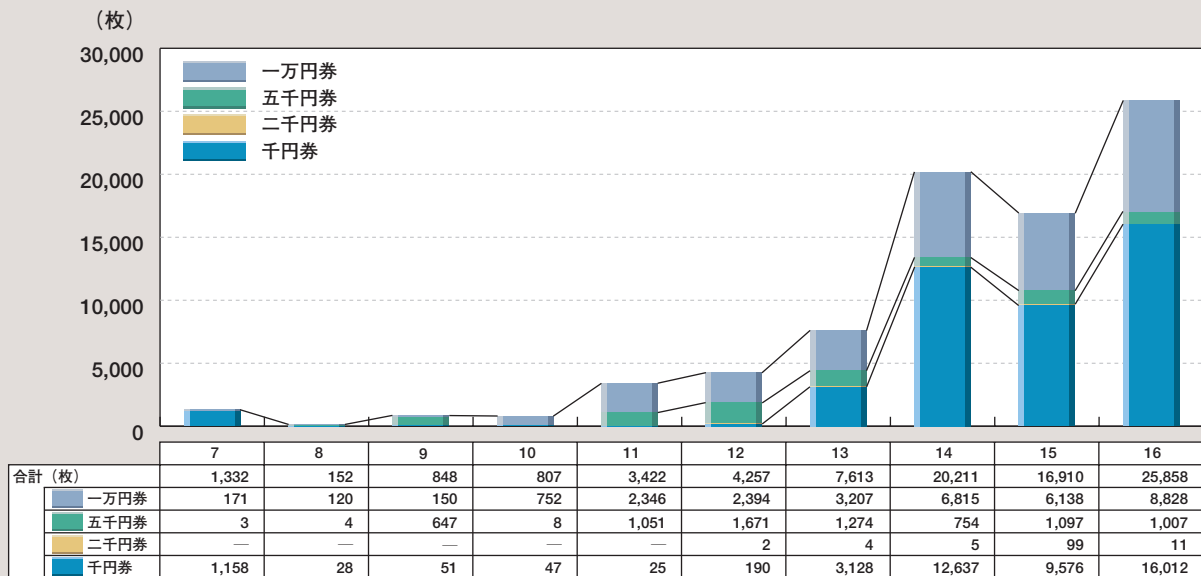
年間の発見枚数が1,000枚に満たなかった8年から10年の水準と比べると著しく増加している。16年11月には、高度な偽造防止技術を施した新しい図柄の日本銀行券の発行が開始されたが、その偽造事案も発生している。

なお、16年中の偽造米国ドル紙幣の発見枚数は340枚と、前年より18枚減少した。



発見された偽造紙幣

図3-12 偽造日本銀行券の発見枚数の推移(平成7~16年)



(2) 特徴的傾向と対策

最近の偽造日本銀行券は、対面行使が可能であるほど外観が本物らしいものや、両替機、自動販売機等で行使可能であるものが増加している。これは、一般に販売されるパソコン、スキャナ、プリンタ等の高性能化が進み、精巧な偽造を容易に行えるようになったためと考えられる。

注：届出等により警察が押収した枚数

また、平成16年から17年にかけての年末年始の時期には、混雑に乗じて神社や寺院、その周辺の露店で行使する事案が多く発生した。同様に、タクシーの車内のような真偽を判別しにくい暗がりの中で行使する事案が多く発生した。年末年始に発生した事案は、複数の府県で発見された偽造日本銀行券の特徴が同一である場合が多かったことなどから、同一集団による犯行である可能性が高い。

警察庁では、関係省庁や日本銀行と連携して、ポスターやウェブサイトで、偽造日本銀行券その他の通貨が行使された事例や偽造通貨を見破る方法を紹介するなどして、国民に注意喚起をしている。

また、新500円貨の偽造対策については、日本自動販売機工業会に対して、偽造貨の受入れを防止するための識別装置の改良策等の早急な検討を要請している。



通貨偽造の防止を求めるポスター

事例1 無職の男（35）は、15年7月ころから16年1月ころにかけて、自宅のパソコン、カラープリンタ等を用いて金額1万円の日本銀行券約250枚を偽造し、近畿地方の2府3県で、タクシー運転手やコンビニエンスストア店員等に対して行使した。16年2月、通貨偽造・同行使罪で逮捕した（大阪）。

事例2 車検代行業の男（23）は、15年7月から8月にかけて、カラーコピー機等を用いて金額1万円の日本銀行券280枚を偽造し、友人の大学生（21）らと共に関東各地の花火会場等で約170枚を行使した。また、同年9月から10月にかけて、金額5千円の日本銀行券を偽造し、約140枚を行使した。16年3月までに、車検代行業の男を通貨偽造・同行使罪で逮捕するとともに、その友人の大学生ら9人を偽造通貨行使罪で逮捕した（神奈川）。

事例3 美容師の男（42）は、15年11月ころから16年6月ころにかけて、パソコン、スキャナ等を用いる偽造方法を同僚に教示するなどして共同で金額千円の日本銀行券約2,000枚を偽造し、東京都内の自動販売機で行使した。16年7月までに、同人ら2人を通貨偽造・同行使罪等で、2人を偽造通貨交付罪等で逮捕した（警視庁）。

7 振り込め詐欺・恐喝

平成16年中の振り込め詐欺（いわゆるオレオレ詐欺、架空請求詐欺及び融資保証金詐欺をいう。）及び振り込め恐喝（振り込め詐欺と同様の手口による恐喝をいう。）の認知件数は2万5,667件（うち未遂が5,473件）、被害総額は約283億8,000万円であった。

警察庁では、ウェブサイトやポスター、パンフレット等で犯行手口や被害実態、被害に遭わないための注意事項を紹介するなど、被害防止のための広報啓発活動に取り組んでいる。

また、各都道府県警察では、専従捜査員を置くなど捜査体制を強化しており、複数の都道府県をまたがる事案については、警察庁の指導・調整の下、合同捜査や共同捜査を推進している。16年中の検挙件数は1,305件、検挙人員は548人であった。

(1) オレオレ詐欺・恐喝

オレオレ詐欺・恐喝^(注)とは、親族を装うなどして電話をかけ、交通事故の示談金等様々な名目で現金が至急必要であるかのように信じ込ませ、動転した被害者に、指定した預貯金口座に現金を振り込ませるなどの手口により詐欺又は恐喝を行うものである。

平成15年5月以降、その発生が目立ってきており、16年中の認知件数は1万4,874件（前年比8,239件増）、被害総額は約191億3,000万円（前年比約147億3,000万円増）であった。また、検挙件数は954件（前年比768件（412.9%）増）、検挙人員は305人（前年比227人（291.0%）増）であった。

このうちオレオレ詐欺の名目は、交通事故の示談金が8,832件と最も多く、次いで消費者金融等の借金返済が3,430件であった。また、被害者の77%を女性が占め、中でも40歳代、50歳代の女性の割合が高い。

事例

15年7月ころから12月ころにかけて、無職の男（22）ら10人は、共謀して、電話連絡、口座開設、現金引き出し等の役割を分担した上、複数の被害者に電話をかけ、孫になりすまし、「先月、通信販売の代金を払い損ない、48万円を1回で払わなければならなくなった。立て替えてくれなければサラ金で借りるしかない」などと嘘を言い、電話の相手が孫本人であり、緊急に金の融通を依頼してきたものと誤信させて、現金を銀行口座に振り込ませた。

また、15年4月ころから16年2月ころにかけて、同人らは、第三者に譲渡する目的で約300の預貯金口座を開設し、インターネット上で1口座当たり数万円で約200口座を売却していた。16年4月までに、詐欺罪で逮捕した（長崎、京都、警視庁）。

(2) 架空請求詐欺・恐喝

架空請求詐欺・恐喝とは、架空の事実を口実に金品を請求する文書を送付して現金を指定した預貯金口座に振り込ませるなどの手口により、詐欺又は恐喝を行うものである。

平成16年中の認知件数は5,101件（うち未遂が90件）、被害総額は約54億円、検挙件数は294件、検挙人員は207人であった。名目は、インターネットの有料サイトの料金回収が2,646件で最も多く、次いで消費者金融等の借金返済や債権の回収が1,966件であった。両方で認知件数全体の9割以上を占める。被害者は、20歳代以下の男性の割合が24%と最も高い。

注：電話口で突然、「ばあちゃん、オレ、オレ、助けてくれ。金が必要なんだ」などと申し立てる手口から、一般に「オレオレ詐欺」と呼ばれるようになった。

事例 16年1月ころ、無職の男（26）ら10人は、複数の被害者に電話をかけ、有料出会い系サイトの架空の料金回収業者になりすまし、「あなたが出会い系サイトを使った記録が残っている。うちの会社が債権回収の委託を受けたサイトの料金と延滞料、合わせて37万8,500円を振り込んでください。払ってもらえなければ裁判をします。債権回収にあなたの家へ行きます」などと嘘を言い、現金を預貯金口座に振り込ませてだまし取った。同年7月までに、詐欺罪で逮捕した。

また、この架空請求詐欺の被疑者らは、犯行に使用した預貯金通帳等をインターネットを通じて購入していた。そこで同年2月までに、預貯金口座を不正に開設し、当該被疑者らに預貯金通帳等を販売した無職の男（32）ら5人を詐欺罪で逮捕した（埼玉、奈良、宮崎）。

（3）融資保証金詐欺

融資保証金詐欺とは、融資を受けるための保証金の名目で、現金を指定した預貯金口座に振り込ませるなどの手口による詐欺事案をいい、平成16年中の認知件数は5,692件（うち未遂は24件）、被害総額は約38億4,000万円、検挙件数は57件、検挙人員は36人であった。

事例 15年6月ころ、金融業者（27）ら2人は、共謀して、融資を申し込んだ被害者に対し、「融資を受けるのに信用を得る必要があるので、消費者金融会社の無人機でカードを作り、利用限度額いっぱいのお金を借りてください。確認のため、借りた現金と使用したカードを全部こちらに預けてください」などと嘘を言い、被害者から現金と消費者金融カードをだまし取った。16年1月、詐欺罪で逮捕した（栃木）。

コラム 1 警察官をかたる手口

振り込め詐欺・恐喝の手口として、警察官をかたるものが増加している。例えば、「A警察署交通課の者だが、息子さんが車で人をひいてしまい、死亡させてしまった」などと話した後、弁護士、保険会社の社員をかたる人物を登場させ、「このままでは業務上過失致死罪で勾留される。釈放するには示談金が必要である」などと言って現金を振り込ませる手口である。警察では、警察庁のウェブサイトでのやり取りを公開するなどして注意を呼び掛けているほか、相手が警察官をかたる際は、所属する警察署を聞き、いったん電話を切ってからかけ直すよう呼び掛けている。

コラム 2 金融機関等本人確認法の改正と携帯電話不正利用防止法の制定

近年、他人名義や架空名義の預貯金口座と携帯電話が振り込め詐欺等の犯罪に悪用されることが多いことから、16年12月、金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律（金融機関等本人確認法）が改正され、預貯金通帳等の売買やその勧誘・誘引行為等が処罰されることとなり、題名が金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律に改められた。

また、17年4月、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（携帯電話不正利用防止法）が成立し、同年5月に、犯罪に利用された携帯電話等について、警察署長から事業者に対し、契約者の確認を求めることができる規定や不正な貸与と行為を処罰する規定が施行された。

8 ヤミ金融事犯、悪質商法等

(1) ヤミ金融事犯

平成16年中のヤミ金融事犯^(注)の検挙事件数は432事件、検挙人員は919人と、いずれも統計開始以降最多であった15年に次いで多かった。

表3-7 金融事犯の検挙状況の推移（平成12～16年）

年次		12	13	14	15	16
検挙事件数 (事件)	ヤミ金融事犯	168	210	238	556	432
	その他	9	6	7	7	5
	合計	177	216	245	563	437
検挙人員 (人)	ヤミ金融事犯	461	517	446	1,246	919
	その他	33	23	24	24	8
	合計	494	540	470	1,270	927
検挙法人 (法人)	ヤミ金融事犯	6	10	15	14	20
	その他	1	0	0	0	0
	合計	7	10	15	14	20
被害人員等 (人)	ヤミ金融事犯	49,663	79,454	122,115	321,841	279,389
	その他	41,904	16,361	3,167	3,103	2,619
	合計	91,567	95,815	125,282	324,944	282,008
被害額等	ヤミ金融事犯	160億3,609万円	186億7,510万円	159億8,384万円	322億3,639万円	348億2,775万円
	その他	599億5,559万円	275億2,706万円	162億5,179万円	103億8,324万円	69億3,483万円
	合計	759億9,168万円	462億0,216万円	322億3,563万円	426億1,963万円	417億6,258万円

注1：被害人員等には、高金利貸付に係る借入者、貸金業に関連した詐欺の被害者等を計上している。
 2：被害額等には、高金利に係る貸付金額、貸金業に関連した詐欺の被害額等を計上している。
 3：その他には、銀行法違反（無免許）等の事犯が含まれる。
 4：検挙事件数、検挙人員については平成2年以降に、被害人員等、被害額等については平成8年以降に、統計を取り始めている。

最近のヤミ金融事犯は、多重債務者の名簿を基に融資を勧誘したり、取立てや振り込みに他人名義、架空名義の携帯電話や預貯金口座を利用したりするなど、手口が巧妙化している。借入の事実を記したメモを居住先にはり付けたり、勤務先にファックスで送ったりするなど、悪質な取立てをする事例もみられた。

16年中の検挙事件のうち、暴力団が関与する事件が約3割を占めた。



無登録貸金業者らが頒布したチラシ

事例 無登録貸金業者ら18人が、多重債務者の名簿を基に融資を勧誘し、約9,800人に法定利息の約38倍から約45倍の高金利で約7億9,600万円を貸し付けた。16年7月までに、貸金業の規制等に関する法律違反（無登録）、出資法違反（高金利）及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反（隠匿）で検挙した（大阪、福岡）。

注：出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（以下「出資法」という。）違反（高金利）事件及び貸金業の規制等に関する法律違反事件並びに貸金業に関連した詐欺、暴行、脅迫等の事件

(2) 悪質商法

① 資産形成事犯

平成16年中の資産形成事犯^(注)の検挙事件数は10事件、検挙人員は78人で、被害額は約393億円であった。検挙事件はいずれも、「元本保証」、「高配当」等をうたい文句に多額の出資等をさせた事件で、1人当たりの被害額等は約440万円と、過去5年間で最高であった。

表3-8 資産形成事犯の検挙状況の推移（平成12～16年）

区分	年次	12	13	14	15	16
検挙事件数（事件）		20	24	9	12	10
検挙人員（人）		88	119	116	72	78

事例 宝石販売会社役員（42）ら7人は、13年3月から14年10月にかけて、「外国の記念金貨を購入すれば、関連会社が毎月高額で買い取り、100万円コースだと1年後に144万円を受け取ることができる」などと元本保証・高配当をうたい文句に出資を募り、顧客約3,800人から約91億円をだまし取った。16年10月までに出資法違反（預り金の禁止）及び詐欺罪で逮捕した（大阪）。

② 特定商取引等に係る事犯

16年中の特定商取引等事犯の検挙事件数は75事件、検挙人員は229人であった。高齢者等を対象に、居宅を訪問して建物を点検し、必要のない修繕工事を行う「点検商法」や、寝具等を強引に売りつける「押し付け商法」が目立った。

表3-9 特定商取引等に係る事犯の検挙状況の推移（平成12～16年）

区分	年次	12	13	14	15	16
検挙事件数（事件）		97	116	107	65	75
検挙人員（人）		300	282	279	204	229

(3) その他の経済事犯

平成16年中の不動産取引をめぐる事犯の検挙事件数は58事件、検挙人員は119人で、検挙した事件の主な適用法令は、建設業法、宅地建物取引業法であった。

また、16年中の国際経済事犯の検挙事件数は14事件、検挙人員は29人であった。

事例 食肉業者の幹部らは、12年4月から15年8月にかけて、冷凍豚肉を輸入する際、差額関税制度（基準輸入価格より安い輸入豚肉に基準輸入価格との差額を課税する制度）を悪用し、実際の取引価格よりも高い価格に偽って輸入申告を行った。16年7月までに、同幹部ら10人を関税法違反で検挙した（兵庫）。

注：資産形成の各種取引に係る出資法、証券取引法、無限連鎖講防止法等の違反事犯

9 知的財産権侵害事犯、環境事犯等

(1) 知的財産権侵害事犯

平成16年中の知的財産権侵害事犯の検挙件数は1,233件（前年比444件増）、検挙人員は640人（前年比233件増）であった。

偽ブランド事犯（商標法違反）では、仕出国が判明した押収品の大半は、韓国と中国から国際郵便、手荷物等として密輸入されていた。販売形態は、街頭販売が約4割、店舗販売が約4割、インターネット・オークションが約2割であった。街頭販売事犯では、来日外国人によるものが約7割を占めた。

海賊版事犯（著作権法違反）では、会社員や学生等の一般のパソコン利用者が海賊版のCDやDVDを作成し、販売する事犯が目立った。

警察庁では、韓国と中国から大量の偽ブランド品が密輸入され、また、両国で知的財産権侵害の被害を受ける日本企業が増加していることから、両国の捜査機関に対し国内での取締り強化を要請するとともに、両国の捜査機関と情報交換を行うなど連携強化を図っている。

また、警察では、権利者と連携して、知的財産権侵害事犯の取締りを推進しているほか、権利者が外国で行う訴訟活動の支援、不正商品対策協議会^(注)と連携した知的財産の保護及び不正商品の排除のための広報啓発活動を推進している。

表3-10 知的財産権侵害事犯の法令別検挙状況の推移（平成12～16年）

区分	年次 件数・人員	12		13		14		15		16	
		件数 (件)	人員 (人)	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
総数		829	399	655	371	642	412	789	407	1,233	640
商標法		504	252	417	253	476	287	542	271	910	479
不正競争防止法		19	8	40	17	15	5	15	20	7	1
著作権法		304	136	187	82	147	115	229	110	315	159
特許法		1	2	3	7	2	2	2	4	0	0
意匠法		0	0	7	10	2	3	0	0	1	1
実用新案法		1	1	1	2	0	0	1	2	0	0

表3-11 押収した偽ブランド品のうち、仕出国・地域が判明したものの国別押収状況の推移（平成12～16年）

仕出国・地域	12	13	14	15	16
韓国	193,081	16,571	21,044	54,015	96,572
中国	1,189	553	128	9,109	16,737
香港	0	1,893,611	213	3,908	119
その他	0	130	10,402	4,278	378
合計	194,270	1,910,865	31,787	71,310	113,806

事例1 無職の男（38）とその妻（36）、弟（34）は、16年3月から6月にかけて、著作権者に無断で複製した人気アニメーション映画のDVDを、インターネット・オークションを利用して販売した。同年10月、著作権法違反で逮捕した（富山）。

注：昭和61年、不正商品の排除及び知的財産の保護を目的として、知的財産権侵害に悩む各種業界団体により設立された任意団体。警察庁等の関係機関と連携し、シンポジウムの主催や各種催物への参加を通じて、広報啓発活動、海外における不正商品販売の実態調査、海外の捜査機関や税関等の法執行機関に対する働き掛け等を行っている。

事例2 16年4月、東京都内で自動車に販売目的で偽ブランド品を積んでいた無職の男（53）を商標法違反で逮捕した。その後の捜査の結果、同年9月までに、密輸グループの韓国人ら7人を同法違反で逮捕し、偽ブランド品約9,600点を押収した（警視庁）。



押収した偽ブランド品



ほんと？ホント！フェアin京都

事例3 16年5月に不正商品対策協議会が開催した「不正商品防止キャンペーン「ほんと？ホント！フェアin京都」」では、警察庁職員が、最近の検挙事例を交えながら、司会者との対話形式で知的財産権保護の重要性や取締りの状況等について説明を行った。

事例4 17年3月に不正商品対策協議会が開催した「アジア知的財産権シンポジウム2005」では、警察庁職員が、最近の知的財産権侵害事犯の取締り状況について講演を行った。

(2) 環境事犯

① 廃棄物事犯

警察では、環境を破壊する犯罪のうち、特に、廃棄物の不法投棄事犯等を重点取締り対象とし、組織的・広域的な事犯、暴力団が関与する事犯、行政指導を無視して行われる事犯等を中心に取締りを強化し、排出事業者の責任を厳しく追及している。また、関係機関に必要な情報を提供して積極的な行政措置を採ることができるよう支援し、環境被害の拡大防止と早期の原状回復を促している。

近年、軽油引取税を脱税するため軽油を密造する者が後を絶たないが、平成16年中は、これに伴い生成される硫酸ピッチやスラッジの不適正処分事犯を21事件、171人、27法人検挙した。また、産業廃棄物の処理責任を負っている排出事業者を不法投棄、委託違反等で検挙した事件は320事件であった。いずれも10年の統計開始以降最多である。こうした産業廃棄物事犯のうち、行政指導を無視して行われたものは78事件（前年比26件増）であった。

表3-12 廃棄物事犯の検挙事件数の推移（平成12～16年）

区分\年次	12	13	14	15	16
検挙事件数（事件）	1,680	2,085	2,467	2,695	3,166
検挙人員（人）	2,630	3,445	4,023	4,227	4,684
検挙法人（法人）	230	276	414	334	320

事例1 茨城県の無許可廃棄物処理業者（54）らは、茨城県の再三の行政指導を無視して、15年10月から16年4月ころにかけて、自社の廃棄物処分場で、東京都、神奈川県等の解体業者から受け入れた廃プラスチック類等約7万3,000立方メートルを不法に処分した。16年9月までに、処理業者、排出事業者等20法人、34人を廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反で検挙した（警視庁、茨城、神奈川）。

② 絶滅危惧種等の野生動植物に係る事犯

警察では、国際的に商取引が規制されている希少野生動植物の密輸入や国内での違法取引の取締りを行っている。16年中の絶滅危惧種等の野生動植物に係る事犯の検挙件数は20件、検挙人員は15人であった。



保護されたオオタカ

事例2 愛知県の特定非営利活動法人（NPO）代表（52）ら3人は、11年ころから16年2月にかけて、県内の川原等で鷹狩りをし、オオタカ2羽及びハヤブサ3羽を捕獲した。16年4月、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律違反で逮捕した（愛知）。

(3) 保健衛生事犯

近年、食品の安全や健康、減量等への国民の関心が高まる中、食品の産地等を虚偽表示する事犯やインターネットを利用する未承認医薬品の無許可販売事犯等が発生している。平成16年中の保健衛生事犯の検挙件数は519件（前年比192件増）であった。

表3-13 保健衛生事犯の検挙状況（平成15、16年）

区分	年次	15		16	
	件数・人員	件数（件）	人員（人）	件数（件）	人員（人）
総数		327	356	519	521
薬事関係事犯		109	111	279	297
医事関係事犯		56	78	61	78
食品衛生関係事犯		15	22	25	21
食品産地等虚偽表示事犯		12	33	14	21
その他		135	112	140	104

事例1 宗教団体関係者（36）ら20人は、15年2月から16年4月にかけて、医薬品販売業の許可がないのに、その有効成分を偽って、アレルギー皮膚炎の治療薬と称した薬約2,900個を販売した。16年8月までに薬事法違反（無許可販売）及び詐欺罪で逮捕した（警視庁）。

事例2 柔道整復師（52）ら21人は、あん摩マッサージ指圧師の免許を持たない中国人居学生（26）らを雇用して、東京都の19店舗で無免許営業を行っていた。16年7月までに、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律違反で逮捕した（警視庁）。

（4）諸法令違反

例年、無線局を不法に開設する事犯が多発しており、平成16年中は電波法違反事件を1,202件（前年比301件増）検挙した。また、密漁に係る漁業法違反事件を285件（前年比65件増）、水産資源保護法違反事件を208件（前年比90件増）検挙した。

表3-14 主な諸法令違反の検挙状況（平成15、16年）

年次 件数・人員	15		16	
	件数（件）	人員（人）	件数（件）	人員（人）
法令別				
電波法	901	900	1,202	1,194
漁業法	220	307	285	419
水産資源保護法	118	137	208	236

事例1 16年5月、沿岸の海域において潜水用具等を使用して、あわび、なまこ等を密漁し、漁業権を侵害した住吉会傘下組織組員（39）ら4人を漁業法違反及び県海面漁業調整規則違反で逮捕した（青森）。

事例2 16年10月、有料成人向け番組提供者（52）ら3人は、相手と通話することなく極めて短い電話をかけて、自分の電話番号を相手の電話機に表示させる、いわゆるワン切り発信により、他人の携帯電話に有料成人向け番組に接続することのできる電話番号を送信した。同年12月、有線電気通信法違反で逮捕した（山形）。

10 金融・不良債権関連事犯と企業犯罪

(1) 金融・不良債権関連事犯

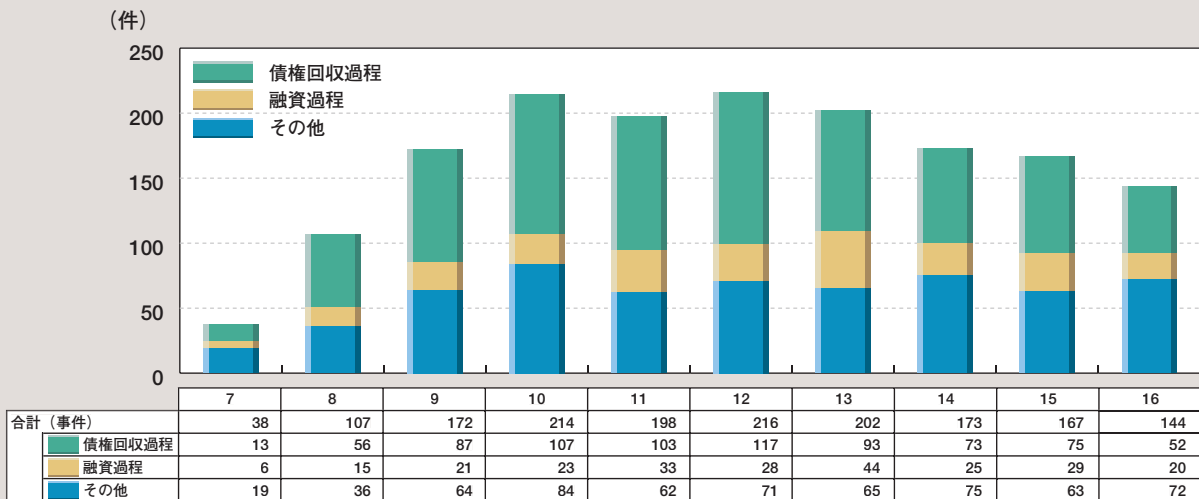
我が国の経済情勢がまだまだ不安定な状況にある中、企業が破綻に至る過程又はその破綻処理を行う過程で、経営陣が経済取引の健全性・公正性を害する行為を行う不正事犯が発生している。

平成16年中の金融・不良債権関連事犯の検挙事件数は144事件と、前年より23事件（13.8%）減少した。その内訳は、融資過程における背任・詐欺事件等が20事件、金融機関による債権回収の過程で民事執行を妨害するなどした強制執行妨害事件等が52事件、金融機関の役職員による詐欺、業務上横領事件等が72事件であった。



捜索の際に発見された証拠資料

図3-13 金融・不良債権関連事犯の検挙事件数の推移（平成7～16年）



事例1

商工共済協同組合理事長（80）らは、内装設計会社等の利益を図り、その任務に背き、同社に融資を実行してもその回収が著しく困難であり、同組合に損害を加えることを認識しながら、十分な担保を取るなど債権を回収するための適切な措置を講じることなく、12年1月から12月にかけて、19回にわたり、同社に対し合計約1億3,000万円の融資を実行し、同組合に損害を与えた。16年6月、背任罪で逮捕した（三重）。

事例2 元県議会議員（68）らは、自己の会社が所有する土地に対する強制執行を免れる目的でその土地を仮装譲渡することを企て、法務局に対し、正当な理由により土地の所有権を移転するような内容虚偽の所有権移転登記の申請をし、不動産登記簿の原本である電磁的記録に事実と反する所有権移転登記の記録をさせた。16年2月、強制執行妨害罪で逮捕した（宮城）。

事例3 農業協同組合代表理事組合長（62）らは、組合が保有する国債等を売却してその代金を横領しようとして、14年3月ごろ、国債等を売却し約6億2,600万円を横領した。16年4月、業務上横領罪で逮捕した（岡山）。

（2）企業犯罪

平成16年中は、政府の牛海綿状脳症（BSE）対策事業をめぐる会社役員らによる詐欺事件や企業による違法配当事件等の社会的反響の大きい事件を検挙した。

事例 食肉事業協同組合連合会幹部（65）らは、政府がBSE対策として実施する国産牛肉の買上げ事業に関し、13年12月ごろ、同事業の実施主体である全国食肉事業協同組合連合会に対し、同事業の対象とはされていない輸入牛肉の加工品を含む、約573トンの牛肉すべてが対象である国産牛肉であるかのように装って買上げさせた上、その代金として約6億3,800万円の交付を受けたほか、不正に合計約40億7,900万円の補助金の交付を受けた。16年6月までに、詐欺罪及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律違反で逮捕した（大阪）。

（3）財務捜査体制の整備

金融・不良債権関連事犯や企業犯罪のように、法人の経済活動に関連して行われる犯罪の捜査では、背景、動機、実行行為等を明らかにするため、伝票、帳簿類等の客観的な資料に基づいて、法人等の財務の実態を解明することが不可欠である。

このため、平成15年4月に警察大学校に設置した財務捜査研修センターでは、全国の捜査員を対象に、簿記その他の財務捜査に必要な知識や効果的な財務捜査の手法等についての研修を行うとともに、最新の企業会計制度等に即した財務捜査手法等の調査研究を行っている。

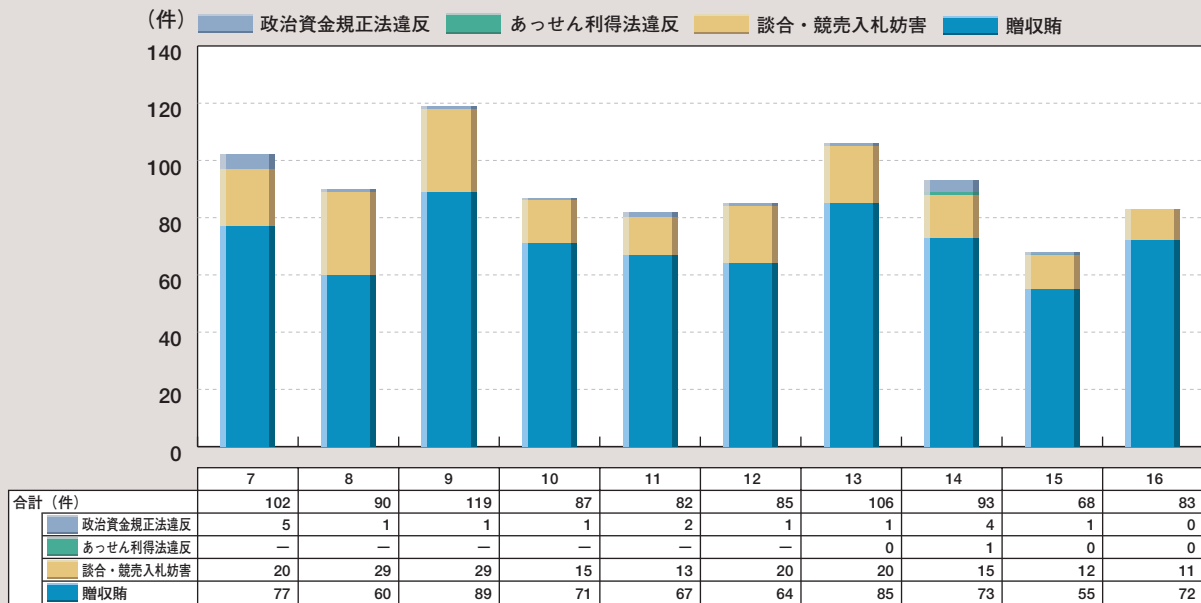
また、都道府県警察では、高度な機能を備えた財務解析用機器の整備を進めているほか、公認会計士等の資格を有する者や民間企業での会計事務の経験がある者を財務捜査官として採用するなど、体制の強化に努めている。

11 政治的・構造的不正事案

国会議員が公設秘書の給与を詐取した事案が明らかになる一方で、地方公共団体の長や議員らによる贈収賄事件、偽計入札妨害事件、買収や公務員の地位利用等の公職選挙法違反の摘発が続くなど、政治的・構造的な不正が顕在化している。

警察では、こうした事案の捜査体制を整備するとともに、専門的知識及び技能を有する捜査員の育成強化に努めている。また、不正の実態に応じて様々な刑罰法令を適用するなどして、事案の解明を進めている。

図3-14 政治的・構造的不正事案の検挙状況（平成7～16年）



(1) 贈収賄事件

事例1 元社会保険庁石川社会保険事務局課長（48）は、国民年金保険料の納付を促すためのテレビコマーシャルの制作等の業務に関し、有利な取り計らいを受けたことに対する謝礼であり、また、今後も同様の取り計らいをしてもらうための見返りで供与されるものであることを知りながら、平成15年2月と4月の2回にわたり、広告代理店代表取締役（51）から合計160万円を収受した。16年6月、収賄罪で逮捕した（警視庁、石川）。

事例2 前北海道石狩支庁長（58）は、指定介護老人福祉施設等に対する指導監督に関し、有利な取り計らいを受けたことに対する謝礼として供与されるものであることを知りながら、14年1月ころから15年5月ころにかけて、数十回にわたり、社会福祉法人理事長（56）から合計170万円を収受した。16年11月、収賄罪で逮捕した（北海道）。

(2) 談合・競売入札妨害事件

事例 城陽市議会議員（73）は、平成15年7月ごろ、同市発注の公共工事の入札に際し、入札予定価格を推認し得る立場にあった同市担当部長から入手した設計金額に関する情報を土木建築会社代表取締役内に報し、入札書比較価格に近接する価格で落札させ、偽計を用いて公の入札の公正を害した。16年2月、競売入札妨害（偽計入札妨害）罪で逮捕した（京都）。

(3) 選挙違反

第20回参議院議員通常選挙（平成16年7月11日施行）における選挙期日後90日現在（16年10月9日現在）の公職選挙法違反の検挙件数は407件、検挙人員は399人（うち逮捕者140人）と、前回の第19回参議院議員通常選挙期日後90日の時点に比べ、検挙件数は66件（14.0%）、検挙人員は470人（54.1%）減少した。

事例1 木津町長（72）は、16年3月ごろから6月中旬ごろにかけて、町役場の職員十数人に対し、その職務上の地位を利用して、自己の支持する候補者を当選させる目的で投票や投票の取りまとめ等を依頼した。同年7月、公職選挙法違反（公務員等の地位利用）で逮捕した（京都）。

事例2 特別養護老人ホーム園長（71）らは、16年7月上旬ごろ、選挙管理委員会が不在者投票を行う施設として指定した同特別養護老人ホームで、入所者の有権者の投票用紙を使用し、ほしいままに候補者の氏名等を記入するなどして投票を偽造した。同月、公職選挙法違反（投票偽造）で逮捕した（奈良）。

(4) 公務員犯罪

事例 元衆議院議員（62）は、同人の妻である公設第一秘書らと共謀の上、自己の公設第二秘書として採用する意思もなく、採用した事実もない者について、衆議院事務局に対し、公設第二秘書に採用した旨の虚偽の申請を行い、平成12年7月ごろから15年4月ごろにかけて、43回にわたり、衆議院から同人の給与の名目で合計約1,700万円を詐取した。16年3月、詐欺罪で逮捕した（愛知）。

(5) 特定の寄附の禁止違反事件

事例 松浦市議会議員（71）は、平成15年4月ごろ、市議会議員選挙に関し、同市と請負契約関係にある建設会社から数十万円の寄附を受けた。16年8月、公職選挙法違反（特定の寄附の禁止）で逮捕した（長崎）。

12 サイバー犯罪

近年目覚ましい発展を遂げている情報通信ネットワークは、国民生活の利便性を向上させ、社会・経済の根幹を支えるインフラとして機能している。その一方で、サイバー犯罪^(注1)が増加しており、特に最近では、コンピュータ・ウィルスのまん延や「フィッシング^(注2)」事案の発生といった、情報セキュリティに対する脅威が増大している。

(1) サイバー犯罪の情勢

① サイバー犯罪の検挙状況

平成16年中のサイバー犯罪の検挙件数は過去最高の2,081件と、前年より232件(12.5%)増加した。

図3-15 サイバー犯罪の検挙件数の推移（平成12～16年）

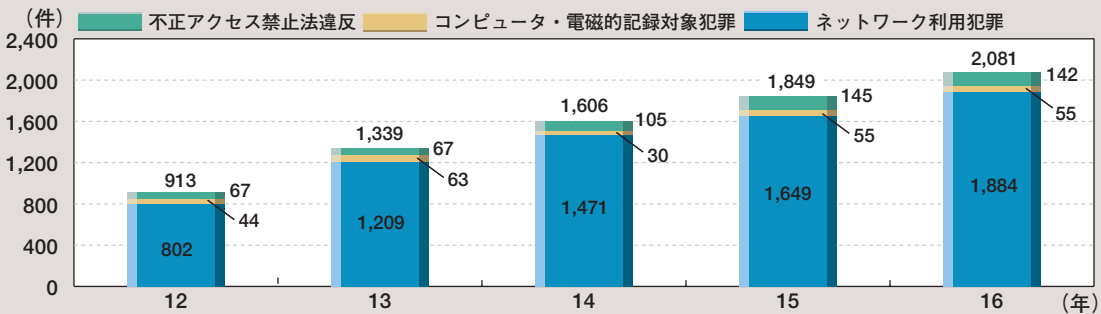


表3-15 サイバー犯罪の検挙件数の内訳（平成12～16年）

区分	年次					増減
	12	13	14	15	16	
不正アクセス禁止法違反 (件)	67	67	105	145	142	△3
コンピュータ・電磁的記録対象犯罪	44	63	30	55	55	0
電子計算機使用詐欺	33	48	18	34	42	8
電磁的記録不正作出・毀棄	9	11	8	12	8	△4
電子計算機損壊等業務妨害	2	4	4	9	5	△4
ネットワーク利用犯罪	802	1,209	1,471	1,649	1,884	235
詐欺	306	485	514	521	542	21
児童買春・児童ポルノ法違反	8	117	268	269	370	101
児童買春						
児童ポルノ	113	128	140	102	85	△17
著作権法違反	80	86	66	87	174	87
青少年保護育成条例違反	2	10	70	120	136	16
わいせつ物頒布等	154	103	109	113	121	8
脅迫	17	40	33	38	58	20
名誉毀損	30	42	27	46	26	△20
その他	92	198	244	353	372	19
合計	913	1,339	1,606	1,849	2,081	232

注1：インターネット等の高度情報通信ネットワークを利用した犯罪やコンピュータ又は電磁的記録を対象とした犯罪等、情報技術を利用した犯罪

2：金融機関等を装ってメールを送信し、受信者が偽のウェブサイトにアクセスするよう仕向け、そこで個人の識別符号 (ID、パスワード等)、クレジットカードの番号等を入力させ、それらを不正に入手する行為 (第2章第1節(3)①参照)

ア ネットワーク利用犯罪

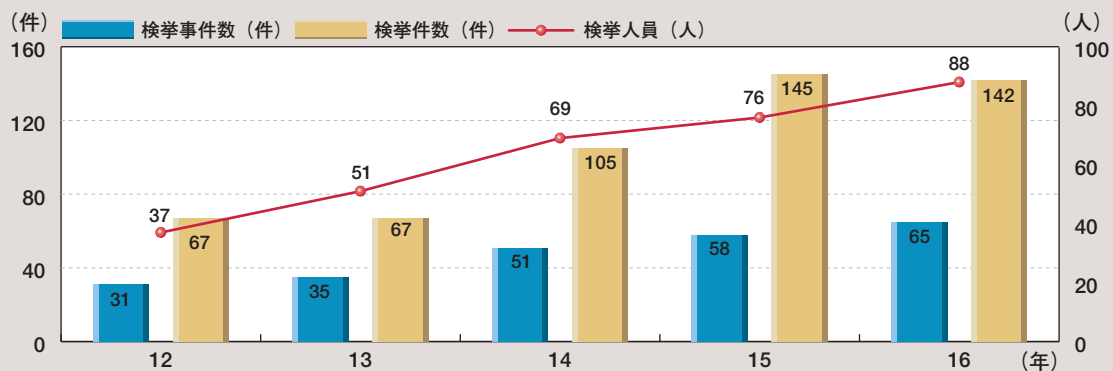
ネットワーク利用犯罪（その実行に必要な不可欠な手段として情報通信ネットワークを利用する犯罪をいう。）では、インターネット・オークションを利用した詐欺、いわゆる出会い系サイトを利用した児童買春や青少年保護育成条例違反、著作権法違反、わいせつ物頒布が多く発生している。

事例1 カラオケ機器リース会社の経営者の男（40）ら2人は、通信カラオケ会社の楽曲データの配信について同社と業務提携している会社の保守用端末を通じて、楽曲データを不正に入手し、飲食店等に不正に配信するなどして約2,500万円の収益を得た。16年11月、著作権法違反及び電子計算機損壊等業務妨害罪で逮捕した（愛知、警視庁、三重）。

イ 不正アクセス行為の禁止等に関する法律違反

16年中の不正アクセス行為の禁止等に関する法律（以下「不正アクセス禁止法」という。）違反の検挙件数は142件であった。このうち65件が、利用権者の設定や管理の甘さに付け込んで他人の識別符号（IDやパスワード等）を入手し、不正アクセス行為を行ったものであった。

図3-16 不正アクセス禁止法違反の検挙状況（平成12～16年）



事例2 無職の男（31）は、インターネット・オークションで他人が使用するIDに係るパスワードを推測して不正アクセスした上、パソコンをオークションに出品する操作を行い、偽名で開設した口座に現金を振り込ませて、落札者76人から総額約900万円をだまし取った。16年2月、不正アクセス禁止法違反、詐欺罪及び電磁的記録不正作出・同供用罪で逮捕した（埼玉、山形、茨城、京都、岡山）。

② いわゆる出会い系サイトに関係した事件

16年中のいわゆる出会い系サイトに関係した事件の検挙件数は1,582件と、前年より161件(9.2%)減少し、中でも強盗、強姦等の重要犯罪や粗暴犯が大きく減少した。また、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(以下「出会い系サイト規制法」という。)違反(不正誘引)の検挙件数は31件であった。

これらの事件の被害者1,289人のうち、18歳未満の児童は1,085人(84.2%)であった。

表3-16 いわゆる出会い系サイトに関係した事件の推移(平成12~16年)

区分	年次	12	13	14	15	16	増減
児童買春・児童ポルノ法違反		41	387	813	810	768	△42(△5.2%)
青少年保護育成条例違反		20	221	435	448	377	△71(△15.8%)
児童福祉法違反		1	16	117	82	87	5(6.1%)
重要犯罪(殺人・強盗・強姦等)		15	73	100	137	95	△42(△30.7%)
粗暴犯(暴行・傷害・脅迫・恐喝)		7	66	128	108	58	△50(△46.3%)
出会い系サイト規制法違反		—	—	—	5	31	26(520%)
その他		20	125	138	153	166	13(8.5%)
合計		104	888	1,731	1,743	1,582	△161(△9.2%)

事例3 運転手の男(20)ら4人は、携帯電話の出会い系サイトを通じて知り合った少女を車両に乗せ、人里離れた山間部まで連れて行き、車両内で少女を強姦した。16年8月、強姦罪で逮捕した(北海道)。

③ サイバー犯罪等に関する相談の受理状況

16年中のサイバー犯罪等に関する相談の受理件数は7万614件で、前年の1.7倍に増加した。このうち、利用した覚えのない有料サイトの料金を請求される架空請求メール等の詐欺・悪質商法に関する相談が3万5,329件と過半数を占めており、前年の1.7倍に増加した。また、インターネット・オークションに関する相談は、前年の2.3倍に増加した。

表3-17 サイバー犯罪等に関する相談の内訳(平成12~16年)

区分	年次	12	13	14	15	16	増減
詐欺・悪質商法に関する相談(件) (インターネット・オークション関係を除く。)		1,396	1,963	3,193	20,738	35,329	14,591
インターネット・オークションに関する相談		1,301	2,099	3,978	5,999	13,535	7,536
違法・有害情報に関する相談		2,896	3,282	2,261	4,225	4,157	△68
迷惑メールに関する相談		1,352	2,647	2,130	2,329	3,946	1,617
名誉毀損、誹謗中傷等に関する相談		1,884	2,267	2,566	2,619	3,685	1,066
不正アクセス、コンピュータウイルスに関する相談		505	1,335	1,246	1,147	2,160	1,013
その他		1,801	3,684	3,955	4,697	7,802	3,105
合計		11,135	17,277	19,329	41,754	70,614	28,860

(2) サイバー犯罪対策の推進

① 産業界等との連携

警察庁では、平成13年度から、有識者、関連事業者、PTAの代表者等で構成する総合セキュリティ対策会議を開催し、産業界と政府の連携の在り方等について検討を行っている。16年度は、インターネットでの自殺予告等緊急に対処する必要がある事案が発生した際や、知的財産権を侵害する商品がインターネット・オークションで売買されている際の官民連携の在り方について検討し、その結果を警察庁のウェブサイトで公表した。

また、オペレーティングシステムやウェブブラウザの開発を行う企業と技術協力に関する協定を締結し、当該企業からコンピュータウイルスの感染やサイバー攻撃を許すプログラムの欠陥等に関する情報の提供を公開前に受けるなど、情報共有を図っている。

都道府県警察では、地方公共団体、教育機関、民間企業等の職員を対象にした研修会を開催したり、消費者団体、学校教育関係者と協力した広報啓発活動を行ったりするなどして、情報セキュリティに関する国民の知識及び意識の向上を図っている。



総合セキュリティ対策会議

事例 島根県警察は、県内の企業が参加する情報産業見本市で、情報セキュリティに関するセミナーを開催し、「フィッシング」の被害を疑似体験するためのシステムを公開して、その手口と危険性を知らせた。

② 違法・有害情報対策

都道府県警察では、ウェブサイトやその電子掲示板等を閲覧して調査するサイバーパトロールを実施している。これにより、ネットワーク上の違法情報や有害情報^(注)の発信状況を把握し、違法行為を検挙しているほか、関係者に対する指導や要請を行い、違法情報や有害情報のまん延とそれらによる被害の防止を図っている。

また、16年12月には、「フィッシング」事案に関する部外との窓口となる「フィッシング110番」を各都道府県警察に設置した。電話や電子メールにより広く国民からの情報提供を受け付けているほか、金融機関、インターネット・サービス・プロバイダ等との連携を強化して、利用者に対する注意喚起を行っている。

注：違法情報とは、わいせつ画像、他人を脅迫するメッセージ等情報自体が違法であるものや、わいせつ図画、銃器、薬物、毒劇物等禁制品等の売買に関する情報等犯罪が行われている疑いのある情報をいう。有害情報とは、犯罪方法を教示する情報や少年の健全育成を阻害するおそれのある情報等、違法情報には該当しないが犯罪や事故を誘発するなど公共の安全と秩序の維持の観点から放置することのできない情報をいう。

(3) サイバー犯罪対策の推進基盤の整備

① 体制の整備

ア 警察庁情報技術犯罪対策課の設置

サイバー犯罪の中でも、インターネットを利用する事犯は、匿名性が高い、こん跡が残りにくい、不特定多数の者に被害が及びやすい、地理的・時間的制約が少なく被害が短時間のうちに広範に及びやすいなどの特徴があり、その捜査には困難を伴う。また、複数の都道府県警察にわたり、捜査が重複するという問題がある。

このため、警察庁では、平成16年4月、生活安全局に情報技術犯罪対策課を設置し、都道府県警察が行うサイバー犯罪捜査に関する指導・調整を行うとともに、産業界、外国関係機関等との連携、広報啓発活動、相談対応等の施策を推進するなど、サイバー犯罪の捜査と予防に関する施策を一体的に推進している。

イ 国による技術支援体制の確立

サイバー犯罪に悪用される技術が高度化・複雑化し、その取締りには高度な技術的知見が必要とされるようになってきている。

このため、警察庁では、情報通信局、管区警察局情報通信部及び都道府県（方面）情報通信部に情報技術解析課を設置している。この組織には、専門的な知識及び技能を有する技術職員を配置するとともに、最新の資機材を整備しており、都道府県警察が行うサイバー犯罪の取締りを技術面で支援している。

また、情報通信局情報技術解析課に技術センターを設け、コンピュータ・ウイルス等の不正プログラムや不正アクセスの手口を解析・検証している。さらに、都道府県警察からの要請に応じ、暗号やパスワードにより隠ぺいされたデータを解析したり、破損したハードディスク等からデータを抽出・解析したりするなどの技術支援を行っている。



クリーンルームにおける
ハードディスク部品の移植作業

事例

16年7月、不法滞在者等にあっせんするため外国人登録証、旅券等を偽造していた男（49）らを有印公文書偽造罪で逮捕した。偽造に使用したパソコン、プリンタ等を押収し、解析したところ、偽造に使用されたとみられる画像ファイルや電子メール等、数万点に及ぶ証拠資料を発見した（埼玉）。

ウ 都道府県警察の体制の整備

都道府県警察では、サイバー犯罪の取締りや関連施策を効率的に進めるため、各部門が連携し、サイバー犯罪対策に関する知識及び技能を有する捜査員等により推進されるサイバー犯罪対策プロジェクトを立ち上げている。

また、サイバー犯罪捜査に必要な専門的技術・知識を有する捜査員を育成したり、民間企業で

システム・エンジニアとしての勤務経験を有する者をサイバー犯罪捜査官として中途採用したりしているほか、サイバー犯罪の予防のための広報啓発活動を行う情報セキュリティ・アドバイザーを配置するなど、サイバー犯罪対策のための要員の確保に努めている。

② 法制の整備

ア 不正アクセス行為の禁止等に関する法律

この法律では、他人の識別符号（ID・パスワード等）を不正に入力し、情報通信ネットワークを通じてコンピュータにアクセスする不正アクセス行為やそれを助長する行為を禁止し、罰則を定めている。また、不正アクセス行為の被害を受けたアクセス管理者からの申出により、都道府県公安委員会が再発防止のために必要な資料の提供、助言、指導等の援助を行うことを定めている。

イ 古物営業法

この法律では、インターネット・オークション事業者に係る盗品その他犯罪によって領得された物（以下「盗品等」という。）の売買防止等のための規定を整備しており、営業の届出、遵守事項（盗品等の疑いがある場合の申告義務、出品者の確認及び取引の記録に関する努力義務）、競りの中止命令等を規定している。

また、同法に基づき、都道府県公安委員会は、特別のクレジット認証^(注)による相手方の本人確認を行うなどの基準に適合するインターネット・オークション事業者を、盗品等の売買防止に資する業務方法を採用している事業者として認定しており、17年3月現在、12事業者が認定を受けている。

ウ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律

この法律では、いわゆる出会い系サイトを利用して、18歳未満の児童を相手方とする性交等や対償を伴う異性交際を誘引することを禁止している。また、事業者に対しては、児童の利用を防止するため、児童が利用してはならないことの明示及び利用者が児童でないことの確認を義務付けるとともに、これに違反した場合は、都道府県公安委員会が必要な措置を講ずるよう命ずることができることなどを規定している。

16年中は、これらの規定に違反したインターネット異性紹介事業者に対し47件の警告を発した。

注：クレジットカードの番号や有効期限の認証のほか、生年月日等カードの所有者しか分からない情報を認証に用いて、カードの所有者になりすますことを困難にする認証方法

1 科学技術の活用

(1) 自動車ナンバー自動読取システム

自動車盗や自動車を利用した犯罪を検挙するためには、通行する自動車の検問を実施することが有効である。しかし、事件を認知してから検問を開始するまでに時間を要するほか、徹底した検問を行えば交通渋滞を引き起こすおそれがあるなどの問題がある。このため、警察では、昭和61年度から、通過する自動車のナンバーを自動的に読み取り、手配車両のナンバーと照合する自動車ナンバー自動読取システムの整備を進めている。

(2) 指紋自動識別システム、掌紋自動識別システム

指紋及び掌紋は、「万人不同」、「終生不変」の特性を有し、個人を識別するための資料として極めて有用であることから、犯罪捜査で重要な役割を果たしている。

警察庁では、昭和57年から、指紋の隆線の特徴点（端点と分岐点）を一定のパターンとしてコンピュータに登録し、照会した指紋が記憶しているパターンと一致しているかどうかを自動的に認識・分類するパターン認識技術を応用した指紋自動識別システムを導入し、遺留指紋の照合業務等を効率化した。平成10年からは、指紋を短時間で採取できるライブスキャナを導入し、現在ではすべての警察署に設置されている。

また、14年から、指紋識別システムと同様に、犯罪現場から採取した掌紋と被疑者から採取した掌紋を登録し、照会した掌紋と自動的に照合を行い、犯人を特定する掌紋自動識別システムを運用しており、指紋自動識別システムと併用することにより、事件の解決に役立っている。



ライブスキャナ（被疑者は模擬）



掌紋自動識別システム

事例 16年6月に発生した殺人事件で、犯行現場に置かれていた机の上面から、犯人が遺留した可能性の高い掌紋を採取した。これを掌紋自動識別システムにより照会した結果、犯罪経歴のある土木作業員の男（24）から過去に採取した掌紋と一致したため、発生の翌日にこの男を取り調べたところ、犯行を自供した。同月、殺人罪で逮捕した（神奈川）。

(3) DNA型鑑定

DNA型鑑定とは、ヒトの細胞内に存在するDNA（デオキシリボ核酸）の塩基配列を分析することによって個人を高い精度で識別する鑑定方法であり、警察では、平成元年から犯罪捜査に活用している。

15年度から、フラグメントアナライザーと呼ばれる自動分析装置を用いた鑑定法を導入しており、従来の方式による場合と比べて、より古い、より微量の資料からの鑑定が可能となったほか、検査が自動化されたため、鑑定に要する時間が短縮された。

事例 16年3月、自殺や家出をする動機がない被害者が行方不明となったことから、捜査した結果、無職の女（31）が被害者の遺体を山中で焼却したと自供した。捜索の結果、供述どおり遺体が発見されたが、焼損が激しく、従来のDNA型鑑定では身元確認が困難であった。そこで、フラグメントアナライザーを使用したところ、遺体のDNA型と被害者が使用していた日用品から得られたDNA型が一致することが判明した。この結果に基づき、同月、殺人罪等で逮捕した（大分）。

コラム 1 DNA型情報のデータベース化

16年12月から、犯行現場等に被疑者が遺留したと認められる血痕等の資料のDNA型情報を登録し、検索する遺留資料DNA型情報検索システムの運用を開始した。

このシステムにより、ある事件の犯行現場に遺留された資料のDNA型情報とシステムに登録されているDNA型情報とを照合することで、これらの事件が同一の被疑者によって引き起こされたかどうかを検証することができる。また、検挙した被疑者のDNA型情報とシステムに登録されているDNA型情報とを照合することで、被疑者の余罪を効率的に捜査することができる。

なお、犯罪捜査上の必要があつて適法に得た被疑者のDNA型情報については、17年6月に開催したDNA型データベースに関する有識者会議での検討結果を踏まえ、できる限り早期にデータベースを構築し、運用を開始することとしている。



遺留資料DNA型情報検索システム

(4) 三次元顔画像識別システム

三次元顔画像識別システムとは、金融機関等に設置された防犯カメラで撮影された被疑者の顔が下を向いていたり、帽子やマスク等で顔が隠れていたりするため個人識別が困難な場合に、別取得した被疑者の三次元顔画像を防犯カメラの画像と同じ角度、同じ大きさに調整した後、両画像を重ね合わせ、個人識別を行うシステムである。新たな鑑定法として期待されており、一部の府県で運用が開始されている。

被疑者の二次元顔画像



被疑者の三次元顔画像



両画像の重ね合わせ



三次元顔画像識別システム

(5) プロファイリング

プロファイリングとは、犯行現場の状況、犯行の手段、被害者等に関する情報や資料を、統計データや心理学的手法等を用いて分析・評価することにより、犯行の連続性の推定や次回の犯行の予測、犯人の年齢層、生活様式、職業、前歴、居住地等の推定を行うものである。

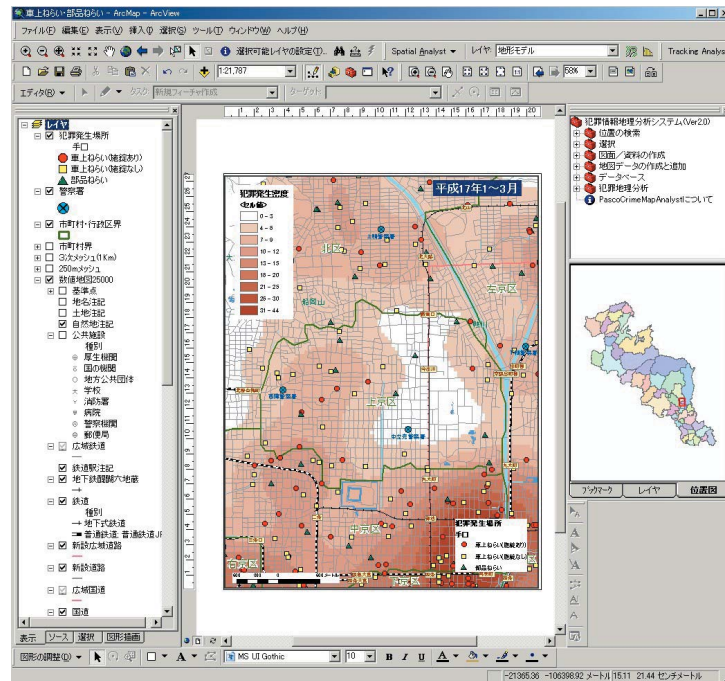
被害者と犯人とのつながりが薄い事件や、物証・目撃情報が乏しい事件のように、通常の捜査活動では解決困難な事件の捜査で効果を発揮することが期待されており、警察では、現在、導入に向けた取組みを推進している。

(6) 犯罪情報地理分析システム

犯罪情報地理分析システムとは、地理情報システム（GIS：Geographic Information System）を用いて、個々の犯罪のデータを電子地図上に表示し、地理的・時間的な犯罪発生状況の比較・分析を行うことなどにより、合理的・効率的な捜査力の運用、防犯対策の実施、警察官の配置等に役立てることを目的としたものである。

例えば、類似事件の抽出や未検挙事件の分析による余罪捜査、犯罪が多発する地域や時間的に絞って捜査員を配置し、被疑者を検挙するよう撃捜査等に活用することが考えられる。

平成16年1月から17年3月にかけて、3県（群馬県、三重県、福岡県）で試験的に整備しており、システムによる分析結果に基づき被疑者を検挙することができた事例から、その効果を検証することとしている。



犯罪情報地理分析システム

事例1 犯罪情報地理分析システムによる分析結果に基づき、ひたつくりの多発地域・時間帯に重点を置いてパトロールを行っていたときに、その直近でひたつくりが発生した。そこで、現場へ急行し、犯行直後の中国人留学生の男（24）を発見、職務質問を実施したところ、犯行を自供した。16年4月、窃盗罪で逮捕した（福岡）。

事例2 犯罪情報地理分析システムにより、車上狙いが多く発生する場所や時間、その手口について分析した資料を作成し、地域警察官へ配布した。この資料に基づき店舗の駐輪場で張り込み捜査を実施していた地域警察官が、駐輪していた自転車の前かごからかばん1個を窃取した無職の男（57）を発見し、職務質問を実施したところ、犯行を自供した。16年10月、窃盗罪で逮捕した（群馬）。

（7）警察総合捜査情報システム

警察庁では、警察署、警察本部及び警察庁に設置した情報処理装置を相互に通信回線で結び、犯罪統計、犯罪手口及び捜査管理に関する情報を統合し、業務負担の軽減や処理時間の短縮を図るとともに、事件に関する情報をデータベース化して多角的な活用を可能とする、警察総合捜査情報システムを整備しており、平成16年1月から運用を開始した。

2 捜査体制の整備

(1) 組織・人員の効率的な運用と捜査員の増強

犯罪情勢の悪化に伴い、捜査すべき事件の数は増加し、その内容も複雑化・高度化している。これに対し、警察では、業務の合理化を徹底して推進しているほか、刑事部門と他の部門が連携した横断的なプロジェクトチームを設けたり、機動捜査隊等警察本部の執行隊を情勢に応じて集中配置したりするなど、限られた組織・人員の効率的な運用に努めている。

他方、こうした取組みにもかかわらず、多発する事件に捜査と検挙が追い付かないのが現状で、それが検挙率の低迷となって現れていることから、効率的運用や合理化を進めてもなお不足する捜査員の増強を行い、捜査体制を強化している。

(2) 初動捜査体制の整備

事件発生時には、迅速・的確な初動捜査を行い、犯人を現場やその周辺で逮捕し、又は現場の証拠物や目撃者の証言等を確保することが重要である。

このため、自動車の機動力を生かした捜査活動を行い、事件発生時には現場や関係箇所に急行して犯人確保等を行う機動捜査隊や、現場鑑識活動が特に重視される事件について、高度な鑑識活動を行うため現場に臨場する機動鑑識隊（班）を編成し、24時間体制で事件の発生に備えている。



出動する機動捜査隊

事例 平成16年12月、兵庫県明石市の路上で強盗事件が発生したとの110番通報を受け、機動捜査隊員が現場に急行し付近を検索したところ、少年（17）を発見し、職務質問等所要の捜査を実施したところ被疑者と判明したため、強盗致傷罪で逮捕した。この事件では、迅速・的確な初動捜査により、110番通報受理後、約30分で被疑者を逮捕することができた（兵庫）。

(3) 鑑識活動の強化・鑑定技術の高度化

犯罪の現場等から採取した資料は、犯人の絞り込みや特定のために活用され、公判でも、犯罪の立証上極めて重要な役割を担う。

このため、警察では、機動鑑識隊（班）や現場科学検査班等の設置・運用により、現場鑑識活動を強化するとともに、最新の知見を生かした関連技術の研究開発や資機材の開発・整備を推進している。



出動する機動鑑識隊



現場鑑識活動

(4) 捜査員の育成

「捜査は人なり」と言われ、捜査力の充実強化には、優れた人材を登用し、その知識及び能力を伸ばすことが不可欠である。このため、都道府県警察では、刑事部門の捜査員として任用する者の選考に当たっては、適性を的確に見極めるとともに、任用予定者に対して所定の教育訓練を行っている。警察学校で教育した知識、理論及び技能は、経験豊富な捜査員と共に行う実務を通じて、実践的に体得させるよう努めている。

また、犯罪捜査には、特定分野に関する高度な専門知識、専門技能が必要とされることが多く、その傾向は、経済社会の進歩に伴い強くなっているため、警察庁の附属機関である警察大学校等において、特殊事件捜査、科学捜査、財務捜査等に従事する者に専門的な教育訓練を施している。

(5) 国民との協力による捜査

犯人を検挙し、事件を解決するためには、犯罪捜査に対する国民の理解と協力が不可欠である。しかし、犯罪捜査に対する国民の意識は変化し、その理解と協力を得ることは、これまで以上に困難となりつつある。

警察では、様々な媒体を活用して、事件発生時の速やかな通報、聞き込み捜査に対する協力、事件に関する情報の提供等を広く国民に呼び掛けている。また、必要に応じ、被疑者の発見、検挙や犯罪の再発防止のため、被疑者の氏名等を広く一般に公表して捜査を行う、「公開捜査」を行っている。

犯人の時計です

この腕時計は、平成17年バレンタインデー(2月14日)の深夜、京王線府中駅近くで発生した信用金庫職員刺殺事件の犯人が持っていたものです。



この腕時計に関する情報を求めています。

警視庁府中警察署特別捜査本部
直通電話 042-335-0110
番代表電話 042-360-0110 内線6534

事件に関する情報の提供を求める広告

事例

警視庁府中警察署の特別捜査本部では、平成17年2月に発生した殺人事件の被疑者が所持していたと思われる腕時計の写真と特徴を記した広告を、現場近くの駅を通過する電車の車内に掲示し(いわゆる中ぶり広告)、情報提供を求めた。同年6月現在、捜査中である。

3 広域捜査力の強化

(1) 広域捜査隊の設置運用

通信手段や交通手段の発達等を背景に、多くの犯罪捜査では、複数の都道府県にまたがって活動する必要が生じている。また、犯行後に素早く他の都道府県に逃亡する例や、同一犯人が広域にわたって連続的に犯罪を敢行する例も目立っている。我が国の警察組織は都道府県を単位としていることから、こうした事象に的確に対応するためには、都道府県警察が相互に緊密に連携して捜査を行うことが重要となる。

このため、都府県境をまたがって連続的に市街地が形成されている区域等において、事件発生時の初動措置を迅速かつ的確なものとするため、都府県警察の単位を越えて広域的に捜査やその訓練を行う広域捜査隊の編成が進められている。平成16年7月に、新たに警視庁と千葉県警察との間で協定が締結され、協定締結地域は全国で12地域となった。



広域捜査隊



広域捜査隊の訓練

事例 16年10月、茨城県で殺人事件が発生し、被害者の所有車両が所在不明となっていたところ、事件発生の日、茨城県と栃木県の県境付近で、被害者の所有車両が走行していることが判明した。そこで、茨城県警察と栃木県警察の警察官により編成された北関東広域捜査隊が検索した結果、栃木県内の駐車場で被害者の所有車両を発見し、さらにその付近で運転手の男（31）を発見し、殺人罪及び死体遺棄罪で逮捕した。

(2) 専門捜査員制度の運用

専門捜査員制度とは、航空機事故や列車事故のように、捜査に特別の専門的知識等を必要とする一方で、発生がまれであるなどの事情により、専門的知識等を有する警察職員が少ない事案に対処するため、あらかじめ特別の専門的知識等を有する職員を専門捜査員として登録し、他の都道府県で発生した事件であっても活用することができるようにする制度である。

平成16年4月には、専門捜査員の派遣をより円滑に行うことができるようにするため、犯罪捜査共助規則を改正し、都道府県警察は、航空機事故や列車事故等が発生した場合は、その旨を警察庁の内部部局及び管区警察局に報告しなければならないこととし、また、警察庁長官は、必要

があると認めるときは、捜査を行う都道府県警察に専門捜査員の派遣の要求をすべきことを指示することとした。

(3) 合同捜査、共同捜査の推進

警察では、複数の都道府県の地域に関係のある重要な犯罪で広域にわたるものが発生した場合には、指揮系統を一元化し、関係都道府県警察が一体となって捜査を行う「合同捜査」や、指揮系統の一元化までは行わないものの、捜査事項の分担その他捜査方針の調整を行う「共同捜査」を積極的に推進している。



捜査本部での検討

事例1 平成12年8月から16年3月にかけて、ピッキングやサムターン回し等の手口により中高層マンションへ侵入し、金品を窃取する事案が全国で発生した。関係警察による合同捜査・共同捜査を進めた結果、16年9月までに中国人の男（27）ら24人を窃盗罪等で逮捕した。被疑者らは、福建省からの密入国者を中心に窃盗団を組織して525件の窃盗事件を敢行しており、その被害総額は3億4,595万円相当に上った（京都、大阪、和歌山、兵庫、滋賀、奈良、三重、警視庁）。

事例2 16年1月から6月にかけて、無職の男（25）は、長野県ほか3県にあるコンビニエンスストア15店舗に侵入した上、店員に刃物を突き付けて脅迫し、現金合計約250万円等を強取した。関係警察による共同捜査を進めた結果、16年6月、男ら4人を強盗罪で逮捕した（長野、群馬、埼玉、栃木）。

(4) 警察庁指定事件制度

警察庁指定事件とは、複数の管区警察局長の管轄地域で発生している社会的影響の大きい凶悪又は特異な事件で、複数の地域にまたがり組織的に捜査を行う必要があるものとして警察庁が指定した事件をいう。現在までに、23事件が指定されている。

警察庁指定事件について、警察庁は、都道府県警察と捜査会議を開催し、捜査方針を協議するほか、関係都道府県警察以外の都道府県警察に対して捜査共助を指示したり、関係情報を集約・分析したりするなど、事件の解決に向けて捜査活動を支援している。

4 事件・事故への即応

交番、駐在所等の警察官は、事件、事故等が発生した際には、直ちに発生現場に向かい、犯人の逮捕、現場保存等の措置を採っている。警察では、警察官が迅速に現場に駆けつけることができるよう、110番通報の受理や警察署等への指令を行うシステムを整備するとともに、パトカー等の機動力の活用に努めている。

(1) 110番通報の現状

110番通報受理件数は年々増加しており、平成16年中は約954万件（前年比約22万件増）と、過去最高であった。これは、3.3秒に1回、国民約13人に1人の割合で通報がされたことになる。携帯電話等移動電話からの110番通報が半数以上（57.0%）を占め、件数は過去10年間で8.1倍に高まった。

警察では、毎年1月10日を「110番の日」と定め、110番通報を適切に利用するとともに、警察による緊急の対応を必要としない相談等の電話には、専用の「#（シャープ）9110番」を利用するように呼び掛けている。また、移動電話を用いて110番通報をするときは、所在地や番地、目標物を確認するほか、通話中にはできるだけ場所を移動しないことなどを呼び掛けている。

表3-18 110番通報受理件数の推移（平成7～16年）

区分	年次	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
件数（件）		5,709,973	6,198,980	6,516,130	6,899,188	7,216,210	8,087,976	8,716,922	8,901,628	9,317,149	9,538,379
指数		100	109	114	121	126	142	153	156	163	167
	移動電話からの件数	672,998	1,351,012	1,867,298	2,403,735	2,895,622	3,661,312	4,353,203	4,637,055	5,101,817	5,437,704
	構成比（%）	11.8	21.8	28.7	34.8	40.1	45.3	49.9	52.1	54.8	57.0

注：指数は平成7年を100とした。

(2) 通信指令システム

110番通報に的確に対応するため、都道府県警察に通信指令室が設けられている。110番通報を受理した通信指令室では、直ちに通報内容を警察署等に伝え、パトカーや交番等の地域警察官を現場に急行させるとともに、必要に応じて緊急配備の発令、他の都道府県警察への通報等を行っている。

重要事件等が発生した際に、迅速に被疑者を検挙するため、交番・駐在所の地域警察官を中心に警戒員を配置して検問、張り込み等を行うことを緊急配備という。平成16年中の緊急配備の実施件数は11,807件（前年比2,086件減）であった。



通信指令室

また、通信指令室が110番通報を受理し、パトカー等に指令してから警察官が現場に到着するまでの所要時間をレスポンス・タイムという。16年中に警察本部の通信指令室で直接受理した110番通報に対するレスポンス・タイムの平均は7分15秒であった。

警察では、レスポンス・タイムの短縮のため、通報場所を早急に把握できる地理情報システムやパトカーの活動状況を容易に把握できるカーロケータ・システムを導入するなど、通信指令システムの高度化に努めている。

事例 17年2月、スーパーマーケット内で幼児を被害者とする殺人未遂事件が発生したとの110番通報を受け、通信指令室が緊急配備を指令し、被疑者の検索を指示するとともに、被疑者の服装や人相等の情報を手配していたところ、事件発生から約1時間30分後、検索中の交番勤務員がその手配内容に基づき被疑者を発見し、逮捕した（愛知）。

（3）パトカー、警察用航空機・船舶の活動

全国の警察本部や警察署に配備されたパトカーは、交番・駐在所の地域警察官と連携して管内のパトロールを行うとともに、事件、事故等の発生時における初動措置を採っている。

また、パトカー以外にも、全国に警察用航空機（ヘリコプター）が約80機、警察用船舶が約200隻配備されており、通信指令室やパトカーと連携し、その機動力を生かしたパトロール、事件・事故発生時の情報収集、交通情報の収集、災害や山岳遭難等の事故発生時の救助活動等を行っている。



警察用航空機

（4）鉄道警察隊の活動

鉄道警察隊は、列車内、駅等の鉄道施設及びその周辺のパトロールや警戒警備を行い、すり、置き引き、痴漢等の犯罪の予防及び検挙を図っている。

また、駅構内に置かれている本隊や分駐隊において、痴漢の被害に遭った女性からの相談を受理した場合は、女性に同行して警乗を行うなど、必要な措置を採っている。



鉄道警察隊

5 交番・駐在所の活動

交番・駐在所では、パトロールや巡回連絡等の様々な活動を通じて、管轄する地域の実態や地域住民の要望を把握し、地域住民の要望にこたえている。また、昼夜を分かたず常に警戒体制を保ち、様々な警察事象に即応する活動を行うことにより、地域住民の安全と安心のよりどころとなり、国民の身近な不安を解消する機能を果たしている。

平成17年4月1日現在、全国に交番は6,455か所、駐在所は7,333か所設置されている。

(1) パトロール、立番等

① パトロール

地域警察官は、パトロールを強化してほしいという国民からの要望にこたえ、事件・事故の発生を未然に防ぐとともに、犯罪を検挙するため、犯罪の多発する時間帯・地域に重点を置いたパトロールを行っている。パトロールに当たっては、不審な者に対する職務質問、危険箇所の把握、犯罪多発地域の家庭や事業所に対する防犯指導、パトロールカードによる情報提供等を行っている。



パトロール

事例 平成16年5月、パトロール中の地域警察官が、路上に駐車している不審な車両を発見し、運転席に座っていた無職の男（23）に対して職務質問を行ったが、男が急に車両のエンジンをかけ逃走しようとしたため、運転免許証の提示を求めたところ、詐欺事件で全国に指名手配されている者であることが判明し、逮捕した（北海道）。

② 立番等による警戒

地域警察官は、交番・駐在所の施設の外に立って警戒に当たる立番を行っている。また、駅、交通要点等の人が多く集まる場所や犯罪が多発している場所において、一定の時間立って警戒する駐留警戒等を行っている。



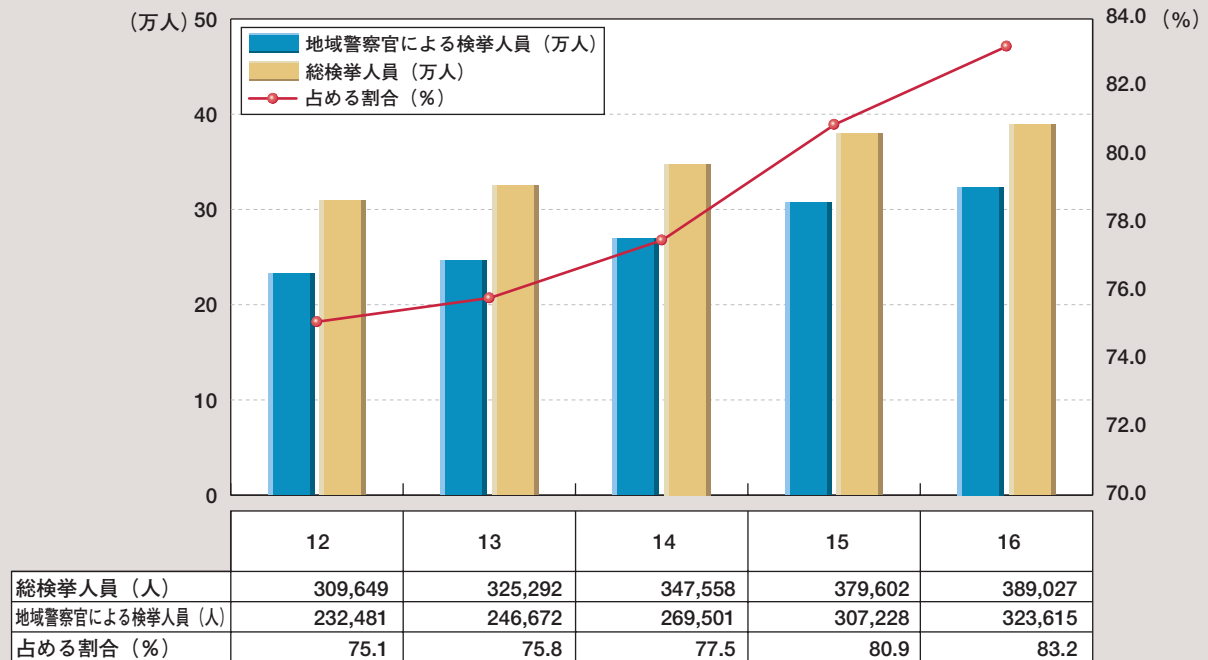
立番

③ 職務執行力の強化

警察では、地域警察官の職務執行力を強化するため、職務質問、書類作成等の能力向上を目的とした研修・訓練を実施するとともに、卓越した職務質問の技能を有する者を選抜して、警察庁指定広域技能指導官又は都道府県警察の職務質問技能指導員として指定し、職務質問技能の指導者の育成等に当たらせている。

16年中の地域警察官による刑法犯検挙人員は32万3,615人と、警察による刑法犯の総検挙人員の83.2%を占めている。

図3-17 地域警察官による刑法犯検挙人員の推移（平成12～16年）



(2) 地域住民と連携した活動

① 巡回連絡

地域警察官は、担当する地域の家庭、事業所等を訪問し、犯罪の予防、災害・事故の防止等、住民の安全で平穏な生活を確保するために必要な事項の指導・連絡や、住民からの意見・要望等の聴取を行う巡回連絡を行っている。

② 交番・駐在所連絡協議会

平成16年末現在、全国で1万3,406か所の交番・駐在所に交番・駐在所連絡協議会が設置されている。そこでは、地域警察官が、地域住民と地域の治安に関する問題について協議したり、地域住民の警察に対する意見、要望を把握したりすることにより、地域社会と協力して事件・事故の防止等を図っている。



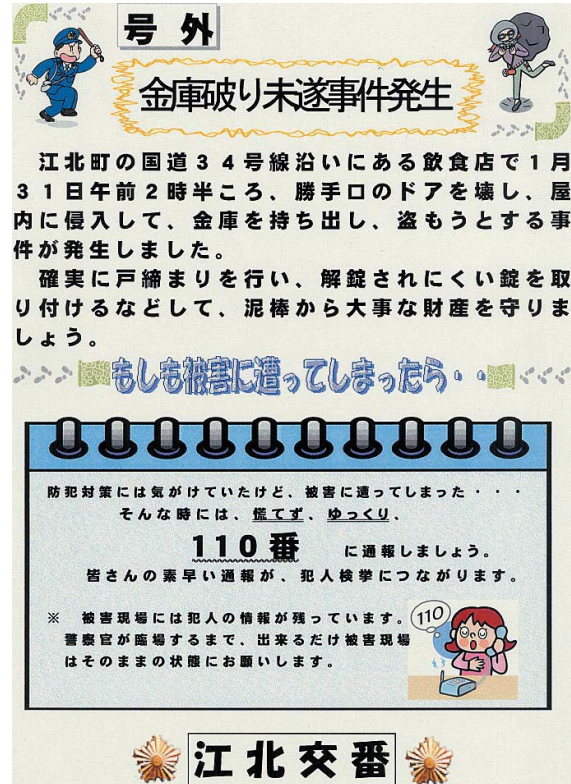
巡回連絡

③ 情報発信活動

地域警察官は、様々な活動を通じて、地域住民に対し管轄地域の事件・事故の発生状況やその防止策等の身近な情報を伝えている。

例えば、管轄地域で侵入窃盗事件が発生した場合に、発生地域や手口等を記載した「交番速報」を作成し、あらかじめ登録した送付先にファックスで送付したり、自治会の掲示板のような地域住民の目に触れやすい場所へ掲示したりしている。また、地域の身近な出来事や事件・事故の発生状況を記した「ミニ広報紙」を作成し、自治会を通じた回覧等を行っている。

このほか、地域警察官が地元のテレビ番組やラジオ番組に出演して犯罪情報や防犯情報を説明したり、ウェブサイトにより情報を発信したりしている例もある。



交番速報

(3) 遺失物・拾得物の取扱い

地域警察官は、遺失物・拾得物を速やかに遺失者等に返還するため、遺失・拾得届の受理業務を行っている。平成16年中に警察が取り扱った遺失届は約337万件、拾得届は約575万件であった。拾得届のあった金品のうち、通貨は約7割、物品は約3割が遺失者等に返還されている。

物品ごとの返還率をみると、16年中に警視庁に届けられた拾得物のうち、携帯電話は77%、証明書類は66%が遺失者等に返還されているが、衣類は2%、傘類は0.3%しか返還されていない。警察では、遺失者等に連絡をする手掛かりが少なく返還が困難な物件や安価な物件についても、遺失物法等に基づき約6か月間保管しているが、拾得物品の数は年間1千万点を超え、その保管に伴う負担は非常に大きい。

表3-19 遺失物・拾得物の取扱い状況（平成12～16年）

区分		年次				
		12	13	14	15	16
通貨（億円）	拾得届	131	133	129	128	132
	遺失届	417	414	399	391	409
物品（万点）	拾得届	914	1,036	1,017	1,047	1,070
	遺失届	666	664	672	671	742

6 交番機能の強化

(1) 「空き交番」解消計画の推進

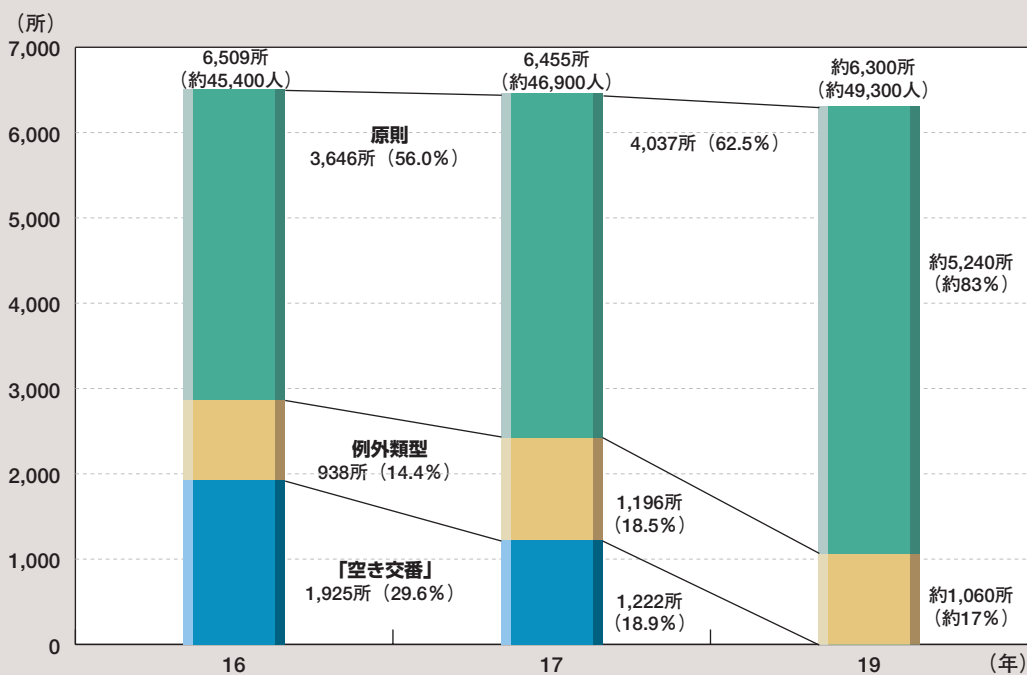
交番は、地域住民の安全と安心のよりどころとなっているが、近年、対応を要する事件・事故等が急増していること、悪化する治安情勢に対応してパトロールを強化していることなどの要因により、交番に地域警察官が不在になることが多い、「空き交番」^(注)が多数生じている。

その解消を求める国民の要望は強く、警察では、交番の地域警察官の増配置、交番の配置見直し、交番相談員の活用等によって「空き交番」を解消するための計画を策定し、地域住民の理解を得ながら取組みを進めている。

計画では、平成19年春を目途に「空き交番」を解消し、交番機能を強化することを目標とし、交番には原則として一当務に2人以上の地域警察官を配置することとしている。管内の警察事象が少ない交番は、例外的に5人以下（四交替制で運用している警視庁では7人以下）の配置となるが、このような交番については、交番相談員やパトカーによる補完体制を確立することとしている。

16年4月1日現在では「空き交番」は全国に1,925所（全交番の29.6%）あったが、17年4月1日現在、1,222所（全交番の18.9%。前年同期比703所減）まで減少した。

図3-18 「空き交番」解消計画の進捗状況（平成16、17、19年）



原則：一当務2人以上の交替制交番

例外類型：一当務2人以上の交替制交番ではないが、警察事象の少ない地域にあり、補完体制等により「空き交番」に該当しないもの

注：地域警察官の不在が常態化している交番。「空き交番」に該当しない交番であっても、事件・事故等に対応するため、配置されているすべての地域警察官が交番を一時的に不在にすることはあり得る。

(2) 交番の体制強化

① 交番の地域警察官の増配置

平成13年度から17年度にかけて増員された地方警察官17,730人のうち、35%程度を交番機能強化のための要員とするとともに、警察内部の人員配置を見直すことにより、交番で勤務する地域警察官の増配置を行っている。

② 交番・駐在所の配置見直し

交番・駐在所の配置数や設置箇所は、地域の人口、世帯数、面積、行政区画及び事件・事故の発生状況等の治安情勢を勘案して決定することとしており、情勢の変化に応じ、適正で合理的な配置となるよう交番・駐在所の配置の見直しを行っている。

その結果、16年4月1日現在と17年4月1日現在の設置数を比べると、全国で、交番は54か所、駐在所は259か所減少した。



交番

(3) 交番の支援機能の充実

① 交番相談員の活用

平成17年4月1日現在、全国で約4,200人の交番相談員が配置され、都市部の主要な交番等で活躍している。

交番相談員は、警察官の身分を有しない非常勤の職員であり、交番等で事件・事故発生時の警察官への連絡、住民の意見・要望の聴取、遺失・拾得届の受理、被害届の代書及び預かり、地理案内等の業務に従事している。

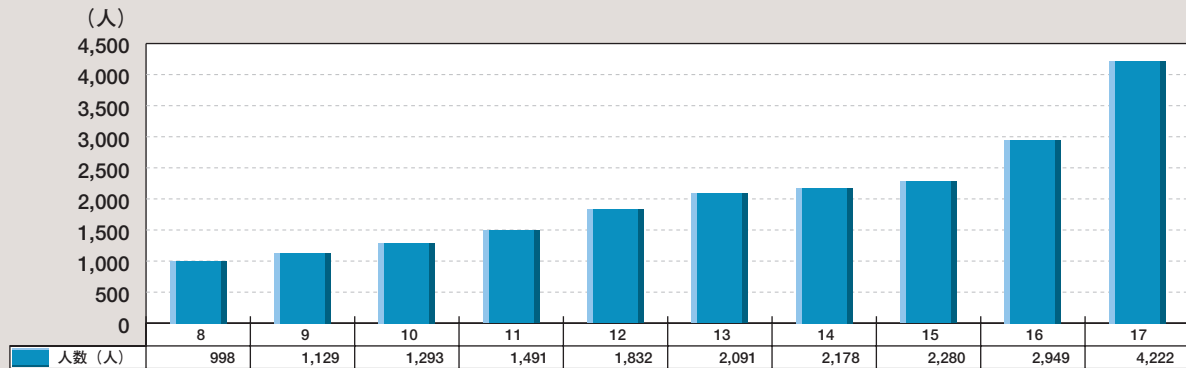
その多くは、地域警察に関する経験や知識を有する、警察官を退職した者である。

交番相談員が配置されている交番では、地域警察官が、パトロールを始め交番の外で行う活動を強化することができ、また、交番に地域警察官が不在であった場合の来訪者の便宜が高まる。



交番相談員

図3-19 交番相談員数の推移（平成8～17年度。各年度末現在（16、17年度は4月1日））



② パトカーによる支援の強化

警察では、地域警察官が徒歩や自転車によるパトロールを行っている間、機動力に優れたパトカーがその交番・駐在所の管轄地域で発生した事件・事故への対応を行ったり、交番への立ち寄りを増やしたりするなどして、交番・駐在所とパトカーの地域警察官の連携を強化している。



パトカー

③ 不在対策機器の設置

警察官や交番相談員が交番・駐在所に不在である場合でも、来訪者が警察に用件を告げることができるよう、警察では、受話器を上げただけで警察署とつながる電話、人の来訪をセンサーで感知して、警察署と音声で通話ができるようにする装置、来訪者が警察署の警察官の顔を見ながら用件を伝えることができるテレビ電話等の不在対策機器の整備を進めている。



テレビ電話



事例 16年10月、殴られて怪我をした女性が、被害を訴え出るため交番に来訪したが、警察官が不在であった。そこで、交番に設置されているテレビ電話を利用して、警察署にいる警察官に通報した。この通報により事案を把握した警察署では、パトカーを交番に向かわせ、迅速に女性を保護することができた（愛媛）。

第3節 安全で安心な暮らしを守る施策

1 安全・安心なまちづくりの全国展開

(1) 犯罪対策閣僚会議と都市再生本部の連携

近年、住居に犯罪者が侵入したり、街頭で犯罪の被害に遭ったりする事案が急増しているほか、子どもをねらった凶悪犯罪が多発している。また、人々が行き交う繁華街・歓楽街では、風俗店の違法営業が横行するなど風俗環境の悪化が進む一方、街が犯罪組織の活動拠点となっている。

これに不安を覚える全国の地域住民の間では、警察等の取締りだけに頼るのではなく、パトロールや地域安全情報の発信を行うなど、自らの手で街の安全・安心を確保しようとする気運が高まっている。また、市区町村や事業者等も関与しながら、犯罪対策とまちづくりの施策を融合させ、平穏に生活できる街、健全なにぎわいのある街を再生しようとする動きが拡大している。

政府では、こうした地域の自主的な取組みを支援し、官民連携した安全で安心なまちづくりを全国に展開するため、平成17年6月、犯罪対策閣僚会議と都市再生本部の合同会議を開催し、下記(2)及び(3)の2つのプラン、プロジェクトを決定し、両者協調させて推進していくこととした。警察庁及び都道府県警察も、これらの取組みに積極的に参画していくこととしている。

(2) 「安全・安心なまちづくり全国展開プラン」(犯罪対策閣僚会議決定)

このプランは、官民連携した安全・安心なまちづくりに関し、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」(平成15年12月同会議決定。第7章第14項参照)を補完し、加速化させるため、当面重点的に推進すべき施策を取りまとめたものである。プランには、次の3つの重点課題別に、合計61の推進施策が盛り込まれている。

① 住民参加型の安全・安心なまちづくり全国展開

- ・ モデル事業・モデル調査の全国的実施
- ・ 防犯ボランティアと防災ボランティアの連携強化
- ・ 防犯ボランティア全国ネットワークの形成
- ・ 安全・安心なまちづくりデータベースの構築
- ・ 地域安心安全情報ネットワークの構築
- ・ 内閣総理大臣による表彰制度の新設 など

② 住まいと子どもの安全確保

- ・ 都市再生整備計画に基づく安全・安心なまちづくり
- ・ 防犯性能の高い公的賃貸住宅等の整備
- ・ 住宅の購入・注文時における防犯性能の表示
- ・ 地域ぐるみの学校安全体制の整備
- ・ コンビニエンスストア、ガソリンスタンド、大規模小売店舗等による地域安全活動の全国展開 など

③ 健全で魅力あふれる繁華街・歓楽街の再生

- ・ 違法性風俗店、暴力団、人身取引等の取締りの強化
- ・ 街ぐるみの環境浄化活動の展開
- ・ 取締りにより生じた空きビル・空き店舗の転用
- ・ 落書きや違法広告のしにくい美しい街並みの形成
- ・ 歩行者優先の道路空間整備と違法駐車対策
- ・ 違法性風俗店や暴力団の入居阻止 など

(3) 都市再生プロジェクト「防犯対策等とまちづくりの連携協働による都市の安全・安心の再構築」(都市再生本部決定)

このプロジェクトは、都市再生本部が初めて決定した、犯罪対策に関する国家的プロジェクトである。防犯、防災、福祉、産業等の活動ネットワークがまちづくりの中で連携協働することにより、国民が体感する治安水準を回復させるなど、都市の安全・安心を再構築するための取組み

を強力に推進しようとするもので、次の2つの項目から構成されている。

第1の「大都市等の魅力ある繁華街の再生」では、安心して楽しめる街の再生を目指し、犯罪の取締りを強化しつつ、迷惑行為や違法行為の排除と未然防止、街の美化、地域特有の資源や文化を生かした街の魅力づくり、都市再生事業等による新たなにぎわいと人の流れの創出等の取組みを連動させるとともに、全国主要都市^(注)で、新宿歌舞伎町地区の事例を踏まえたモデル的取組みを展開することとした。

第2の「全国の多様な主体の連携によるトータルな安全・安心まちづくり」では、通学路周辺、住宅地、商店街等の地域特性に応じ、危険情報の公開・共有化や死角の除去、防犯活動等の拠点形成等により、安全・安心な環境の確保を図るとともに、住宅の防犯性能の評価システムの開発・普及、新技術の活用等により、安全・安心の確保に係る新たな仕組みを構築し、新たな市場と民間の事業化を誘導育成することとした。

コラム 1 「歌舞伎町ルネッサンス」の推進

東京都新宿区の歌舞伎町地区は、一日に数百万人が利用するターミナル駅の間近にありながら、性を売り物とする違法店舗が林立し、悪質な客引き、美観を損なう広告、違法駐車等が横行するなど、風俗環境の退廃や街並みの無秩序化が進む一方、犯罪組織が資金獲得や謀議、情報交換、構成員の勧誘等を行う拠点ともされている。

こうした状況を改善するため、同地区では、官民が協力し、犯罪対策とまちづくりの施策を融合させ、相乗効果で街の治安回復と健全なにぎわいの創出を図ろうとする取組みが進められている。平成17年1月には、推進母体として「歌舞伎町ルネッサンス推進協議会」（会長：中山弘子新宿区長）が設置された。

この協議会には、地元事業者、自治会のほか、新宿区、東京都、警視庁、東京消防庁、東京入国管理局、国の関係省庁等多様な関係当事者が参画し、多数のボランティアの協力を得て、次のような、いわば「マイナスをゼロにする取組み」と「ゼロをプラスにする取組み」を一体的に推進している。

- ① クリーン作戦プロジェクト：環境美化運動、違法広告対策、違法風俗店対策、暴力団対策等
- ② 地域活性化プロジェクト：街の情報発信、各種イベントや映画祭の開催、国際交流施策等
- ③ まちづくりプロジェクト：街の景観向上や再開発、劇場街の再生、まちづくり計画の策定等

こうした動きに呼応し、警察や入国管理局でも、違法営業、暴力団や外国人犯罪組織、不法滞在者等を集中的に摘発しているほか、街頭犯罪、違法駐車、条例違反となる客引き行為等の取締りを行っている。



推進協議会の第1回会合



クリーン作戦による違法看板の撤去

注：薄野（札幌）、池袋、渋谷、六本木（東京）、関内・関外（横浜）、栄周辺（名古屋）、木屋町周辺（京都）、ミナミ（大阪）、流川・薬研堀（広島）、中洲（福岡）の10地区が例示されている。

2 地域社会との連帯による治安回復への取り組み

(1) 防犯ボランティア団体の活動

平成16年10月に財団法人社会安全研究財団が実施した「犯罪に対する不安感等に関する調査研究」^(注1)によると、「地域住民のボランティア活動」が犯罪抑止に「とても重要」、「重要である」と答えた者は79.3%であり、また、既に参加している者を含め、49.5%の者が自主防犯活動への参加の意思を示した。

このような、地域の治安水準の悪化に強い問題意識をもつ地域住民等によって、多くの防犯ボランティア団体が結成されている。16年12月末現在、警察が把握している団体数は全国で約8,000団体（前年比約5,000団体増）^(注2)であり、それらに所属して活動するボランティアの総数は約52万人（前年比約34万4,000人増）に上る。



防犯ボランティア団体によるパトロール

事例

山口県岩国市^{まりふまち}麻里布町では、少年による犯罪や不良行為、放火の疑いのある火災やけんか等の粗暴犯罪等が多発したことから、16年2月、商店主、消防団員等による防犯パトロール組織「麻里布パトロール」が結成された。この組織は、岩国警察署と連携して、街頭でのパトロール活動を週2回行い、青少年の健全育成と事件、事故、災害の未然防止を図っている。この組織が活動する同署麻里布交番管内の16年上半期の刑法犯認知件数は、前年同期より83件（24.1%）減少した。

(2) 自主防犯活動に対する支援

警察では、こうした自主防犯活動の活性化を図るため、平成16年6月に警察庁が取りまとめた『「犯罪に強い地域社会」再生プラン』に基づき、地域住民への地域安全情報^(注3)の提供、防犯講習・防犯訓練や警察との合同パトロールの実施等の支援策を講じている。

17年度には、活動拠点を設置して行われる自主防犯活動を支援する「地域安全安心ステーション」モデル事業を全国100地区で実施している。この事業は、警察が、消防、学校及び市区町村と連携して、地域住民やボランティア団体が管理・運営する「地域安全安心ステーション」の整備を推進するものである。この「地域安全安心ステーション」は、防犯パトロールの出動拠点、地域安全情報の集約・発信拠点、自主的活動への参加拡大の拠点となるものである。この事業では、地域住民による防犯パトロール等の自主防犯活動に対し、地域安全情報の提供、防犯講習・防犯訓練や警察との合同パトロールの実施、防犯パトロール用品（懐中電灯、防犯ブザー、腕章等）の無償貸付等の支援を行っている。

注1：全国の20歳以上の男女2,500人（層化二段無作為抽出法、150地点）に対して犯罪の被害に遭う不安感や地域の治安、防犯対策等に関する意識等についてアンケートを行い、1,782人（71.3%）の回答を得たもの

注2：平均して月1回以上の活動実績（単に意見交換や情報交換のみを行う会議を除く。）があり、かつ、構成員が5人以上の団体に限る。また、防犯協会、少年警察関係団体、2以上の都道府県にまたがって活動している団体等を除く。

注3：地域住民にとって身近な犯罪等の発生状況や犯罪類型別の被害防止方法等地域の安全確保にとって必要な情報

(3) 犯罪情報や地域安全情報の提供

犯罪の防止に関する地域住民の意識を高め、また、地域住民が行う自主防犯活動がより効果的なものとなるよう、警察では、地域住民に向けて、警察の有する犯罪情報や地域安全情報を様々な手段・媒体を用いて提供している。

また、情報提供がより具体的に有用なものとなるよう、地域ごとの犯罪の発生件数やその増減の状況を伝えるだけでなく、多発している犯罪の種類や犯行手口を分析し、特にどのようなことに気を付けなければならないかを分かりやすく示し、ひったくり、空き巣、性犯罪等から身体や財産を守るための方法の普及を図っている。

さらに、情報提供の手段・媒体についても、警察官が巡回連絡で家庭や事業所を訪問する際や自治会の会合に参加する際に直接説明したり、ウェブサイトや広報誌、新聞の折り込みチラシを活用したりするなど、できる限り多くの者に情報が届くように工夫している。

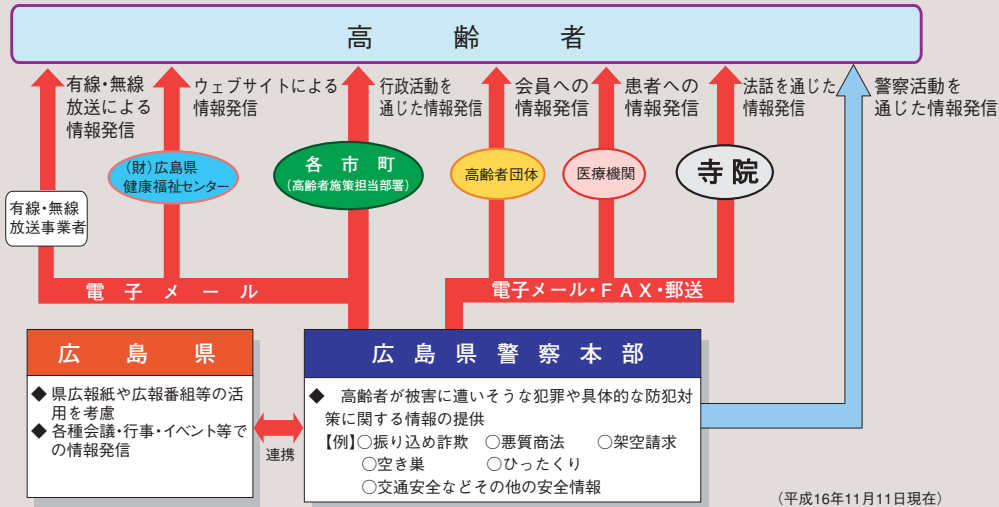
事例1 北海道警察では、平成16年4月から、ウェブサイト上で、路上強盗、ひったくり、侵入窃盗等7罪種の発生状況に関する情報を提供している。路上強盗とひったくりについては、発生場所が地図上に表示され、他の5罪種については、件数、発生の多寡が地域ごとに色分けして表示される。縮尺の調整も可能で、地図を拡大すれば、身近な地域の犯罪情勢をより分かりやすく把握することができる。



街頭犯罪発生マップ（北海道警察ウェブサイトより）

事例2 広島県警察では、広島県福祉保健部と協力し、寺院、医療機関、シルバー人材センター連合会等と共に、高齢者に振り込め詐欺、悪質商法、ひったくり等に関する情報を提供するためのネットワークを構築した。例えば、警察本部が寺院に対して提供した情報は、寺院での法話の際に高齢者に伝えられるなど、効果的に情報を提供できるようになった。情報提供は、原則毎月1回行われる。

図3-20 高齢者安全情報ネットワークの概要



(4) 繁華街・歓楽街における総合的な治安対策

全国各地の繁華街・歓楽街では、いかがわしい広告があふれ、悪質な客引き行為が後を絶たないなど、街の風俗環境が著しく害されており、無届けのファッションヘルス営業、賭博を開帳するカジノ等の違法営業のほか、風俗店における外国人の不法就労、少年の雇用・入店等の違法行為も横行している。最近では、エステティックサロンやマッサージ店を装って、外国人女性が性的なサービスを提供する違法営業や、無料風俗案内所等と称し、善良な風俗環境を害する広告宣伝を行い、違法な性風俗業者に客を案内して対価を得る事例も目立っている。

また、こうした風俗営業、賭博、薬物密売等にかかわる利権を求め、暴力団や外国人犯罪組織が暗躍し、街が犯罪組織の資金獲得や活動の拠点となっていることも多い。

このため、警察では、特別の取締り部隊を編成するなどして、違法な風俗営業、外国人の不法就労、犯罪組織による資金獲得活動等の取締りを強化している。さらに、多くの地域では、市区町村や地域住民、事業者等が連携し、健全な魅力あふれるまちづくりを進めていく中で環境浄化や治安回復を図っていこうとする試みが広く行われるようになっており、警察では、その支援・協力を努めている（その全国展開については本節1を参照）。

事例1 カジノ店の摘発

東京都新宿区の歌舞伎町地区にあるカジノ店の経営者（36）らは、店内で客に賭博をさせ、換金手数料を徴収していた。平成16年6月、店の従業員ら41人を賭博開帳等凶利罪、同幫助罪で、賭客の中国人等外国人35人、日本人4人を賭博罪で検挙するとともに、賭金約1,500万円、パカラ台7台等を押収した。また、暴力団幹部（56）ら6人は、同店が賭博場であることを知りながら、もめ事を防止するなどの用心棒としての役割を請け負い、同店からみかじめ料を徴収していた。17年1月までに賭博開帳等凶利幫助罪、組織的犯罪処罰法違反（犯罪収益等収受）で逮捕した（警視庁）。

事例2 横浜市の歓楽街対策

横浜市の福富町・黄金町地区では、外国人売春婦らが立ち並ぶなど、性を売り物とする違法な風俗店が乱立し、客引き行為も横行していた。地元の企業、住民、防犯ボランティア等は、同地区の風俗環境を浄化するため、神奈川県警察や横浜市の支援の下、15年6月に「長者町・福富町等地域環境浄化特別対策推進委員会」を結成して環境浄化パトロール隊や民間交番を設置し、パトロール、環境美化、違法駐車対策等を推進している。

また、神奈川県警察は、17年1月、伊勢佐木警察署に「歓楽街総合対策バイバイ作戦推進本部」を設置して取締りを強化するとともに、売春が横行する黄金町の中心部に「歓楽街総合対策現地指揮本部」を設置してパトロール活動を強化した。これらの結果、街娼や悪質な客引きが激減した。



摘発前と摘発後

事例3 仙台市のピンクビラ対策

仙台市の国分町地区では、昭和58年ころから増加した違法な性風俗店が、宣伝のためにいわゆるピンクビラ（ピンクちらし）を大量に頒布し、「ピンクちらし公害」などと悪評される状況にあった。宮城県警察は、「杜の都仙台ピンクちらし壊滅作戦推進本部」を設置し、平成15年1月から16年12月にかけて、機動隊等を投入した集中取締りを行うとともに、宮城県や仙台市と協力して防犯カメラを設置するなどして、その頒布を抑止した。また、宮城県ピンクちらし根絶活動の促進に関する条例が改正され、頒布目的所持罪、携帯罪等が新設されたことから、これを適用した取締りを強化した。さらに、仙台市が民間事業者に委託して、街頭での回収作業を徹底して行った。これらにより頒布数は激減し、関係する売春組織にも大きな打撃を与えた。

コラム 2 風営適正化法の一部改正案 (第162回国会提出)

① 人身取引の防止

性風俗関連特殊営業を営む者等に対し、接客に従事する者の就労資格の確認を義務付けるほか、刑法に新たに規定された人身売買の罪等を風俗営業の欠格事由とする。

② 性風俗関連特殊営業の規制強化

届出をした旨を記載した書面（公安委員会が交付）を備え付けさせるほか、派遣型ファッションヘルス営業の客が出入りする事務所を店舗型性風俗特殊営業の営業所と同様に規制するなど、性風俗関連特殊営業の規制を強化する。

③ 集客行為の規制強化

客引きをするための立ちふさがり、つきまとい行為を禁止するほか、性風俗関連特殊営業に関する広告宣伝ビラの住居への投込み等を直罰化する。また、店舗型性風俗特殊営業等を無届けで営む者による広告宣伝を禁止する。

④ 少年指導委員に関する規定の整備

公安委員会の指示の下、少年指導委員が風俗営業の営業所等に立ち入ることができるようにする。

⑤ 店舗型性風俗特殊営業の禁止地域営業の法定刑の引上げを始めとした罰則の強化

3 犯罪防止に配慮した環境設計

(1) 公共施設や住居の安全基準の策定等

警察では、道路、公園等の公共施設や住居の構造、設備、配置等について、犯罪防止に配慮した環境設計を行うことによる、犯罪被害に遭いにくいまちづくりを推進している。

警察庁では、平成12年2月に、「道路、公園、駐車・駐輪場及び公衆便所に係る防犯基準」及び「共同住宅に係る防犯上の留意事項」を定め、これらを含む「安全・安心まちづくり推進要綱」を制定した。また、内閣官房都市再生本部を事務局とし、警察庁、文部科学省及び国土交通省によって構成された防犯まちづくり関係省庁協議会が調査検討した結果、市街地を「まちなかの商住混在地区」、「密集市街地」、「都市開発事業が計画されている地区」、「大規模住宅団地を含む地区」、「郊外住宅地区」の5類型に分け、それぞれの地区の特性に応じた防犯対策や関係省庁が講じる施策等を取りまとめた「防犯まちづくりの推進について」と題する文書を公表した。これらを受けて、警察では、住宅等の防犯性能の向上や防犯に配慮した公共施設等の整備及び管理の推進を図っている。

図3-21 道路、公園、駐車・駐輪場及び公衆便所に係る防犯基準（抄）

- 1 道路
 - 原則として、ガードレール、樹木等により歩道と車道とが分離されたものであること。
 - 防犯灯、街路灯等により、夜間において人の行動を視認できる程度の照度が確保されていること。等
- 2 公園
 - 植栽、いけがき、草むら、ぶらんこ等の遊戯施設等につき、周囲の道路、住居等からの見通しを確保するための措置がとられていること。
 - 当該公園の周辺に、交番・駐在所、子ども110番の家等が、又は当該公園に防犯ベルが設置されていること。等
- 3 駐車・駐輪場
 - 管理者が常駐若しくは巡回し、管理者がモニターするカメラその他の防犯設備が設置され、又は周囲から見通しが確保された構造を有すること。
 - 駐車用の供する部分の床面において2ルクス以上、車路の路面において10ルクス以上の照度がそれぞれ確保されていること。等

図3-22 共同住宅に係る防犯上の留意事項（抄）

- 基本事項
 - ・ 共用出入口、エレベーターホール等における見通しの確保及び必要な照度の確保
 - ・ 住戸の玄関扉に係る防犯措置（破壊に強い材質、こじ開け防止の措置等）、破壊及びピッキングに強い錠の設置 等
- 推奨事項
 - ・ 共同玄関扉へのオートロックシステムの導入
 - ・ エレベーターのかご内への防犯カメラの設置 等
- 特に配慮すべき事項
 - ・ 住戸の玄関扉における補助錠の設置
 - ・ 住戸の窓における破壊が困難なガラスの使用 等

(2) 集合住宅や駐車場の防犯性能の認定・登録制度

防犯に配慮した構造や設備を有するマンションを「防犯モデルマンション」として登録し、又は認定する制度を、平成17年3月末現在、8都道府県（北海道、東京、静岡、京都、大阪、広島、愛媛、大分）で整備・運用している。

また、防犯カメラやモニターの設置、十分な照度の確保といった基準を満たす、自動車盗や車上ねらい等に対する防犯性能が優れた駐車場を「防犯モデル駐車場」として登録し、又は認定する制度を、17年3月末現在、5都府県（東京、京都、大阪、広島、大分）で整備・運用している。

(3) 街頭防犯カメラの整備

犯罪の抑止や事件発生後の捜査活動等に資するため、警察では、繁華街等において、平成16年12月末までに8都府県で174基の街頭防犯カメラを整備している。例えば、警視庁では、同年3月に渋谷区宇田川町地区に10基、豊島区池袋駅西口地区に20基の街頭防犯カメラを設置しており、設置前と比較して、地区内の刑法犯認知件数が減少したほか、記録映像が窃盗事件や傷害事件の検挙に活用されるなどの効果が上がっている。

そのほか、地方公共団体や商店街等の民間団体が、地域の防犯活動の一環として街頭防犯カメラを設置するようになった例も多い。

(4) 街頭緊急通報システムや子ども緊急通報装置の整備

街頭緊急通報システム（スーパー防犯灯）とは、非常用赤色灯、非常ベル、防犯カメラ、インターホン等を備えた防犯灯で、緊急時には警察への通報と周辺の映像の伝送ができるものである。平成13年度及び14年度は国費によるモデル事業として、15年度からは国からの補助事業として整備が進められ、17年3月末現在の整備数は全国39地区で合計408基である。このほか、都道府県における独自の事業として、5都府県19地区で合計168基が整備されている（東京、大阪、香川、京都、山口）。このシステムを使用した緊急通報により、公然わいせつ事件や放火事件の被疑者を逮捕した事例もあり、事件の早期解決にも役立っている。

子ども緊急通報装置とは、非常用赤色灯、非常ベル、通報者撮影カメラ、インターホン等を備えた装置で、通学路、児童公園等に設置され、緊急時には警察への通報ができるものである。14年度は国費によるモデル事業として、16年度は国からの補助事業として整備が進められ、17年3月末現在の整備数は全国53地区で合計368基である。このほか、大阪府の独自の事業として、6地区で合計27基が整備されている。不審者に抱きつかれた女性がこの装置を使って緊急通報したため不審者がそのまま逃走した事例もあり、犯罪被害の防止に役立っている。



街頭緊急通報システム
(スーパー防犯灯)



子ども緊急通報装置

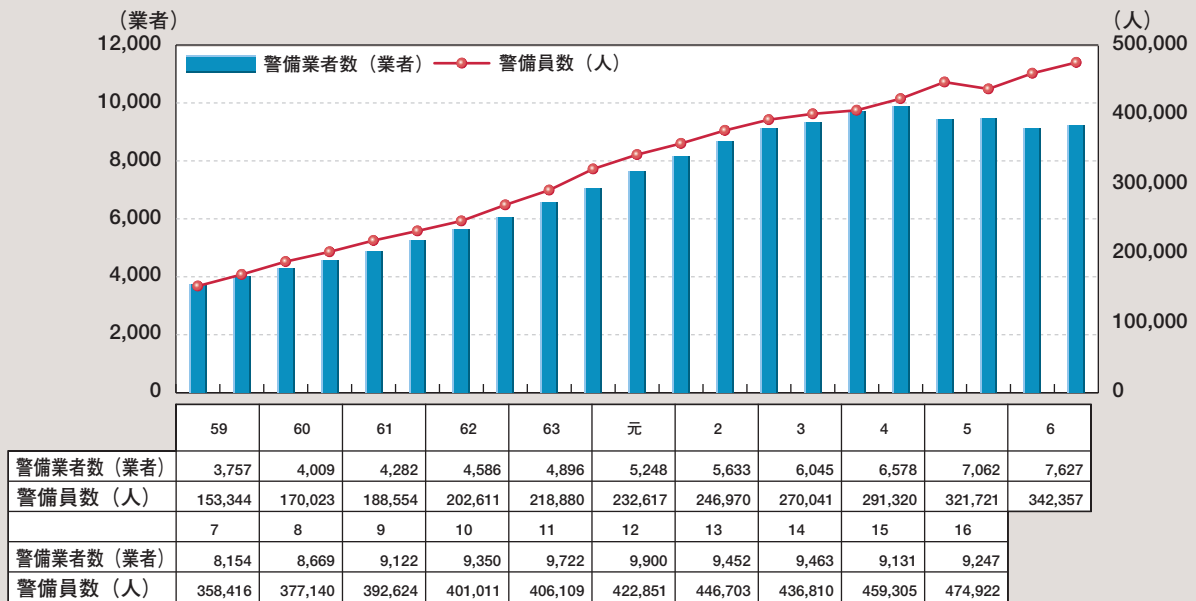
4 生活安全産業の育成と活用

(1) 警備業の育成

警備業の業務は、施設警備、雑踏警備、交通誘導警備、現金輸送警備、ボディガード等の幅広い分野に及び、住宅の機械警備も普及拡大するなど、警備業は、民間の生活安全サービスとして定着している。また、空港や原子力発電所のようなテロの標的とされやすい施設の警備も行われている。平成16年末現在の警備業者数は9,247業者、警備員数は47万4,922人に達している。

警察では、警備業者に対する指導監督を行い、不適正な業務を行う業者に対しては行政処分を行うことで、警備業務の実施の適正化を図っている。また、同年、警備員の知識及び能力を向上させ、警備業務の依頼者の保護を図ることを目的として、警備業法の改正が行われ、17年11月21日から施行される。

図3-23 警備業者・警備員数の推移（昭和59～平成16年）



(2) 古物商・質屋を通じた盗品の流通防止と被害回復

古物営業法及び質屋営業法では、古物商や質屋に盗品等が持ち込まれる蓋然性が高いことに着目し、事業者取引の相手方の確認や不正品の疑いがある場合の申告、取引の記録等を義務付けている。これにより、盗品等の市場への流入が阻止され、また、いったん流入した盗品等が発見されやすくなり、窃盗その他の犯罪の防止及びその被害の回復が図られている。警察では、犯罪情勢や取引実態に配意しつつ、その適正な施行に努めている。

平成17年1月には、都道府県公安委員会の承認を受けた団体が、警察から提供を受けた情報を基に、持ち込まれた商品が盗品等であるかどうかについて、古物商等から照会があった場合に回

答する制度が導入された。

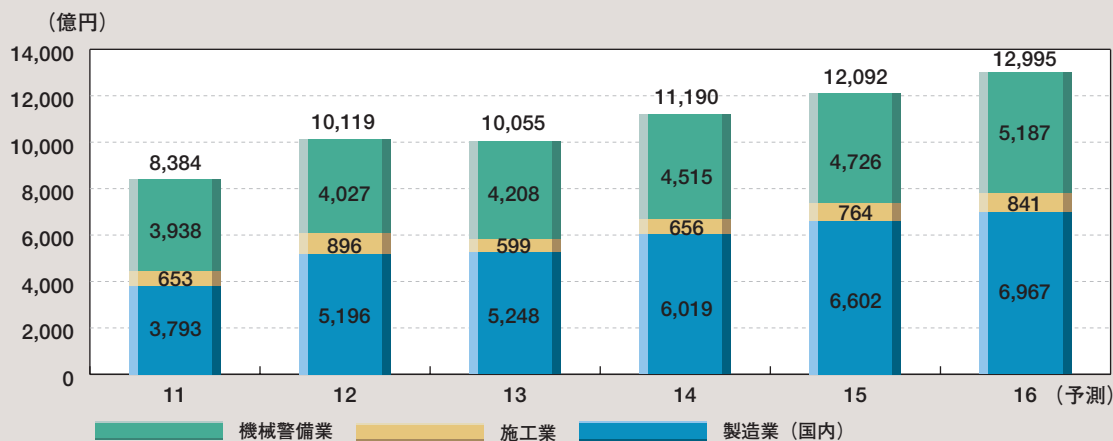
また、古物商や古物市場主の関係団体は、営業所又は古物市場の管理者に対して、古物が不正品であるかを判断できるようにするための講習を実施しており、警察では、講師の派遣等の協力を行っている。

(3) 防犯設備関連業界との連携

警察では、市場規模が年間1兆円を超える防犯設備関連市場において、より良質な防犯設備が供給されるよう、最新の犯罪情勢や手口の分析結果等を事業者を提供するなど、防犯設備の開発を支援している。

また、社団法人日本防犯設備協会が運用している総合防犯設備士と防犯設備士は、防犯設備の設計、施工、維持管理に関する専門的な知識・技能を有する専門家として活躍している。警察では、同協会に対し、防犯設備士等に対する研修を充実させるための支援を行っているほか、各都道府県ごとに防犯設備士等の団体を設立するよう働き掛けている。

図3-24 防犯設備関連市場の推移（平成11～16年度）



(4) 調査業に係る業務の適正化

探偵社、興信所等の調査業については、悪質な業者による不適正な営業活動が後を絶たないことから、警察では、悪質な調査業者の取締り等を行うことによって、調査業に係る業務の適正化に取り組んでいる。

5 良好な生活環境の保持

(1) 風俗営業等の状況

① 風俗営業の状況

警察では、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営適正化法」という。）に基づき、風俗営業等に対して必要な規制を加えるとともに、風俗営業者の自主的な健全化のための活動を支援し、業務の適正化を図っている。

また、ぱちんこ営業は、身近で手軽な大衆娯楽となっているが、その一方で、遊技機等の不正改造事犯が横行しており、その組織化、悪質・巧妙化も進んでいる。警察では、遊技機の不正改造の防止と高い射幸性を有する遊技機の規制を目的として、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則等の改正を行い、平成16年7月から施行した。

表3-20 風俗営業の営業所数の推移（平成12～16年）

区分	年次	12	13	14	15	16
総数（軒）		127,817	125,363	120,712	117,873	115,955
第1号営業（キャバレー等）		4,670	4,797	4,868	4,941	5,056
第2号営業（料理店、カフェー等）		70,904	70,207	68,058	67,103	67,031
第3号営業（ナイトクラブ等）		680	681	622	604	596
第4号営業（ダンスホール等）		570	491	421	386	370
第5号及び第6号営業		25	22	22	21	23
第7号営業		37,234	36,423	35,222	34,059	32,770
まあじゃん屋		20,098	19,487	18,584	17,850	17,021
ぱちんこ屋等（注）		16,988	16,801	16,504	16,076	15,617
その他		148	135	134	133	132
第8号営業（ゲームセンター等）		13,734	12,742	11,499	10,759	10,109

注：ぱちんこ屋及び回胴式遊技機等を設置して客に遊技させる営業

② 性風俗関連特殊営業の状況

最近、無店舗型性風俗特殊営業が増加傾向にある。特に派遣型ファッションヘルス等が大幅に増加しており、過去5年間で4.0倍となった。

表3-21 性風俗関連特殊営業の届出数の推移（平成12～16年）

区分	年次	12	13	14	15	16
総数（件）		17,945	21,589	27,024	32,340	37,891
店舗型性風俗特殊営業		11,139	11,045	10,956	10,806	10,630
第1号営業（ソープランド等）		1,270	1,268	1,276	1,310	1,304
第2号営業（店舗型ファッションヘルス等）		908	947	994	1,010	1,013
第3号営業（ストリップ劇場等）		494	518	524	509	456
第4号営業（モーター、ラブホテル等）		7,143	6,994	6,868	6,710	6,636
第5号営業（アダルトショップ等）		1,324	1,318	1,294	1,267	1,221
無店舗型性風俗特殊営業		6,389	9,963	14,266	19,349	24,386
第1号営業（派遣型ファッションヘルス等）		5,425	8,434	12,251	16,864	21,570
第2号営業（アダルトビデオ等通信販売）		964	1,529	2,015	2,485	2,816
映像送信型性風俗特殊営業		417	581	929	1,334	2,031
店舗型電話異性紹介営業		—	—	514	483	469
無店舗型電話異性紹介営業		—	—	359	368	375

③ 深夜酒類提供飲食店営業の状況

16年末現在、深夜酒類提供飲食店の営業所数は26万9,452軒と、最近は増減幅が小さい。

表3-22 深夜酒類提供飲食店の営業所数の推移（平成12～16年）

区分	年次	12	13	14	15	16
総数（軒）		269,884	270,004	270,916	269,384	269,452

（2）銃砲の適正管理と危険物対策

① 猟銃等の適正管理

平成16年末現在、都道府県公安委員会の所持許可を受けている猟銃及び空気銃の数は36万1,372丁で、18万6,340人が許可を受けている。警察では、所持許可の審査と行政処分を的確に行って不適格者の排除に努めており、同年中、申請を不許可とした件数は19件、所持許可を取り消した件数は55件であった。

また、猟銃等の事故及び盗難を防止するため、毎年一斉検査を行うとともに、講習会等を通じて適正な取扱いや保管管理の徹底について指導を行っている。

② 火薬類や放射性物質等の安全対策の推進

火薬類や放射性物質等の危険物の運搬に当たっては、火薬類取締法や放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律等の規定により、都道府県公安委員会にその旨を届け出ることとされている。

16年中の運搬届出の受理件数は、火薬類関係が5万1,316件、放射性同位元素等関係が1,347件、核燃料物質等関係が904件であった。警察では、これらの危険物が安全に運搬されるよう、関係事業者に対して事前指導や指示等を行っている。

また、火薬類取扱場所に対する立入検査を16年中に2万9,873回実施するなど、火薬類の盗難、不正流出等の防止に努めている。



火薬類取扱場所に対する立入検査

事例

16年9月に火薬類製造所に立入検査を実施した際、最大貯蔵量が爆薬換算40トンである火薬庫に、爆薬換算約90トンの火薬、爆薬類が貯蔵されている事実が判明したことから、同製造所の責任者2人を火薬類取締法違反で検挙した（福島）。

6 地域住民の保護・支援と警察安全相談

(1) 家出人、行方不明者等の発見・保護活動

警察では、警察官職務執行法等に基づき、でい酔者、迷い子等の応急の救護を要する者の保護活動を行っている。平成16年中の保護取扱件数は20万4,358件（前年比822件増）であった。

また、家出人の発見・保護活動も行っており、犯罪に巻き込まれたり、自殺をしたりするおそれがある家出人については、特に迅速な発見・保護に努めている。16年中の家出人の発見数は、捜索願の届出がなされていなかった者も含め、8万8,884人（前年比5,599件減）であった。

事例 16年4月、地域警察官がでい酔状態の者を保護し、健康状態を確認したところ、瞳孔に光を当てても反応がないなどの異常を認めため、直ちに救急車の派遣を要請した。病院に搬送した結果、頭部に内出血を負っていたことが判明したが、地域警察官による迅速な対応が功を奏し、一命をとりとめた（山口）。

(2) 高齢者を支援する活動

警察では、高齢者に対する保護活動の一環として、巡回連絡等を通じて高齢者に防犯指導を行っているほか、困りごとや意見・要望の把握を行っている。また、高齢者の所在が不明になったときに、地方公共団体、FMラジオ放送局等の報道機関、タクシー会社等の交通機関と情報を共有して速やかな保護を図る「はいかい老人SOSネットワーク」を構築するなど、はいかい高齢者の早期発見・保護のための取組みを推進している。

さらに、高齢者が安心して生きがいをもって生活できるよう、老人クラブ等と連携して、地域安全活動への参加を促すことによって、高齢者の社会参加を支援するとともに、地域の連帯感や相互扶助機能の強化を図っている。

(3) 障害者を支援する活動

警察では、聴覚障害者が円滑に被害申告等を行うことができるよう、手話ができる職員の配置に努めている。また、平成17年4月現在、電話により意思を伝達することが困難な障害者のために、緊急通報をファックスにより受け付ける「FAX110番」を全都道府県で、電子メール等により受け付ける「メール110番」を46都道府県で開設している。

(4) ホームレス対策

大都市を中心に、特定の住居を持たずに道路、公園、河川敷、駅舎等での野宿生活を送る、いわゆるホームレスの存在が社会問題となっていることから、警察では、地方公共団体や公共施設管理者等と緊密な連携を図りながら、パトロール活動や緊急に保護する必要のあるホームレスの一次的な保護等の対策を推進している。

(5) 警察安全相談の充実強化

警察には、国民から多岐にわたる多数の相談が寄せられる。平成16年中に取り扱った警察安全相談の件数は180万670件と、前年より28万1,514件増加した。最近では、悪質商法に関する相談が著しく増加している。

警察では、こうした相談に円滑に対応することができるよう、各都道府県の警察本部に警察総合相談室を、警察署に警察安全相談窓口を設置している。また、110番通報をするほどの緊急性のない相談に的確に対応するため、「#9110」番^(注)に電話をかければ警察本部に設置された警察相談専用電話に自動的に接続するシステムを導入している。

寄せられた相談に対しては、刑罰法令に抵触する事案を検挙することはもとより、刑罰法令に抵触しない事案であっても必要に応じて防犯指導や相手方への指導・警告を行うなどして被害の未然防止を図っている。また、警察以外の機関で取り扱うことが適切である相談も寄せられるが、これについても円滑な引継ぎを行っている。

図3-25 相談取扱件数の推移（平成7～16年）

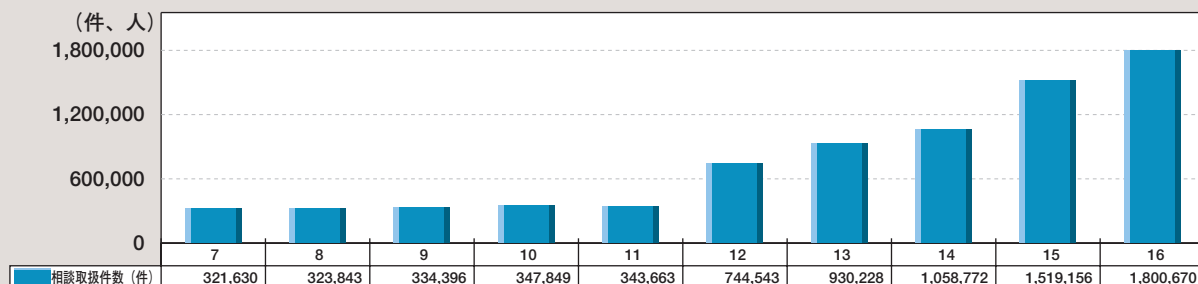
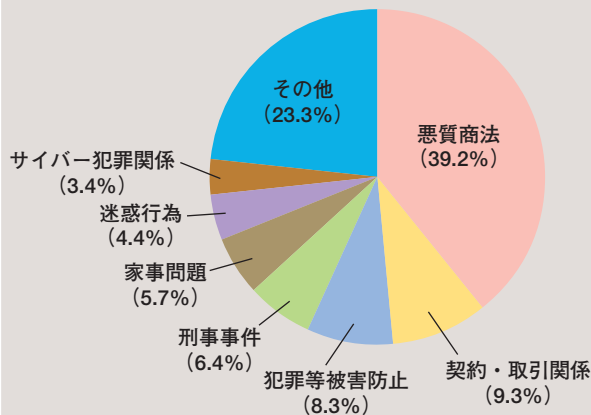


表3-23 増加している主な相談内容（平成15、16年）

相談内容	15	16	増加数	増加率 (%)
悪質商法	527,592	706,641	179,049	33.9
知的所有権	1,181	1,504	323	27.3
刑事事件	76,375	114,511	38,136	49.9
サイバー犯罪関係	37,987	60,450	22,463	59.1

図3-26 相談内容の内訳



注：携帯電話からも利用できる。なお、ダイヤル回線及び一部のIP電話では利用できないので、警察安全相談専用の一般加入電話を設けており、警察庁のウェブサイト等で広報している。

7 女性を守る施策

(1) ストーカー事案への対応

ストーカー事案の認知件数は、ストーカー行為等の規制等に関する法律（以下「ストーカー規制法」という。）が施行された翌年の平成13年に1万4,662件を記録し、その後やや減少したものの、毎年1万件を超える高い水準で推移している。

警察では、被害者の意思を踏まえ、同法に基づく警告、禁止命令等、自衛策の教示その他の措置を講ずることにより被害の拡大防止を図っているほか、同法その他の法令を適用してストーカー行為者の検挙に努めている。また、各種法令に抵触しない場合であっても、被害者に自分の身を守るための方策を教示したり、避難等が必要となったときのために婦人相談所等の関係機関を教示したりするほか、必要に応じて、ストーカー行為者に対する指導・警告を行うなど、被害者の立場に立った積極的な対応を図っている。

16年中のストーカー規制法以外の法令違反によるストーカー行為者の検挙件数は752件と、前年より89件（13.4%）増加した。

表3-24 ストーカー事案の認知件数の推移（平成12～16年）

区分	年次	12	13	14	15	16
認知件数(件)		2,280	14,662	12,024	11,923	13,403

注：平成12年は、11月24日（法施行日）から12月31日までの間

表3-25 ストーカー規制法の適用状況（平成16年）

警告(件)	1,221
援助	1,356
検挙(ストーカー行為罪)	200
禁止命令等	24
検挙(禁止命令等違反)	6

表3-26 ストーカー規制法以外の法令違反によるストーカー行為者の検挙状況（平成16年）

区分	年次	14	15	16	対前年増減数(%)
総数		758	663	752	89(13.4)
傷害		144	130	162	32(24.6)
住居侵入		98	110	116	6(5.5)
脅迫		99	70	85	15(21.4)
器物損壊		99	66	78	12(18.2)
暴行		45	36	41	5(13.9)
その他		273	251	270	19(7.6)



ストーカー行為の被害防止策を伝える
広報用資料

(2) 配偶者からの暴力事案への対応

警察では、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「配偶者暴力防止法」という。）に基づいて、裁判所が発した保護命令に加害者が違反した場合の検挙措置や援助措置、配偶者暴力相談支援センターその他の関係機関・団体と連携した被害者支援を講じるなど、配偶者からの暴力事案に対し、被害者の立場に立った積極的な対応を図っている。

表3-27 配偶者からの暴力相談等の認知件数（平成13～16年）

区分	年次	13	14	15	16
暴力相談等の認知件数（件）		3,608	14,140	12,568	14,410

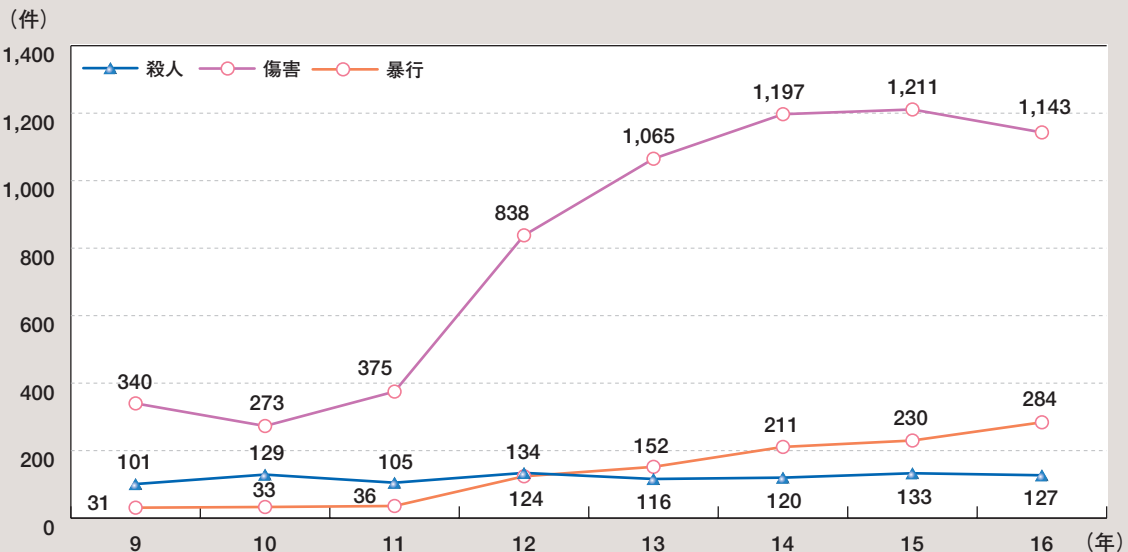
注1：配偶者からの暴力相談、援助要求、保護要求を受け、又は被害届・告訴状を受理し若しくは発生した事件を検挙した件数
 2：平成13年は、10月13日（法施行日）から12月31日までの間

表3-28 配偶者暴力防止法に基づく対応状況（平成16年）

区分	年次	16	前年比
裁判所からの書面提出要件件数 ^(注1)		1,541	248 (19.2%)
裁判所からの保護命令通知件数 ^(注2)		1,774	275 (18.3%)
接近禁止命令のみ		1,176	101 (9.4%)
子への接近禁止命令 ^(注3)		45	—
退去命令のみ		5	0 (0.0%)
接近禁止命令及び退去命令		593	174 (41.5%)
子への接近禁止命令 ^(注3)		18	—
保護命令違反の検挙件数		57	16 (39.0%)
警察本部長等の援助件数 ^(注3)		254	—

注1：警察が裁判所から申立人が相談した際の状況等を記載した書面の提出を求められた件数
 2：警察が裁判所からの保護命令発出の通知を受けた件数
 3：当該規定が設けられた平成16年12月2日から12月31日までの間

図3-27 夫から妻（内縁関係にある者を含む。）への暴力（殺人、傷害及び暴行）の検挙件数の推移（平成9～16年）



注：配偶者から直接に暴力をふるわれた事案のほか、嘱託殺人、保険金目的の殺人等を含む。

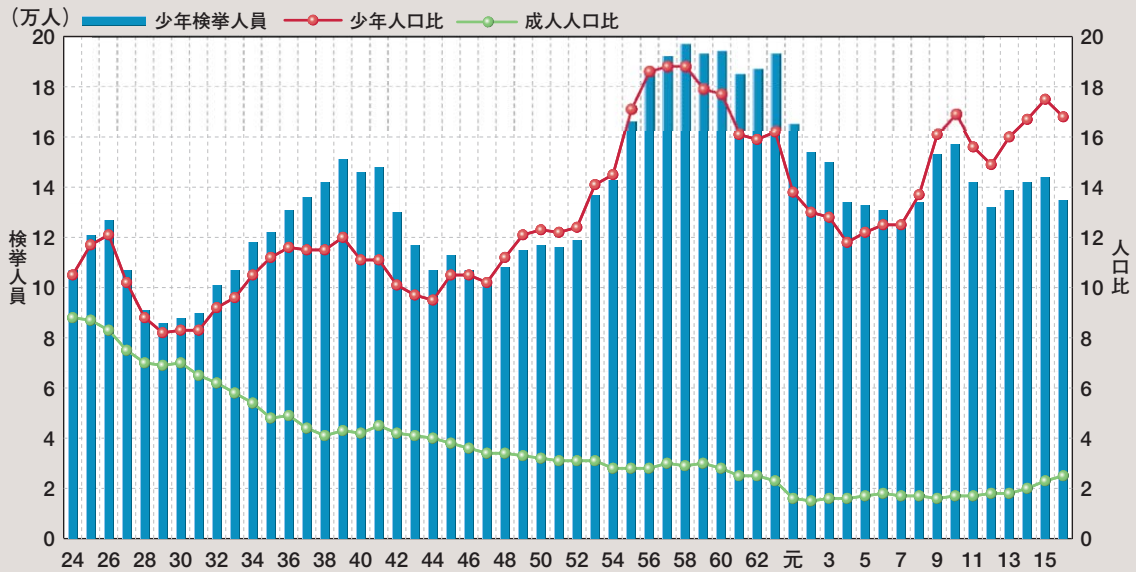
第4節 少年の非行防止と健全育成

1 少年非行の概況

(1) 少年非行情勢

平成16年中の刑法犯少年^(注)の検挙人員は13万4,847人（前年比9,557人減）と、4年ぶりに減少した。また、刑法犯総検挙人員に占める少年の割合は34.7%（前年比3.3ポイント減）であった。しかし、同年齢層の人口1,000人当たりの刑法犯少年の検挙人員は16.8人（前年比0.7人減）と、戦後最悪であった昭和50年代後半と同程度の水準にある。

図3-28 刑法犯少年の検挙人員、人口比の推移（昭和24～平成16年）



注：人口比とは、同年齢層の人口1,000人当たりの検挙人員をいう。

図3-29 刑法犯少年の包括罪種別検挙状況（平成16年）

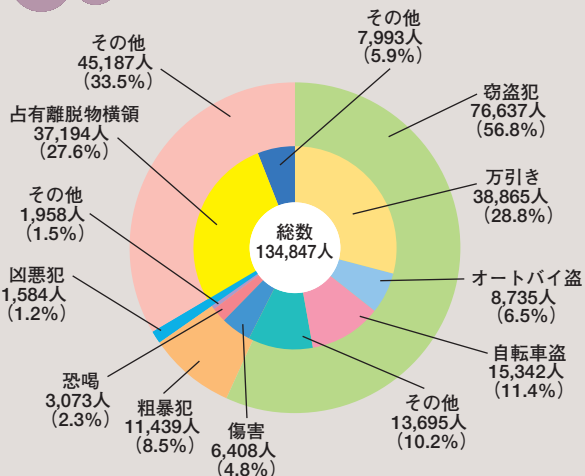
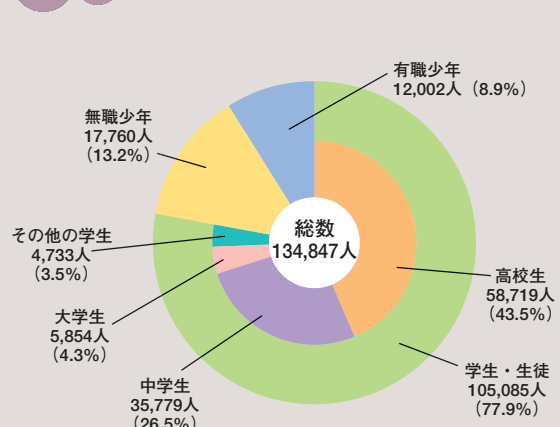


図3-30 刑法犯少年の学職別検挙状況（平成16年）



注：14歳以上20歳未満の者で、刑法犯で警察に検挙されたもの

(2) 平成16年中の少年非行の主な特徴

① 凶悪犯・粗暴犯の減少と知能犯の増加

平成16年中に、凶悪犯で検挙した少年の数は1,584人と、前年より628人(28.4%)減少し、粗暴犯で検挙した少年の数は1万1,439人と、前年より2,917人(20.3%)減少した。一方、知能犯は1,240人と、前年より456人(58.2%)増加した。

このうち、路上強盗の検挙人員は763人と、前年より464人(37.8%)減少し、ひったくりの検挙人員は1,352人と、前年より605人(30.9%)減少したが、いずれの罪種も、成人を含めた全検挙人員の約6割を少年が占めた。

表3-29 凶悪犯少年、粗暴犯少年、知能犯少年の検挙人員の推移(平成7～16年)

区分	年次	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
凶悪犯(人)		1,291	1,496	2,263	2,197	2,237	2,120	2,127	1,986	2,212	1,584
強盗		856	1,068	1,675	1,538	1,611	1,638	1,670	1,586	1,771	1,273
粗暴犯		15,449	15,568	17,981	17,321	15,930	19,691	18,416	15,954	14,356	11,439
知能犯		505	532	628	715	561	584	526	632	784	1,240

② 重大な触法少年事案の発生

16年中に補導した触法少年^(註)は2万191人と、前年より1,348人(6.3%)減少したが、殺人等の重大な事案が相次いで発生した。

表3-30 触法少年(刑法)の補導人員の推移(平成7～16年)

区分	年次	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
刑法犯総数(人)		22,888	23,242	26,125	26,905	22,503	20,477	20,067	20,477	21,539	20,191
凶悪犯		188	172	167	182	173	174	165	144	212	219
殺人		2	1	1	2	1	0	10	3	3	5
強盗		17	14	26	28	33	30	25	25	29	28
強姦		4	6	8	5	12	15	5	14	14	7
放火		165	151	132	147	127	129	125	102	166	179
粗暴犯		1,374	1,275	1,525	1,455	1,507	1,869	1,696	1,613	1,467	1,301
窃盗犯		18,016	18,189	20,745	21,493	16,968	14,840	14,128	14,257	14,448	13,710
知能犯		33	34	24	32	21	30	37	31	39	46
風俗犯		83	89	108	95	81	95	110	131	132	116
その他の刑法犯		3,194	3,483	3,556	3,648	3,753	3,469	3,931	4,301	5,241	4,799
占有離脱物横領		2,228	2,442	2,509	2,628	2,773	2,287	2,682	2,825	3,592	3,184

事例 16年6月、小学6年生の女兒(11)は、小学校において、同級生の女兒(12)の首をカッターナイフで切りつけ、殺害した(長崎)。

注：刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の者(少年法第3条第1項第2号)

コラム 1 少年法等の一部を改正する法律案

これまで、触法少年及びぐ犯少年^(注1)の事案に対する警察の調査権限が法律で明確に規定されておらず、事実の解明が十分ではないと指摘されていた。第162回国会に提出された少年法等の一部を改正する法律案には、次のような規定が盛り込まれている。

- ① 警察官による触法少年及びぐ犯少年の事件の調査手続の整備・・・触法少年及びぐ犯少年の事件について、警察官による任意調査の権限を明確化するとともに、触法少年の事件については、警察官に押収、搜索、検証等の強制調査の権限を付与することとする。
- ② 一定の警察職員による調査手続の整備・・・警察官は、少年の心理その他の特性に関する専門的知識を有する警察職員（警察官を除く。）に任意調査をさせることができることとする。
- ③ 事件の送致・・・警察官は、家庭裁判所の審判を相当とする一定の事由に該当する触法少年及び14歳未満のぐ犯少年の事件を、児童相談所長に送致しなければならないこととする。

(3) 校内暴力事件、いじめに起因する事件

平成16年中に警察が取り扱った校内暴力事件は828件（前年比112件増）、いじめに起因する事件は161件（前年比55件増）であった。

表3-31 校内暴力事件で検挙・補導した少年の推移（平成7～16年）

区分	年次	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
件数(件)		464	448	571	661	707	994	848	675	716	828
人員(人)		1,005	897	1,246	1,208	1,220	1,589	1,314	1,002	1,019	1,161

表3-32 いじめに起因する事件で検挙・補導した少年の推移（平成7～16年）

区分	年次	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
件数(件)		160	162	93	98	137	170	110	94	106	161
人員(人)		534	426	310	268	369	450	288	225	229	316

(4) 少年の薬物乱用問題

覚せい剤乱用少年の検挙人員は1,596人を記録した平成9年以降は減少傾向にあり、16年中は388人（前年比136人減）であった。また、16年中にシンナー等の摂取・所持で検挙した少年は2,205人（前年比630人減）であり、これも減少傾向にある。その一方、MDMA等^(注2)の合成麻薬事犯で検挙した少年は67人（前年比38人増）と大幅に増加した。



MDMA

注1：刑罰法令に該当しないぐ犯事由があって、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある20歳未満の者（少年法第3条第1項第3号）

注2：化学名「3,4-メチレンジオキシメタンフェタミン（3,4-Methylenedioxyamphetamine）」の略名。別名「エクスタシー」と呼ばれ、本来は白色粉末であるが、様々な着色がされることが多く、文字や絵柄の刻印が入った錠剤やカプセルの形で密売されている。

一部の少年は、覚せい剤が減量や眠気覚ましに効果があるなどと、薬物の危険性や有害性について誤った認識をもっている。また、MDMA等の合成麻薬は錠剤型が多く、使用への抵抗感が希薄になりやすい。取締り法令に触れず多幸感や性的快感等の薬理作用が得られる旨の宣伝がされる、いわゆる脱法ドラッグも、少年の薬物乱用の原因に挙げられる。

表3-33 覚せい剤事犯による少年の検挙人員の推移（平成7～16年）

区分	年次	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
総数（人）		1,079	1,436	1,596	1,070	996	1,137	946	745	524	388
中学生		19	21	43	39	24	54	45	44	16	7
高校生		92	214	219	98	81	102	83	65	36	38
中高生の割合（%）		10.3	16.4	16.4	12.8	10.5	13.7	13.5	14.6	9.9	11.6

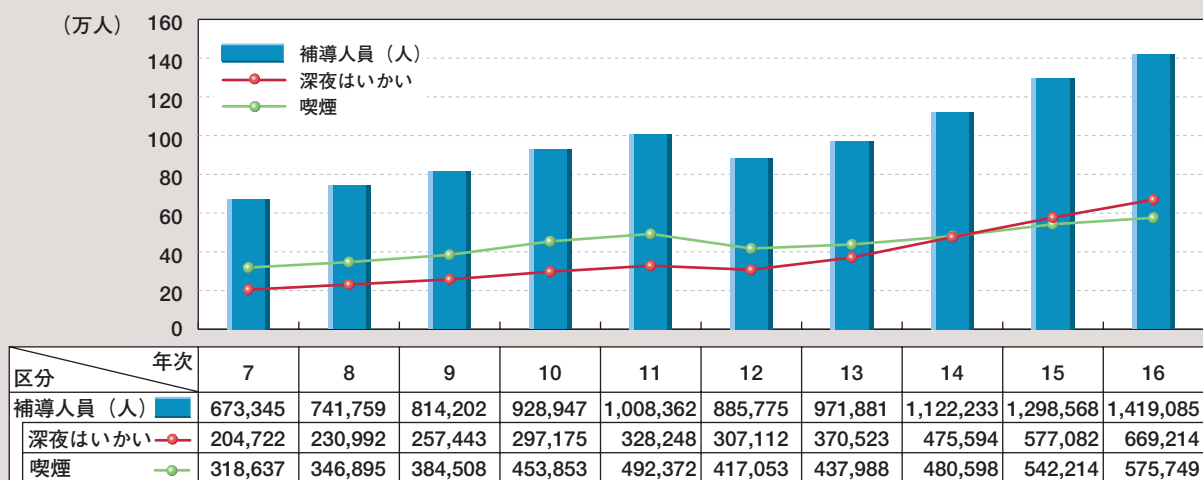
表3-34 シンナー等乱用による少年の検挙人員の推移（平成7～16年）

区分	年次	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
総数（人）		5,456	4,489	4,157	4,496	4,184	3,417	3,071	2,751	2,835	2,205
中学生		568	521	464	609	570	462	407	351	291	279
高校生		799	699	618	759	759	624	535	458	463	333
中高生の割合（%）		25.1	27.2	26.0	30.4	31.8	31.8	30.7	29.4	26.6	27.8

（5）不良行為少年の補導

平成16年中の不良行為少年の補導人員は141万9,085人（前年比9.3%増）と、平成に入って最多となり、過去10年間で2.1倍に増加した。このうち、深夜はいかいで66万9,214人（47.2%）、喫煙で57万5,749人（40.6%）が補導され、両者で全体の9割近くを占めた。

図3-31 不良行為による少年の補導人員の推移（平成7～16年）



2 総合的な少年非行防止対策

(1) 少年事件・非行集団対策

① 少年事件の捜査体制の確立

警察では、担当警察官の増強を進めるとともに、少年事件特別捜査隊等を編成し、捜査員を集中投入するなどして、少年事件の捜査体制を充実・強化している。また、全都道府県の警察本部に少年事件捜査指導官を設置し、少年の特性や少年審判の特質を踏まえた少年事件捜査が行われるよう、警察署等の指導を行っている。



暴走族の取締り

② 非行集団対策の推進

警察では、暴走族を始めとする非行集団やその背後で活動する暴力団を取り締まり、非行集団の解体に努めている。また、学校その他関係機関やボランティア等地域住民と連携し、中学生・高校生を対象とした暴走族加入防止教室を開催するなどして、非行集団への加入阻止を図るとともに、少年や保護者に働き掛けて、非行集団からの離脱を促している。さらに、非行集団から離脱した少年に対しては、運動、社会奉仕活動等地域の実情に即した居場所を提供することで立ち直りを支援し、非行集団へ再び加入することを阻止している。

事例 愛知県警察では、暴走族の元構成員である少年らに対して、ボランティア活動への参加を促した結果、平成16年3月、暴走族の元構成員等によるボランティア団体が結成された。この団体は、地域の清掃や病院での高齢者の介助等のボランティア活動に積極的に参加している。

(2) 少年サポートセンターの活動の活性化

警察では、全都道府県警察に少年サポートセンターを設置し、そこに配置された少年相談、継続補導、被害少年の支援等の専門的・継続的な活動を行う少年補導職員^(注1)や、複雑な少年相談事案の処理や少年相談担当職員への指導、助言等を行う少年相談専門職員^(注2)を中心に、総合的な非行防止対策を行っている。平成17年4月1日現在、全国190か所に少年サポートセンターが設置され、そのうち66か所は、少年や保護者が気軽に立ち寄ることができるよう、警察施設以外の施設に設置している。

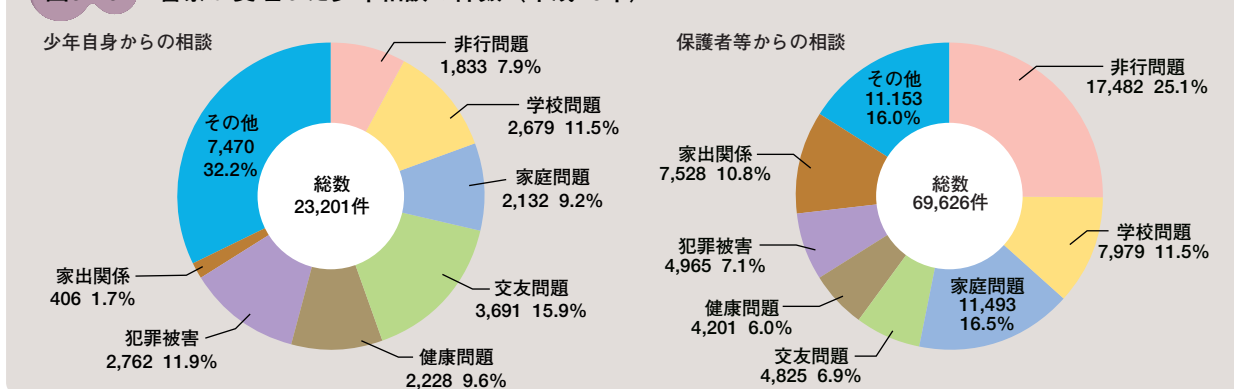
注1：平成17年4月1日現在、全国に約1,000人の少年補導職員が配置されている。

注2：平成17年4月1日現在、全国に約100人の少年相談専門職員が配置されている。

① 少年相談活動

少年サポートセンターでは、少年や保護者等からの悩みや困りごとの相談に応じており、心理学や教育学の専門知識を有する職員や少年非行問題を取り扱った経験の豊富な職員が、親身になって指導・助言を行っている。また、気軽に相談できるよう、フリーダイヤルの電話や電子メールにより相談を受理することができるようにしている。

図3-32 警察が受理した少年相談の件数（平成16年）



② 街頭補導活動

少年非行・犯罪を抑止し、健全な育成を図るためには、飲酒、喫煙、深夜はいかい等の犯罪や非行に至らない不良行為の段階で適切に対処することが必要である。警察では、少年の集まる繁華街や学校周辺、通学路、公園等において、学校その他関係機関やボランティア等地域住民と共同で街頭補導活動を実施している。

③ 継続補導・継続的支援

少年相談や街頭補導活動を通じてかかわった少年に対し、家庭、学校、交友関係その他の環境が改善されるまで、本人や保護者等の申出に応じて、少年サポートセンターでの面接、家庭訪問、社会奉仕活動や運動への参加を通して、立ち直りに向けた指導・助言を繰り返し行っている。

また、いじめや性犯罪の被害を受けた少年に対しては、心の傷がいやされるまで、継続的に悩みを聞いたり、カウンセリングを行ったりしている。

④ 情報発信活動

警察では、学校で非行防止教室等を開催するとともに、地域住民や少年の保護者が参加する少年非行問題に関する座談会を開催するなどして、少年非行・犯罪の実態や少年警察活動についての理解を促している。16年度中は、非行防止教室等を全国1万9,893校で延べ2万2,211回開催し、延べ約482万人の児童・生徒が参加した。

コラム 2 非行防止教室等プログラム事例集

17年1月、警察庁と文部科学省は、非行防止教室の開催に当たっての注意点や、他の取組みの参考となる開催事例を紹介する「非行防止教室等プログラム事例集」を作成し、各都道府県の警察本部、教育委員会等に配布するとともに、文部科学省のウェブサイトで公開した。

⑤ 関係機関・団体との連携

少年サポートセンターでは、平素から学校、児童相談所その他の関係機関・団体と緊密に意見交換等を行い、少年や家庭等に対する支援の充実強化に努めている。

事例 島根県警察では、16年度、島根県が推進する「地域社会で子どもたちが健やかに育つ環境づくり」の一環として、少年サポートセンター分室を併設した「子ども支援センター」を県内4市に設置し、県教育委員会や県健康福祉部と協力して、少年の就労支援、カウンセリング等を行っている。

(3) 学校その他関係機関との連携確保

① 少年サポートチーム

少年の問題行動が多様化、深刻化し、その背景や要因も複雑化する中、個々の少年の問題状況に応じた的確な対応を行うため、学校、警察、児童相談所の担当者等から成る少年サポートチームを編成し、それぞれの専門分野に応じた役割分担の下、少年への指導・助言を行っている。

② 学校と警察との連絡

教育委員会等と警察との間で締結した協定等に基づき、非行少年等問題を有する児童生徒に関する情報を学校と警察が相互に通知する「学校・警察連絡制度」が、平成16年度末現在、32都道府県で運用されている。また、警察署の管轄区域や市区町村の区域を単位に、全都道府県で約2,700の学校警察連絡協議会が設けられている。

③ スクールサポーター

スクールサポーター制度とは、学校からの要請により、警察官を退職した者等を学校へ一定期間継続して派遣し、学校における少年の問題行動等への対応や巡回活動、相談活動等を行うものである。16年度末現在、14都府県で導入されている。

事例 16年5月、山口県警察と県内7市の教育委員会は、協定を結び、警察官や教員を退職した者による「少年安全サポーター（スクールサポーター）」制度を導入した。採用された少年安全サポーターは、不審者の侵入を想定した訓練の指導、学校周辺のパトロール、街頭補導活動等を、学校や警察と連携して行っている。

(4) ボランティアとの連携

警察では、平成17年4月1日現在、全国で少年補導員^(注1)約5万2,000人、少年警察協助手^(注2)約700人、少年指導委員^(注3)約6,300人のボランティアを委嘱しており、協力して街頭補導活動その他少年の健全育成のための活動を推進している。また、少年と年齢が近い者にボランティアを委嘱したり、学校ごとに担当者を決めたりするなどして、活動の活性化に努めている。



ボランティアによる街頭補導活動

(5) 少年の薬物乱用防止対策

少年が薬物の危険性、有害性を正しく認識することができるよう、警察職員を学校に派遣し、薬物乱用防止教室を開催している。また、都道府県警察では、大型スクリーン等の視覚的効果を有する資器材を登載した薬物乱用防止広報車を配備し、街頭における広報啓発活動等に活用している。

注1：街頭補導活動、環境浄化活動を始めとする幅広い非行防止活動に従事している。

注2：非行集団に所属する少年を集団から離脱させ、非行を防止するための指導相談に従事している。

注3：風俗適正化法に基づき、都道府県公安委員会から委嘱を受け、少年を有害な風俗環境の影響から守るための少年補導活動や風俗営業者等への協力要請活動に従事している。

3 少年保護対策

(1) 少年の福祉を害する犯罪

警察では、児童に淫行をさせる行為のように、少年の心身に有害な影響を与え、少年の福祉を害する犯罪（福祉犯）の取締りと被害少年の発見・保護を推進している。

特に、児童買春や児童ポルノについては、平成16年7月から、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律が施行され、児童ポルノの提供等が禁じられたことなどを踏まえ、取締りを強化している。

また、日本国民が国外で犯した児童買春、児童ポルノ事犯等の取締りや国際捜査協力を強化するため、警察庁では、16年11月、東南アジア3か国の捜査関係者、非政府組織（NGO）等を招いて、児童の商業的・性的搾取対策東南アジアセミナーを開催し、各国の児童買春等の状況や取組み等について意見交換を行った。

図3-33 福祉犯の法令別検挙人員（平成16年）

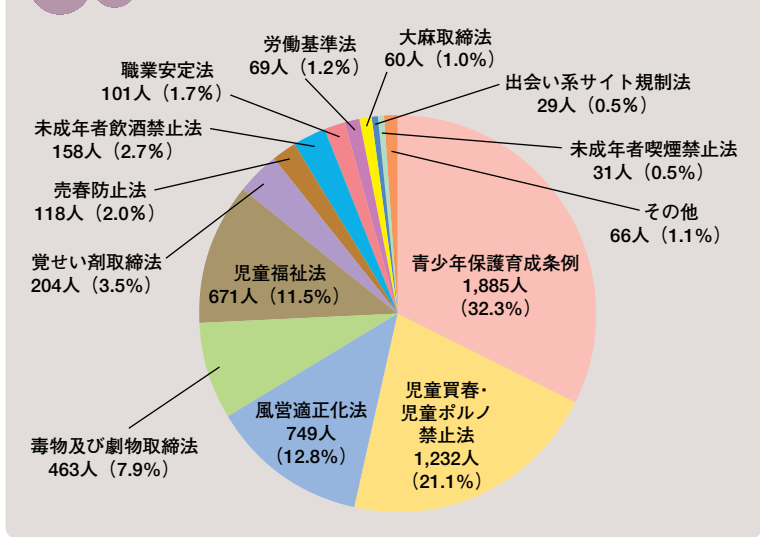


表3-35 福祉犯の被害少年の学職別状況（平成15、16年）

年次	区分	総数	未就学	学生・生徒					有職少年	無職少年
				小計	小学生	中学生	高校生	その他学生		
16年(人)		7,456	0	4,858	49	1,971	2,752	86	768	1,830
	構成比(%)	100.0	0.0	65.2	0.7	26.4	36.9	1.2	10.3	24.5
15年(人)		7,304	3	4,547	50	1,914	2,511	72	751	2,003
	構成比(%)	100.0	0.0	62.3	0.7	26.2	34.4	1.0	10.3	27.4
	増減数(人)	152	△3	311	△1	57	241	14	17	△173
	増減率(%)	2.1	△100.0	6.8	△2.0	3.0	9.6	19.4	2.3	△8.6

表3-36 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律による検挙状況（平成15、16年）

年次	区分	件数						人員					
		計	児童買春		児童ポルノ		計	児童買春		児童ポルノ			
			出会い系サイト利用に係るもの	テレホンクラブ営業に係るもの	インターネット利用に係るもの	インターネット利用に係るもの		出会い系サイト利用に係るもの	テレホンクラブ営業に係るもの	インターネット利用に係るもの			
16年(人)		1,845	1,668	745	178	177	85	1,232	1,095	498	135	137	76
15年(人)		1,945	1,731	791	212	214	102	1,374	1,182	568	174	192	100
	増減数(人)	△100	△63	△46	△34	△37	△17	△142	△87	△70	△39	△55	△24
	増減率(%)	△5.1	△3.6	△5.8	△16.0	△17.3	△16.7	△10.3	△7.4	△12.3	△22.4	△28.6	△24.0

事例 高校教諭（48）は、15年8月、買春目的で渡航したカンボジア王国内の風俗店で、従業員に代金を支払い、同店で稼働していたベトナム国籍の女子児童（16）と性交した。16年2月、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反で検挙した（千葉）。

（2）有害環境の浄化

インターネットの普及により、少年が、インターネット上で過激な性や暴力の表現に接することができるようになってきていることから、警察では、こうした違法情報・有害情報に少年がアクセスできないようにするため、利用者に対し、フィルタリングシステム^(注)の導入を勧めている。

また、未成年者が酒類やたばこを容易に入手できないようにするため、これらを未成年者に販売・提供する事業者の指導取締りを徹底するとともに、関係業界による自主的な措置が講じられるよう働き掛けている。平成16年6月に締結されたたばこの規制に関する世界保健機関枠組条約において、未成年者に対するたばこの販売を禁止するため効果的な措置を実施することとされていることを受け、同月、警察庁は、財務省、厚生労働省と共に、関係業界に対して、たばこ自動販売機の適正な場所への設置や従業員等による適正な管理の徹底等、未成年者の喫煙を防止するための取組みを要請した。

（3）暴力団等の影響の排除

警察では、暴力団やその周辺者が関与する福祉犯等の取締りを積極的に行うとともに、補導活動や少年事件の取扱いを通じて少年の暴力団等への加入状況の把握に努め、暴力団等からの離脱促進や新たな少年の暴力団等への加入阻止のための対策を推進している。

（4）少年の犯罪被害への対応

平成16年中の少年が被害者となった刑法犯の認知件数は35万6,426件であり、このうち凶悪犯は1,935件、粗暴犯は2万488件であった。

警察では、被害少年に対して、継続的にカウンセリングを行うなどの支援を行っている。また、少年補導職員等を増員するとともに、大学の研究者、精神科医、臨床心理士等部外の専門家を被害少年カウンセリングアドバイザーとして委嘱し、支援を担当する職員が専門的な助言を受けることができるようにしている。

注：ウェブサイト上の違法・有害表現へのアクセスを制御するために、受信者側でこれらの情報を受信するかどうかを選択できるシステム

4 子どもを守る施策

(1) 子どもの安全対策

近年、女子児童が被害者となった誘拐・殺人事件、幼児が被害者となった通り魔殺人事件、小学校における持凶器殺人事件等子どもが被害者となる重大事件が発生している。

警察では、このような事件を防止するため、地域警察官のパトロールを強化するとともに、児童・生徒の安全確保を任務とするスクールサポーターとして警察官を退職した者等を委嘱している。また、学校に不審者が侵入した場合を想定して、防犯訓練や防犯教室を実施しているほか、事件・事故が発生した場合に備え、学校と警察とを結ぶ緊急通報システムの整備を推進している。

さらに、通学路等での安全を確保するため、学校や地域住民に対し、子どもを対象とした犯罪の発生状況や不審者の出没状況に関する情報を提供するとともに、子ども緊急通報装置の整備を進めている。



子ども見守り会の活動



子どもの連れ去り防止訓練

(2) 子どもを対象とした性犯罪対策

警察庁やその附属機関の科学警察研究所が行った調査から、平成16年中に検挙した子どもを対象とした暴力的な性犯罪（強姦、強制わいせつ、強盗強姦、わいせつ目的略取・誘拐）の被疑者466人のうち、15.9%に当たる74人は、それ以前にも同種の性犯罪を犯していることが明らかになった。また、昭和57年から平成9年までの間に検挙した子どもを対象とした強姦事件の被疑者で追跡が可能な506人のうち、9.3%に当たる47人は、16年6月末までに再び、子どもを対象とした強姦事件や強制わいせつ事件を犯していることが明らかになった。

そこで、警察では、17年6月より、法務省から、子どもを対象とした暴力的な性犯罪により刑務所に服役している者の出所予定日、出所後の帰住予定先等の出所情報の提供を受け、出所者の更生や社会復帰を妨げないよう配慮しつつ、犯罪の予防や捜査の迅速化等への活用を図っている。

(3) 児童虐待対策

平成16年中の警察の相談窓口における児童虐待に関する相談の受理件数は1,833件（前年比557件増）と、過去10年間で約10倍に増加した。

また、16年中の児童虐待事件の検挙件数は229件（前年比72件増）、検挙人員は253人（前年比70人増）、被害児童数は239人（前年比73人増）であった。このうち、殺人及び傷害致死による検挙人員は62人（前年比11人増）であった。

表3-37 児童虐待に関する相談受理件数の推移（平成7～16年）

区分	年次	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
受理件数（件）		178	257	511	413	924	1,342	1,574	1,382	1,276	1,833

表3-38 児童虐待事件の態様別検挙状況（平成15、16年）

区分 年次	総数			身体的虐待			性的虐待			怠慢又は拒否			心理的虐待		
	検挙件数	検挙人員	被害児童数	検挙件数	検挙人員	被害児童数	検挙件数	検挙人員	被害児童数	検挙件数	検挙人員	被害児童数	検挙件数	検挙人員	被害児童数
16年	229	253	239	176	193	186	39	42	39	14	18	14	0	0	0
15年	157	183	166	109	130	115	29	29	32	19	24	19	0	0	0
増減数	72	70	73	67	63	71	10	13	7	△5	△6	△5	0	0	0
増減率	45.9	38.3	44.0	61.5	48.5	61.7	34.5	44.8	21.9	△26.3	△25.0	△26.3	—	—	—

表3-39 児童虐待事件の罪種別検挙状況（平成15、16年）

区分 年次	総数	殺人	傷害	傷害致死	暴行	逮捕監禁	強姦	強制わいせつ	児童福祉法違反	青少年保護育成条例違反	保護責任者遺棄	致死傷重過失	取締法違反	覚せい剤
													取締法違反	覚せい剤
16年（人）	253	33	142	29	16	1	16	8	17	1	16	3	0	0
構成比（%）	100.0	13.0	56.1	11.5	6.3	0.4	6.3	3.2	6.7	0.4	6.3	1.2	0.0	0.0
15年（人）	183	26	98	25	6	0	6	3	18	2	20	4	0	0
構成比（%）	100.0	14.2	53.6	13.7	3.3	0.0	3.3	1.6	9.8	1.1	10.9	2.2	0.0	0.0
増減数（人）	70	7	44	4	10	1	10	5	△1	△1	△4	△1	0	0
増減率（%）	38.3	26.9	44.9	16.0	166.7	—	166.7	166.7	△5.6	△50.0	△20.0	△25.0	—	—

事例 友人と同居していた男（39）は、その友人の4歳と3歳の子ども2人に暴行し、傷害を負わせ、これを友人に知られることを恐れ、子ども2人を橋の上から約5メートル下方の川に投げ入れ、溺死させて殺害した。16年9月、殺人罪等で逮捕した（栃木）。

警察では、街頭補導、少年相談等様々な活動の機会を通じ、児童虐待事案の早期発見と児童相談所等への確実な通告に努めるとともに、都道府県知事・児童相談所長による児童の安全確認や一時保護、立入調査を円滑化するための援助を実施している。また、被害児童のカウンセリング、保護者への助言・指導、訪問活動による家庭環境の改善等の支援に取り組んでいる。